

令和6年6月24日

令和6年

第6回教育委員会定例会会議録

大田区 教育委員会室

令和6年6月24日（月曜日）午後2時から

1 出席委員（6名）

小 黒 仁 史		教育長
三 留 利 夫	委 員	教育長職務代理者
弘 瀬 知江子	委 員	
高 橋 幸 子	委 員	
深 澤 佳 己	委 員	
北 内 英 章	委 員	

2 出席職員（11名）

教育総務部長		今 井 健太郎
参事（教育施設担当）		河原田 光
教育総務課長		鈴 木 孝 司
教育施設担当課長		小野澤 行 平
副参事（教育地域力担当）		長 岡 誠
学務課長		高 野 恭 子
指導課長		細 田 真 司
指導企画担当課長		木 下 健太郎
学校支援担当課長		鈴 木 啓 介
教育センター所長		早 田 由香吏
大田図書館長		後 藤 清

3 日程

日程第1 教育長の報告事項

日程第2 議案審議

学校給食費徴収状況について

第25号議案 ふれあいはすぬま跡 学びの多様化学校及び関連施設整備基本構  
想及び基本計画の策定について

~~~~~

(午後2時00分開会)

○教育長

それでは、ただいまから、令和6年第6回大田区教育委員会定例会を開会いたします。  
本日は、傍聴希望者がおります。  
委員の皆様には傍聴許可を求めます。許可してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

傍聴を許可いたします。

(傍聴者入室)

○教育長

大田区教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人は、議場における言論に対して批評を加え、または、拍手その他の方法により公然と可否を表明することは、禁止されております。ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。本日の出席委員数は、定足数を満たしていますので、会議は成立しています。

まず、会議録署名委員に三留委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。  
続いて、本日の日程第1について、事務局職員の説明を求めます。

○事務局職員

日程第1は、「教育長の報告事項」でございます。

○教育長

本日は、私からは6月19日に開かれております、第2回区議会定例会の代表質問に対してお答えした内容について、お知らせいたしたいと思っています。

まず、初めの質問といたしまして、地域に貢献し、未来をつくる人材の育成について、どのように教育委員会が取り組んでいくのかというご質問にお答えしました。

私からは、地域と一体となったこどもたちの教育を進めていくことは、最も大切な教育課題の一つだと考えているようにお伝えいたしました。

その中でコミュニティ・スクールの推進などによって、地域に住んでいる全ての方々と協力しながら、こどもたちの地域への愛着や、これを育むとともに、今後、将来において地域の担い手となって、地域の発展に貢献するようなこどもを育てていきたいとお答えしました。

その中で、現在、来年度から正式な教科になります、「おおたの未来づくり」を紹介させていただいて、この「おおたの未来づくり」が地域の課題に目を向けて、実際に解決する体験等を通して、地域に役立つことの喜び・大切さを実感できる、そういう力を身につけさせていきたいとお話をさせていただきました。

また、事例として、志茂田小学校のこどもたちが、地域の神社の「子ども獅子舞」という文化がございますね。それを自分たちで復活させていこうというような取組を行ったことについて、お話をさせていただきました。

まず、こどもたちは、この「おおたの未来づくり」で、獅子舞について地域の方から学ぶとともに、獅子舞をまた行っていくためには、どんなことを取組めばいいか、それぞれこどもたちなりに考えて取組んでおりました。そういうような取組みの中で、区民の方々と連携しながら、ぜひ、地域や社会の未来を担うこどもにしていきたいということを思いました。

次の質問は、個別最適な学びと協働的な学びというのが、今の教育の中で大切な学びなのですけれども、それをどのように共に充実していくかということのご質問がありました。一人ひとりの学びが個別に深まって充実するとともに、多様な他者との協働によって、課題解決することができたという充実感や達成感を持つことが重要だとお答えをさせていただきました。

また、その例として、やはり、「おおたの未来づくり」ですかね。個別の例を挙げて、矢口小学校の商店街で行った未来プロジェクトの話をししました。商店街に活気を取り戻そうという課題意識の下に、6年生が商店街のプロモーション動画を作成するというような取組です。

まずは、こどもたち一人ひとりがどうしたら多くの人に魅力ある商店街になるかというのを考えて、アイデアを持ち寄りました。そのアイデアには、一人ひとりのアイデア、ものの見方、考え方、取組が活かされていました。

その次に、その考え方を出し合って、また、知恵を絞って演出方法、そういうものを考えていく経過がありました。そのつくり上げるときに、例えば作文が上手な子であるとか、絵が上手な子であるとか、ICTが得意な子であるとか、児童一人ひとりの個性というのですかね、持ち味を発揮して、主体的に取組んでいました。

その後、先生は、一人ひとりの考え方の違いを乗り越えて、チームワーク良く進めているグループを非常に評価していましたが、こどもたちは、褒められたときにはうれしそうな表情をして、また、頑張ろうというような意欲を持っていたように見受けられました。

このように、「おおたの未来づくり」の授業だけではなくて、全ての教育活動の中で一人ひとりの個が生きるというのですかね、一人ひとりの良さが生きるような学び、それから、それを集めて新たに協働的にいろいろ未来をつくり出していくというか、そういうような授業を充実させていきたいというようにお答えさせていただきました。

それから、次の質問は、学校における暴力によらない解決策と平和の尊さに関するご質問がありました。今の様々な国際紛争の中で、戦争であるとか、武力によるような解決、そういうような時代背景を受けておりますけれども、私からは、話し合いにより問題解決することが民主主義の根幹であり、教育基本法の下では、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、暴力によらず話し合いで解決するという大切さを理解して、実践するというこどもを育てるということをお話ししました。

学校においても、身の周りの問題など、様々な問題が発生しますけれども、話し合いで解決するというのですかね。その話合うことを大切にして、相手の立場であるとか、違いな

どを受け止めながら解決していくと、そういうような体験を十分に積み上げていくことが大切ではないかというようにお話をさせていただきました。

世界各地で様々な戦争紛争、人類を脅かすような課題がたくさんあるのですけれども、そういう深刻さについて認識を深めるとともに、問題が起きた際には、子どもたちの生活の中でも様々な問題が起きますけれども、積極的に話合っ解決しようというような声上がるような学校生活や学習の場にしていきたいとお話をさせていただきました。

それから、おおた教育ビジョンは、笑顔とあたたかさあふれる未来を創り出す力を育てますということですけれども、この理念に込めた教育長の思いは何だ、どういうことかということについてご質問もありました。

そのような予測困難な未来においても、一人ひとりが他者とのつながりの中で笑顔があふれ、幸せや豊かさなどを実感できる温かな社会の実現が求められていて、このおおた教育ビジョンの策定懇談会において中学生が、周りの人と笑顔の輪、優しさの輪を築いていけるような大人になりたい、そのような心を育む学校であってほしいという声がありましたので、そういう学校が実現するように、子どもたち一人ひとりの可能性を引き出して、個性と能力を最大限に発揮できる、そういうような力の育成を育てていくこと、また、子どもたちにとって学校が楽しくて、笑顔でつながり、あたたかさあふれる場所となるよう、質の高い教育環境を整えていくということをお話しいたしました。

そのほかにも、教員が笑顔になるには、どうしたらいいのかというような質問もございました。笑顔あふれる学級づくりをしていくためには、教師がやりがいと情熱を持って真摯に子どもたちに向き合えるような環境づくりが重要であると考え、また、教師が自信を持って子どもたちの前に立てるように、教育委員会として、そういうような環境整備の施策を展開したいというお話をさせていただきました。

また、不登校児童・生徒が、より効果的な支援についてというような観点のご質問がありましたけれども、多様化している不登校児童・生徒の一人ひとりの思い、それから、保護者の願いに寄り添って解決するためには、さらに広く深く様々な機関と連携しながら、子どもたちに寄り添った取組をしていくこと。家庭への支援も一層強化して、多様な子どもを持つ、個性を持つ一人ひとりに対する深い愛情と理解を基盤にして、誰一人取り残さない不登校対策を、学びの多様化学校の例も含めて、ご紹介をさせていただきました。

以上、このような代表質問の中で対応させていただきましたので、ご報告いたしました。ただいまの報告につきまして、ご意見・ご質問があれば、お願いいたします。

### ○三留委員

違うことになりましたが、2点、述べさせていただきます。

1点目は、6月8日に田園調布小学校の運動会に参加をしてきましたので、報告いたします。

本当にいい天気で、雲一つない晴天の中で行われたのですけれども、こどもの席には、全て回りにテントが置かれていまして、水分補給もできる態勢、万全な準備の下で行われていると感じました。北内委員もお見えになっておりましたけれども、私も、開会式から閉会式まで参加をさせていただきました。青空の下、本当の大きな声援を受けて、子どもたちが頑張るその姿には、感動いたしました。児童の発達段階に即したすばらしい演技や

教育が見られたと思いました。

こどもたちが、係などの自分の役割を生き生きと果たしていたこと、それから、PTA、おやじの会の皆さんが、誘導整理などの仕事をしっかりやっただけというように印象に残りました。

私が学校現場にいた頃と違うのは、午前中開催ということで、ほとんどの学校が今、午前中開催になっています。田園調布小学校もそうでした。気候状況などを考えると、やむを得ないのではないかなと思いました。

それでも、内容を工夫して、個人競技の短距離走、団体競技、表現の全てができていました。体育館では、冷房が効いた室内で運動会の様子を撮った実況の映像、いわゆるパブリックビューイングを流していて、いろいろな方が見ておりました。運動会自体は、昔ながらの面がまだ多いと思うのですが、状況に合わせて、運動会の実施の仕方が少しずつ変わっているなということを実感いたしました。

2点目は、先月、中央教育審議会の部会から、「令和の日本型教育を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」の審議のまとめが出ましたので、記載されることを基に考えを述べさせていただきたいと思います。

この審議のまとめについては、基礎定数の改善だとか、法改正による教職員の処遇改善など、多岐にわたって述べられているのですが、その中で、働き方改革に関わる環境整備を中心に所感を述べたいと思います。

ここでは、「教育は人なり」という昔から言われている格言を示して、「いかに時代や社会が変化しようとも、学校の成否は教師にかかっている」としています。その上で、現状の教師不足については、憂慮すべき状況としています。

環境整備については、教師の在校時間の長時間化の背景や要因を考慮しつつ、取組のスクラップ・アンド・ビルドを改めて徹底し、従来の慣習や固定概念にとらわれることなく、柔軟かつ機動的に見直しを重ねていくことが重要としています。校長等の管理職のマネジメントの重要性も指摘されています。教育委員会として、また、各学校で、不断の見直しを重ねてほしいと思いました。

学校における働き方改革として、学校教師が担う業務の適正化の一層の推進が、示されています。大田区では既に、大田区立学校における働き方推進プランを示して、いち早く着手してきたと認識しております。在校時間も、少しずつ減ってきていると認識しております。

また、いじめや不登校、特別な支援を必要とする児童・生徒や日本語指導が必要な児童・生徒、貧困を抱える児童・生徒など、こどもたちの多様化・複雑化による課題にきめ細やかに対応するための教員以外の支援スタッフの配置や、外部機関との連携にも触れております。教員業務支援員や副校長・教頭マネジメント支援員などが挙げられております。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの重要性についても指摘されております。名称は違いますが、これらのことについては、大田区では、いち早く実施していると思っております。こうした、手厚い支援は、今後ともしっかりと進めてもらいたいと思っております。

チーム学校を通じた「個業から協働へ」のシフトチェンジをいかに進めていくかがポイントになると考えております。

学校安全衛生環境の充実についても触れられています。大田区では、先般、学校安全衛生委員会の規定の一部を改正し、教育委員会が事務局として関わり、総括安全衛生管理者を含む労働安全に関する専門職、産業医が入って、大田区立学校の学校教職員の安全委員会を制度化して、職員のケアを強化する仕組みを整えました。教職員の健康と安全についても、一層の対応をお願いしたいと思っております。

最終ページの記述に、教職員の「働きやすさと働きがいの両立の実現が必要」とあります。教職員のワーク・ライフ・バランスをも考慮した柔軟な働き方改革の推進を含め、教育委員会として、あるいは各学校として、教師にとってより良い環境づくりを進めてもらいたいと思います。

#### ○教育長

ほかにご質問やご意見は、ありませんか。

#### ○北内委員

ちょうどこの季節は、区立中学校3年生は、修学旅行の季節です。先日、中学校のお便りを拝読しました。京都・奈良の神社・仏閣を巡り、清水焼の絵付けや抹茶とお菓子の体験など、友達同士の貴重な思い出をつくれたと思います。

一方で、暑さと観光客の多さにはかなり参ったそうです。2泊3日の最終日の朝に、定宿の女将さんからこどもたちと先生に、「今のご時勢を踏まえ、本年度をもって修学旅行の受入れを終了することとなりました。長らく皆さんには、当旅館を使っていたいただき、ありがとうございました。将来、またご縁がありましたら、当旅館においでください。」と涙ぐみながら、そして、淋しそうに語られたそうです。

オーバーツーリズムの波が、修学旅行にも影響を及ぼしていると思えました。

それから、もう一点は、6月22日（日曜日）、池上会館で令和6年大田区立小学校PTA連絡協議会定期総会・歓送迎会に出席させていただきました。令和元年、（2019年）以来、5年ぶりにフルでの開催となりました。小学校60校の校長先生と副校長先生、PTA会長・PTO団長・役員が一堂に会します。

日頃、教育地域力担当副参事が、PTAと教育委員会を強く繋げてくださっています。昨年度、PTA・PTO役員の皆さま、お疲れさまでした。

また、今年度、役員になられた皆さま、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○教育長

ほかにございますでしょうか。

#### ○高橋委員

2点、報告いたします。1か月前になるのですが、5月25日、羽田中学校の体育祭に伺いました。各小学校からテントを借りて、生徒たちの席に使って、熱中症対策をしていました。

羽田中学校は、学年種目がとても楽しみなのですが、1年生の種目のローハイドというのがあったのですが、縄の先に付けた玉で缶を倒す競技なのですけれども、なかなかうま

く当たらないチームがありました。

でも、どうするのかなと見ていたら、もう何回も何回も挑戦して、倒すまで頑張っていました。倒したときには、みんなで拍手喝采して、とても盛り上がりました。楽しく見させていただき、ありがとうございました。

2点目は、青少対の行事であります、小学生対象のリーダー講習会が始まっております。蒲田地域では、今年は、六郷地区が担当なのですが、受講生は、以前よりとても少ない人数ですが、それぞれ12月までプログラムを体験・経験しながら成長していく姿が見られると思います。これからリーダーになるために頑張ってもらいたいと思っています。

#### ○弘瀬委員

6月7日、日本教育新聞社からの取材を受けました。健康診断についてということです。学校医が下着の中までのぞいて問題になった話がありました。

何であるようなことになったのかは定かではありません。学校医健診については以前からもいろいろ問題になっています。やはり学校医と養護教諭とそれから保護者か間での連携をはかり健康診断の目的をきちんと話し、やらなくてはならない検査なのだということを十分話合っ、理解していただくことが重要であると私は、思っています。そのことについてお話いたしました。

それから、もう一つは、女性の健康に関する啓発資料のリーフレットを作る委員会の一人に選ばれました。養護教諭、保健体育課の指導主事、産婦人科医と一緒に、子どもたちの月経を中心としたリーフレットを作ることになりました。

子どもたちが、内容によってはなかなか聞けない、誰に相談すれば良いかわからないなど色々なことがあると思います。今回はできるだけ中高生を中心にした、内容にするつもりです。家庭、あるいは養護教諭を含む教員など全体が子どもの性に関して理解してもらう目的でリーフレットを作ろうとしています。来年の3月末には配布できるのではないかと考えています。

出来上がった際には、ぜひ参考にさせていただければと思っています。

#### ○教育長

ほかにございますでしょうか。

#### ○深澤委員

皆さんのお話を聞いて思ったところを述べさせていただきます。教育長が先ほど、暴力によらないで解決をする、そういう教育をしていくべきだというお話でした。先日、報道で、市議の方が、学校医に対し学校健診についてのクレームを言ったということが話題になっておりましたが、言い方の問題というのは、非常に大きいと思います。自分の考えを述べることはよいけれども、自分の意図を伝える手段として、どういう方法が適当なのかということは、よく考えてから述べるべきであり、大人が適切な方法を示さなければいけないということ、感じたところでもあります。

東京都が、カスハラ（カスタマーハラスメント）についてのガイドラインを、検討中だということです。最近、世の中全体が、自分の意図を伝える方法として、暴力的な表現の

仕方をする方がどんどん増えているということを私自身も感じています。解決方法として適当な方法を大人が示すことが必要なのだということを、先般からの教育長や弘瀬委員のお話を聞いて感じたところでもあります。

感想めいたことで申し訳ありませんが、以上です。

#### ○教育長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、日程第2について、事務局職員の説明を求めます。

#### ○事務局職員

日程第2は、「部課長の報告事項」でございます。

#### ○学務課長

私からは、配布しております資料にございます、学校給食費の徴収状況について報告をさせていただきます。A4横の資料をご覧いただければと思います。資料には、令和5年度を含め、過去5年分の実績を記載してございます。令和5年度は、6月から学校給食費の無償化を実施しております。

令和5年分の列をご覧いただければと思いますけれども、令和5年の学校給食実施校数は88校。内訳としましては、小学校が59校、中学校が28校に糶谷中学校の夜間学級を加えた数字となっております。このうち、給食費の未納者がいらっしゃる学校は6校で、割合としては、6.82%でございます。

次に、児童・生徒数ですけれども、児童生徒数は4万328人という人数が、令和5年3月末の人数でございます。このうち、給食費が未納となっている児童・生徒は6人、割合としては0.01%でございます。

次に、給食費の総額ですけれども、給食費全体の徴収額は、4・5月分の2か月分となっております。総額3億8,311万3,672円で、このうち未納金額は、3万9,300円、未納の割合は、0.01%でございます。

令和2年度は、例年と比べまして給食費の総額が下がっておりますけれども、これは、新型コロナウイルス感染症予防対策に伴い、この年は、4月と5月が学校が臨時休業のため、給食の提供がなかったことによるものでございます。未納校数は、これまでで最も少なくなっております。給食費全体の徴収率は、99.99%と右上にございますけれども、昨年度から、0.02%上がっております。

これは、各学校の教職員の、児童・生徒の家庭の状況なども踏まえた、きめ細やかな対応によるものだとの認識をしてございます。

#### ○教育長

ただいまの報告につきまして、ご意見・ご質問は、ありますでしょうか。

#### ○三留委員

ただいま、学務課長から学校給食徴収状況ということで報告をいただいたのですが、昨年の6月から3月は無償化ということで、給食の徴収事務はなかったということになると思います。

5月まではやっていたということで、この表が出ているということなのですが、給食費の徴収については、学校徴収金事務ということになりまして、教職員の多大な努力によって成り立っています。徴収率としては、高い徴収率だと思うのですが、担当の先生や副校長が、場合によっては個別訪問したりとか、電話をかけたとか、そういうことをしながら苦労してやっているということ、先ほど、お話しいただいたのではないかなと思います。

学校徴収金についてなのですが、今回の新おおた教育ビジョンの個別目標4-3、「学校における働き方改革による教職員の魅力向上」の中に、学校徴収金の公会計化の調査研究があります。

他の自治体で、進んでいる所はあるのですが、学校徴収金の公会計化については、教職員の負担軽減という意味でも、大田区でも進めてもらいたいと思っております。

#### ○教育長

ほかにご意見は、よろしいでしょうか。

それでは、日程第3について、事務局職員の説明を伺います。

#### ○事務局職員

日程第3は、議案審議です。本日は、第25号議案のご審議をお願いします。

それでは議案を読み上げます。第25号議案 ふれあいはずぬま跡 学びの多様化学校及び関連施設整備基本構想及び基本計画の策定について。

以上です。よろしくをお願いします。

#### ○教育長

それでは、ただいまの議案について、事務局職員の説明を求めます。

#### ○指導企画担当課長

私からは、第25号議案についてご説明いたします。第25号議案 ふれあいはずぬま跡 学びの多様化学校及び関連施設整備基本構想及び基本計画の策定についてでございますが、ふれあいはずぬま跡へ整備を計画している、学びの多様化学校及び関連施設について、施設整備の基本構想及び基本計画を策定するものでございます。

まず、基本構想として目指す学校像を、社会とのつながりを大切にしながら多様な学びを通して、不登校状態にある児童・生徒の社会的自立を目指す学校といたしました。

具体的には、現在の学びの場になじめず、不登校状態にある児童・生徒が、自らの生き方を主体的・肯定的に捉え、社会とつながり、自立するための資質・能力を身に付けることができる、新たな学びの場となることを目指すものでございます。

併せて、不登校施策の中心、かつ先導的役割を果たすため、教育機能に加え、相談機能を備えた複合施設として整備する予定です。

次に、基本計画についてです。基本計画として目指す建築像を、「校舎全体が学びの場となる共創の森」といたしました。共創は、地域や企業の方々と児童・生徒が共に学び合う姿を表しております。森は、一般の学校のような学校らしい外観を感じさせず、樹木や草花で潤いのある緑豊かな森のような姿を建築で目指していくことを表しております。学校らしさを感じさせない工夫は、施設の外観だけでなく、共用部を含めた校舎全体を多様な学びの場とすることなどがあります。

最後に、今後のスケジュールについてです。基本構想及び基本計画に基づき、順次設計及び建設工事等に着手し、令和12年度の開校を目指します。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○教育長

それでは、ただいまの報告に、ご意見・ご質問は、ありますでしょうか。

#### ○三留委員

「ふれあいはすぬま跡 学びの多様化学校及び関連施設整備基本構想及び基本計画案」につきましては、こどもの実態に合わせてきめ細やかにつくられていて、私は、良いと思いました。

学びの多様化学校につきましては、学びたいときに学べる環境を整えるというコンセプトの下で、文部科学省のCOCOLOプランに設置促進が示されているところですが、大田区として先進的に取組むことについては、私は、素晴らしいことだと思っています。

これまで、分教室型として御園中と大森第四小学校の分教室の活動をしてきましたけれども、様々な知見と共にそのノウハウを生かして、建設・学校運営に取り組んでもらいたいと思っています。

基本構想にある機能として、教育機能としての「児童・生徒が、明日も来たくなる学びの場」があります。そこには、「登校のハードルを下げ、安心できる学びの場」「個性と社会性を伸ばす多様な学びの場」「自立を促す学びの場」の三つの学びの姿が示されております。

私は、学びの多様化学校を進める上で、「適用」と「克服」という概念が必要と思っています。

まず、児童・生徒にとって、学校に適応しやすい環境をつくるために、こどもにとことん合わせるところを合わせていくこと。さらに、基本は、スモールステップで、こどもたちに成功体験や克服の体験をさせて、自立を促していくということです。

こうしたことがきちんと盛り込まれ、手厚い支援体制がしっかり示されているのが良いと思いました。

そのほかの機能として、相談機能「不登校児童生徒一人ひとりにふさわしい学びの場を案内する施設」地域開放機能「地域と共にある施設」がありますが、これも大田区でつくる学びの多様化学校の特色と言えます。

基本計画は、こうした機能の充実のために、これまでの概念を超えるこどもの生活、学びのエリアの設定、居場所づくりの多様化など、多くの工夫がなされていると思いました。耐震性、風水害対策、環境への配慮なども、きめ細かく記されております。

以上のことから、ふれあいはずぬま跡 学びの多様化学校及び関連施設基本構想及び基本計画案に賛同いたします。

○教育長

ご意見はありますでしょうか。

○高橋委員

こちらの基本計画の案ですが、その中で保護者、児童・生徒にアンケートを取り、その希望する内容が取り組まれているのが、とてもいいと思いました。みらい学園中等部でも参加したときに、やはり運動したいという思いがあり、計画は、校庭や屋上広場、躍動の広場など、いろいろな場所を使えるようになっております。

また、昼食の準備についても、とても保護者が大変ということもありますし、子どもたちがそれぞれ自由に食べたいということで、飲食広場も計画されておりますのは、子どもたちにとっても、親にとってもいいのではないかなと思いました。

あと、もう一点は、地域開放機能でした。地域開放機能ということで、今現在、ふれあいはずぬまでは、いろいろなサークルが、このふれあいはずぬまを使ってサークル活動をしております。

それをやめることなく継続してできるということは、皆様にとっても、理解が得られるのではないかと考えております。よろしく願いいたします。

○教育長

ご意見ありますでしょうか。

○深澤委員

全国的に不登校児童・生徒数は増加していますが、残念ながら本区においても毎年、右肩上がりに不登校児童・生徒数が増えております。

大田区教育委員会では、本年、令和6年度から令和10年度までの大田区不登校対策アクションプランを策定いたしました。

また、不登校児童・生徒の状況に応じた様々な支援を行ってきていますが、その中でも、令和3年度から御園中学校の分教室であるみらい学園中等部は、一定の成果を上げてきていると感じています。

生徒が不登校になる理由は様々で、かつ複数の要因によると言われていますが、学校が楽しければ明日もまた学校に行きたいと思うものです。みらい学園中等部は、生徒が思うような環境を整えた場所であると思います。みらい学園中等部を訪問した際に、後輩に向けたメッセージが壁に貼ってあるのを見ました。どのメッセージも前向きで、未来を感じさせるものでした。こどもの居場所として機能し、子どもたちが自信を付けて巣立っていくことができる場所であることを感じました。

今回の学びの多様化学校の基本計画は、分教室が果たす役割の重要性を認識した上で、さらに、それぞれのこどもに合った多様な学びの場を提供することを目指すものであります。

また、不登校に特化した相談窓口となり、関係機関との連携を深めることで、より適切な効果的な支援につなげることを目指しております。 以上に加え、地域の防災活動拠点としての役割を含めた、この三つの内容を重要な機能として位置付けています。

人は、他人との関わりの中で自らを成長させ、社会を形成していきます。心身ともに成長著しい小・中学校の時代には、どのお子さんにも、社会とのつながりを大切にして、将来的に社会的自立ができるような教育を施していく必要があることから、私は、本基本構想到に賛同いたします。

○教育長

ほかにございますでしょうか。

○北内委員

私も、基本計画案に賛同いたします。こどもたちに多様な学びの機会があり、その中で成功体験できるということは、とても良いことだと思います。ぜひ推進していただきたいと思っています。

○弘瀬委員

すばらしいものだと思います。一人ひとりのこどもに寄り添って、未来への希望を持たせてくれるという、こういう教育というのは、すばらしいことだと思っております。誰一人取り残さないという、そういう目標に向かって、ぜひ不登校で今、おうちのほうで閉じこもっているこどもたちを、楽しい学びであるということで誘い出していただければ、一番いいかなと思っております。

すばらしい計画です。

○教育長

ありがとうございました。

それでは、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい」との声あり)

○教育長

それでは、第 25 号議案について、原案のとおり決定いたします。

これをもちまして、令和 6 年第 6 回教育委員会定例会を閉会といたします。

令和6年 第6回 教育委員会 定例会 6月24日(月) 午後2:00～

教育委員会室

<教育長の報告事項>

<部課長の報告事項>

教育総務部長

参事（教育施設担当）

教育総務課長

教育施設担当課長

副参事（教育地域力担当）

副参事（教育施設調整担当）

学務課長

学校給食費徴収状況について

指導課長

指導企画担当課長

学校支援担当課長

副参事（法務担当）

教育センター所長

幼児教育センター所長

大田図書館長

<議案審議>

第25号議案 ふれあいはすぬま跡 学びの多様化学校及び関連施設整備基本構想及び基本計画の策定について

令和6年6月24日

令和6年第6回教育委員会定例会日程

日程第1 教育長の報告事項

日程第2 部課長の報告事項

日程第3 議案審議

第25号議案 ふれあいはずぬま跡 学びの多様化学校及び関連施設整備基本構想及び基本計画の策定について

## 学校給食費徴収状況

|                     | 学校給食実施校数 |      |        | 児童・生徒数 |              |       | 給食費           |           |       |        |
|---------------------|----------|------|--------|--------|--------------|-------|---------------|-----------|-------|--------|
|                     | 実施校数     | 未納校数 | 割合     | 児童・生徒数 | 未納<br>児童・生徒数 | 割合    | 給食費総額         | 未納金額      | 割合    | 徴収率    |
| 令和5年度分<br>(6年5月末現在) | 88       | 6    | 6.82%  | 40,328 | 6            | 0.01% | 383,113,672   | 39,300    | 0.01% | 99.99% |
| 令和4年度分<br>(5年5月末現在) | 88       | 16   | 18.18% | 40,581 | 31           | 0.08% | 2,077,707,478 | 648,061   | 0.03% | 99.97% |
| 令和3年度分<br>(4年5月末現在) | 88       | 24   | 27.27% | 40,721 | 49           | 0.12% | 2,068,996,523 | 1,099,985 | 0.05% | 99.95% |
| 令和2年度分<br>(3年5月末現在) | 88       | 27   | 30.68% | 40,390 | 42           | 0.10% | 1,890,589,352 | 946,307   | 0.05% | 99.95% |
| 令和1年度分<br>(2年5月末現在) | 88       | 31   | 35.22% | 40,266 | 83           | 0.21% | 2,056,362,452 | 2,604,760 | 0.13% | 99.87% |

\* 令和2年度4・5月は新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業のため、6月から給食開始

\* 児童・生徒数は、各年度の3月末現在の人数を記載

\* 令和5年度6～3月は給食費無償化を実施

ふれあいはすぬま跡 学びの多様化学校及び  
関連施設整備基本構想及び基本計画（案）

令和6年6月

大田区教育委員会

# 目次

|                       |    |
|-----------------------|----|
| ■第1章：基本構想及び基本計画の目的    |    |
| 1 背景                  | 1  |
| 2 策定の目的               | 2  |
| 3 本計画の位置付け            | 2  |
| 4 本計画の対象              | 3  |
| ■第2章：不登校対策に係る現状と課題の整理 |    |
| 1 不登校の定義              | 4  |
| 2 大田区の現状              | 4  |
| 3 他自治体などの事例           | 14 |
| 4 不登校対策に係る課題          | 15 |
| ■第3章：基本構想             |    |
| 1 施設の目指す姿             | 16 |
| 2 機能                  | 17 |
| ■第4章：与条件の整理           |    |
| 1 建設予定地               | 22 |
| 2 完成時期                | 24 |
| 3 利用人数                | 24 |
| ■第5章：基本計画             |    |
| 1 目指す建築像              | 28 |
| 2 計画地の現況と法的条件         | 30 |
| 3 諸室計画                | 32 |
| 4 諸室ごとの機能関連           | 52 |
| 5 ゾーニング計画             | 53 |
| 6 配置計画                | 53 |
| 7 ブロックプラン（案）          | 54 |
| 8 セキュリティ計画            | 56 |
| 9 景観・デザイン計画           | 58 |
| 10 環境計画               | 59 |
| 11 防災計画               | 61 |
| 12 工事工程               | 63 |
| ■第6章：今後のスケジュール        | 64 |

## 第1章：基本構想及び基本計画の目的

### 1 背景

国は、不登校児童・生徒への支援について体系的に定めた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「教育機会確保法」という。）を平成28年12月に公布し、平成29年2月に完全施行しました。

全国における不登校児童・生徒数は年々増加し、令和4年度には29万9千人を超え、憂慮すべき状況となっています。大田区においても小・中学校ともに不登校児童・生徒数が増加しており、喫緊の課題として捉えています。

不登校は、多様で複雑な要因・背景によって、児童・生徒が「結果として不登校になっている」という状態であり、教育の観点だけで捉えて対応することが難しい場合があります。また、不登校の時期がその児童・生徒自身にとって、休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つ一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在します。

不登校児童・生徒への支援は、児童・生徒が不登校となった要因を的確に把握するとともに、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、個々の児童・生徒に応じたきめ細やかな支援策を組織的・計画的に講じることに加え、社会的自立に向けて進路の選択肢を複数用意することが重要です。

国は「学びの多様化学校」の設置を促進しており、将来的には分教室型も含め、全国に300校設置することを目指しています。

大田区教育委員会でも、これまで以上に総合的かつ効果的な対策を推進することを目的に「大田区不登校対策基本方針」を策定し、様々な施策に取り組んでいます。令和3年度からは御園中学校が、令和6年度からは大森第四小学校が学びの多様化学校として指定を受け、それぞれ分教室（以下、御園中学校の分教室を「みらい学園中等部」、大森第四小学校の分教室を「みらい学園初等部」という。）を開室しました。

分教室は、将来的に学校型の学びの多様化学校を設置することを条件に認められる制度です。大田区教育委員会では、学校型の学びの多様化学校に不登校施策の中心かつ先導的役割を求め、不登校状態にある児童・生徒が社会とつながり、自立を目指していく新たな学びの場にするにとしました。

このため、通学の利便性を考慮し、大田区の中心部近くに位置する「ふれあいはすぬま」の暫定活用期間終了後に、学校型の学びの多様化学校とその関連施設を設置することについて検討を重ねてきました。

## 2 策定の目的

既存施設の改修と異なり、新築での学びの多様化学校の設置は、不登校対策に効果的な教育活動や相談体制の在り方（ソフト面）と、諸室等の在り方（ハード面）、さらには組織や人材面とを合わせて検討し、強化することができるというメリットがあります。

ふれあいはすぬま跡 学びの多様化学校及び関連施設整備基本構想及び基本計画（以下「本計画」という。）は、みらい学園中等部における取組の成果や課題を踏まえるとともに、つばさ教室等に通っている児童・生徒を含め、不登校になったことがある当事者や、大田区内外を含めた不登校対策関係者の意見を取り入れることで、大田区の不登校施策のセンター的・パイロット的役割を担う施設として整備することを目指し、施設の目指す姿や機能等について示すものです。

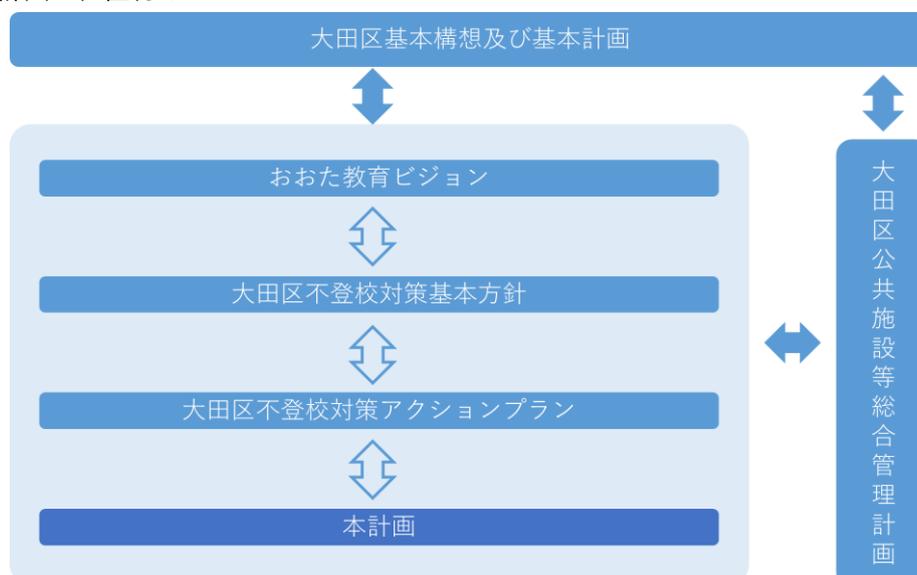
## 3 本計画の位置付け

大田区は、大田区基本構想に掲げる将来像の実現に向けて大田区基本計画を策定するとともに、各分野の目標を達成するための個別計画を定め、施策を展開しています。

大田区教育委員会においても、おおた教育ビジョンや大田区不登校対策基本方針等を策定し、様々な施策に取り組んでいます。

こうした上位計画等との整合性を図りながら、本計画により施設を整備します。

図1-1 計画の位置付け



#### 4 本計画の対象

本計画では、ふれあいはずぬま跡へ整備する学びの多様化学校とその関連施設（相談機能）を対象とします。

### 学びの多様化学校とは

学びの多様化学校とは、不登校児童・生徒を対象に、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校です。特別の教育課程は、当該学校に通う児童・生徒の社会的自立に向けて、その実態や地域性等の様々な状況を鑑みて検討され、主に年間総授業時数の削減や、学習指導要領にない特色ある教科の新設を採用する学校が多い傾向にあります。

学びの多様化学校を設置するためには、学校の設置者である教育委員会等が文部科学大臣に申請し、学びの多様化学校として指定を受ける必要があります。

学びの多様化学校には、学校型（1条校としての学校を学びの多様化学校として指定するもの）と分教室型（学級を学びの多様化学校として指定するもの）があり、分教室型は既存の小・中学校が本校（母体）となります。学校型と分教室型の主な違いは、以下の表のとおりです。

|          | 学校型                                                                 | 分教室型                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設置基準     | 小・中学校の設置基準による<br>※原則、校舎(教室、図書室、保健室、職員室等)、運動場、体育館を設置                 | 不登校特例校（分教室型）取扱基準による                                                                                                                                                                                                                     |
| 設置手続     | 条例に規定する必要あり                                                         | 条例に規定する必要なし                                                                                                                                                                                                                             |
| 教員配置     | 都の教職員定数配当基準に基づき配置                                                   | 都の教職員定数配当基準に基づき学級増分の教員を配置<br>※校長、副校長、養護教諭、事務職員の増配置なし                                                                                                                                                                                    |
| 認定(指定)条件 | 文部科学省に申請し、指定を受ける。指定条件は以下のとおり。<br>○実施計画書や特別の教育課程の編成に関する資料の審査に合格すること。 | 都の教育委員会に申請し、認定を受ける。認定条件は以下のとおり。<br>○学びの多様化学校として文部科学大臣から指定を受けていること。<br>○設置場所は、その属する公立小・中学校等の主要施設と同一建物内ではないこと。<br>○学校保健安全法に基づき、設置者の責任の下、児童・生徒及び職員の心身の健康の保持増進並びに児童・生徒の安全の確保を図るために必要な措置が講じられていること。<br>○将来的に学校又は分校としての学びの多様化学校へ移行する計画を有すること。 |
| 例        | ○八王子市立高尾山学園<br>○岐阜市立草潤中学校                                           | ○はしうち教室（調布市立第七中学校分教室）<br>○ねいろ（世田谷区立世田谷中学校分教室）                                                                                                                                                                                           |

## 第2章：不登校対策に係る現状と課題の整理

本計画の策定にあたり、大田区における不登校対策に係る現状と課題を整理するため、アンケートやワークショップ、ヒアリングなどの調査を行いました。

アンケート調査の概要は、以下のとおりです。

|         |                                                                                      |                                   |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 対象      | ○みらい学園中等部の卒業生及び在籍生の保護者、教職員<br>○つばさ教室の児童・生徒及びその保護者<br>○上記以外の大田区立学校における不登校児童・生徒及びその保護者 |                                   |
| 調査方法    | 対象に応じて紙とオンラインの併用                                                                     |                                   |
| 回答者数の内訳 | みらい学園<br>中等部                                                                         | 卒業生：8人、在籍生の保護者：19人、<br>教職員：9人     |
|         | つばさ教室                                                                                | 児童・生徒：15人、児童・生徒の保護者：22人           |
|         | その他<br>大田区立学校                                                                        | 不登校児童・生徒：52人、<br>不登校児童・生徒の保護者：82人 |

### 1 不登校の定義

不登校とは、文部科学省の調査上で、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されています。

### 2 大田区の現状

#### (1) 不登校児童・生徒の多様化

不登校の背景や要因は多岐に渡り、学校には行けるが休みがちである者、教室には入れず別室による指導を希望する者、自宅でICTを活用した学習・相談を希望する者、在籍校には行けずにつばさ教室(国でいう適応指導教室)での個別指導を希望する者、別の学校での学習を希望する者、フリースクール等の民間施設を希望する者など、個々の児童・生徒により状況も多様です。

#### (2) 不登校対策の現状

大田区立学校では、登校支援コーディネーターや不登校対策推進担当が中心となり、登校支援員と連携して別室対応等の不登校対策を推進しています。また、大田区教育委員会では、つばさ教室を開室し、不登校児童・生徒の居場所の一つとして位置付け、段階的に学校復帰できるよう支援しています。さらに、みらい学園初等部・中等部の開室や、フリースクール等民間施設との連携を強化するなど、多様な教育機会の確保に努めています。

### (3) 不登校児童・生徒の出現率

多様化する不登校児童・生徒について、様々な対策を講じていますが、不登校出現率の増加に歯止めがかからない状況です。

図2-1 令和4年度大田区立小・中学校における不登校者数、出現率、復帰率

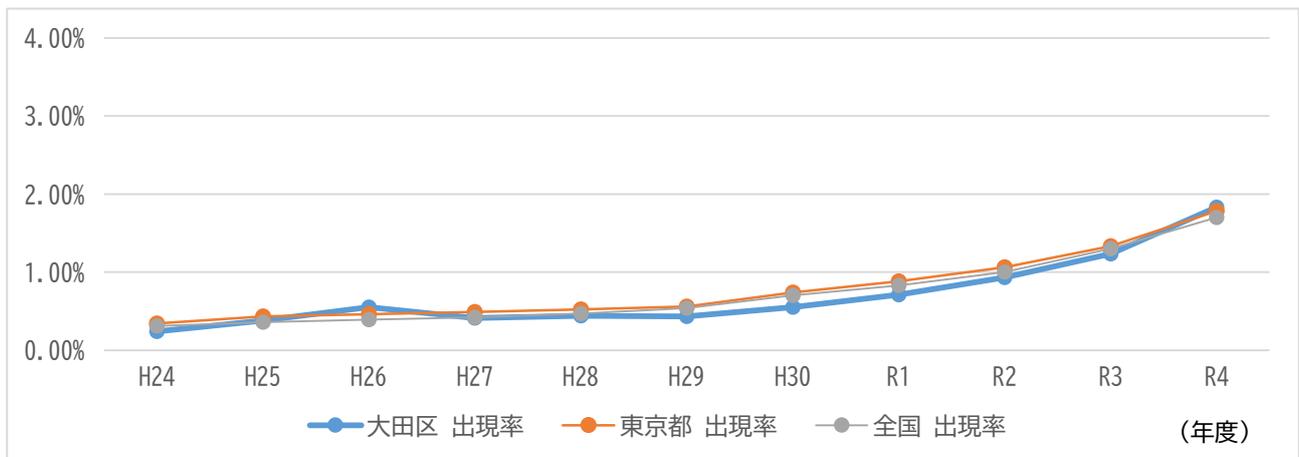
|              | 令和4年度  |        |
|--------------|--------|--------|
|              | 小学校    | 中学校    |
| 不登校者数(人) a   | 540    | 743    |
| 在籍者(人) b     | 29,500 | 10,785 |
| 出現率(%) a / b | 1.83   | 6.89   |
| 復帰者(人) c     | 161    | 201    |
| 復帰率(%) c / a | 29.81  | 27.05  |

※出現率とは、当該年度における小中学校在籍者(b)に占める不登校者数(a)の割合です。

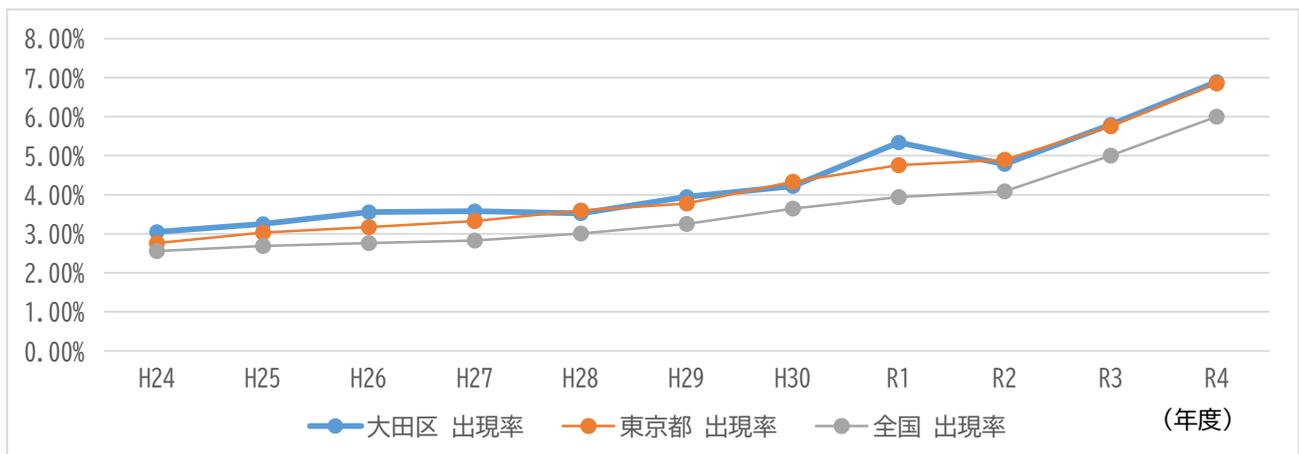
※復帰率とは、当該年度において不登校者数(a)に数えられた者のうち、同年度中に再び学校へ通えるようになった者(復帰者)(c)の割合です。

図2-2 不登校出現率の経年変化

小学校不登校出現率



中学校不登校出現率



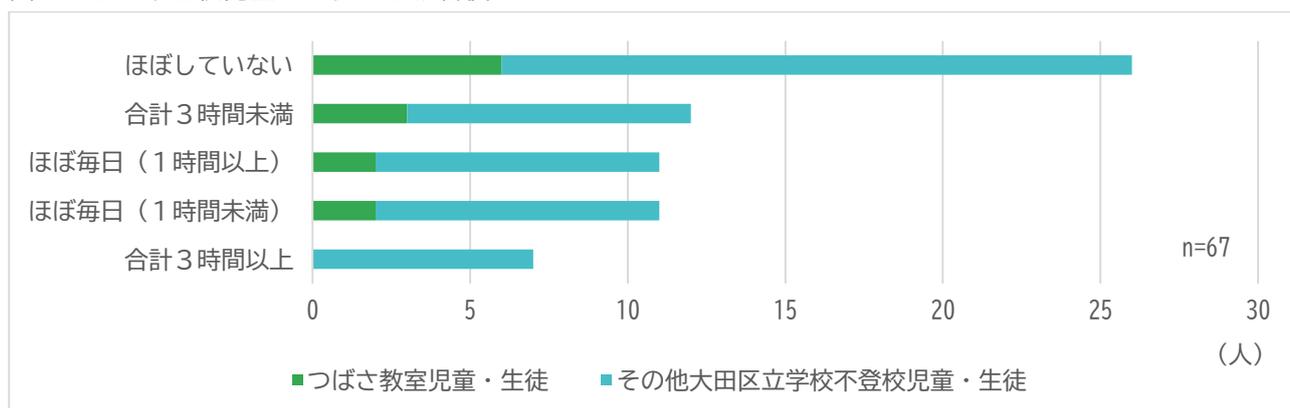
#### (4) 不登校対策に関するニーズ

みらい学園中部やつばさ教室、その他大田区立学校の不登校児童・生徒及びその保護者に対して実施したアンケート調査から、不登校の現状と不登校対策に関するニーズを抽出しました。

##### ① 不登校児童・生徒の運動習慣

「ほぼしていない」という回答が最も多くなりました。

図2-3 不登校児童・生徒の運動習慣



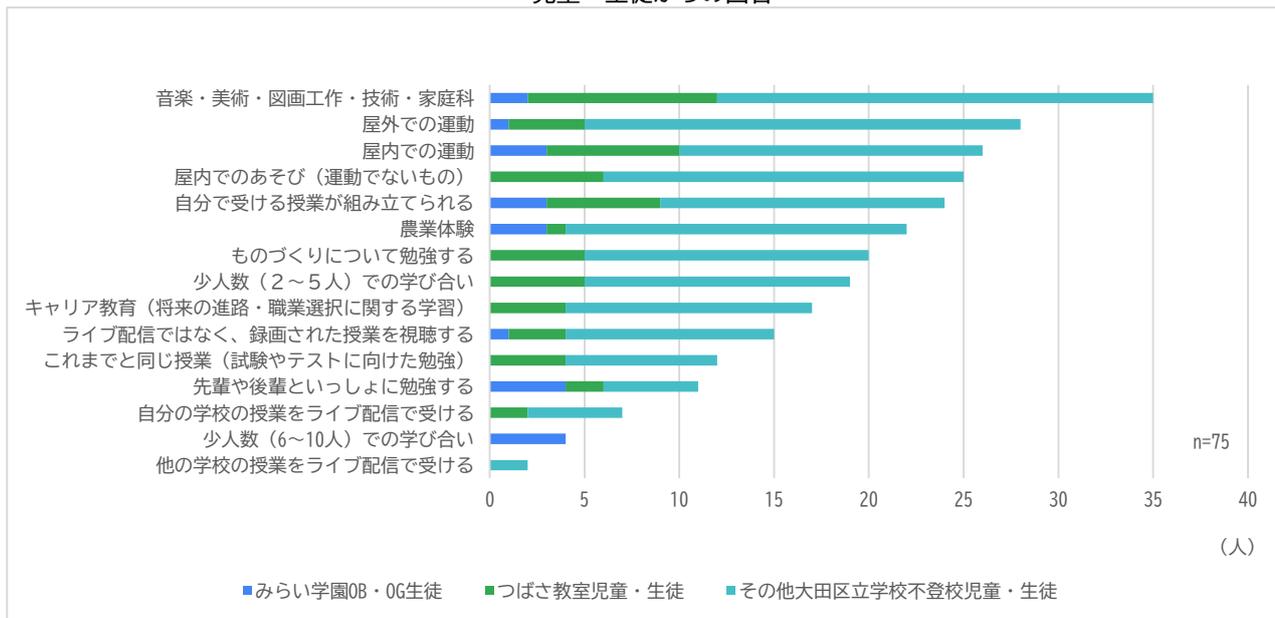
##### ② 児童・生徒及び保護者が望む教育内容

児童・生徒が望む学習内容としては、屋内外での「運動」や農業体験といった「体験活動」、「音楽・美術・図画工作・技術・家庭科」という回答が多くなりました。また、学習形式としては、「少人数(2～5人での学び合い)」という回答が多くなりました。

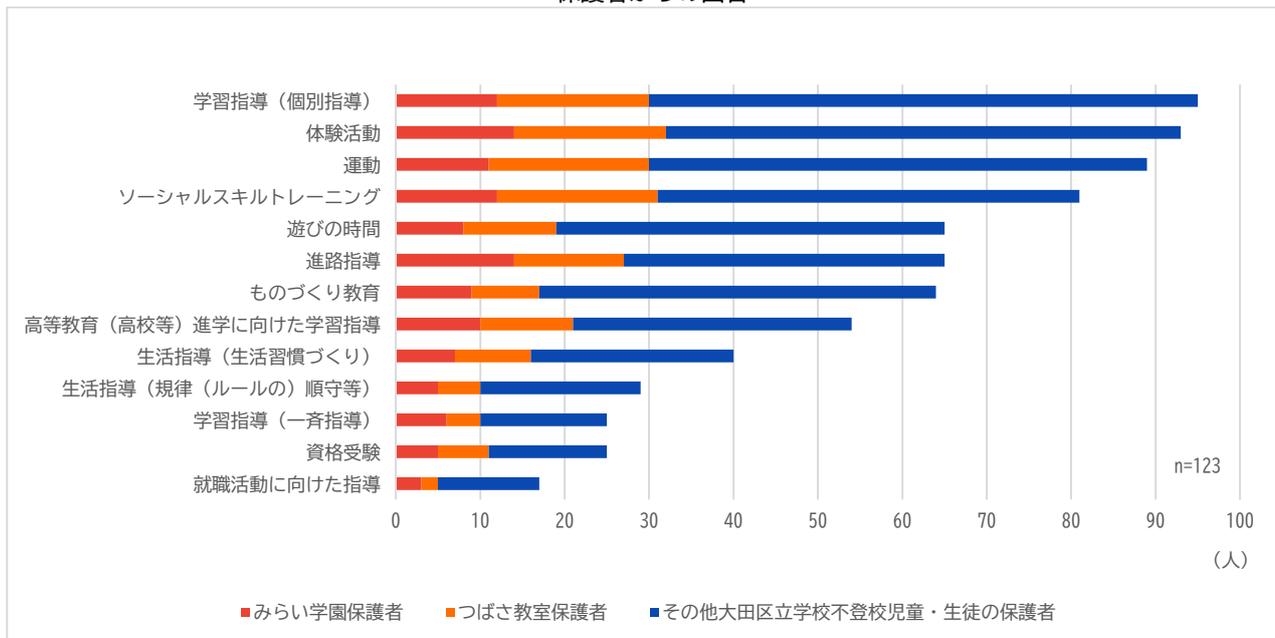
保護者が望む学習内容としては、「体験活動」「運動」「ものづくり教育」「高等教育(高校等)進学に向けた学習指導」という回答が多くなりました。また、学習形式としては、「個別指導」という回答が多くなりました。

図2-4 児童・生徒及び保護者が望む教育内容

児童・生徒からの回答



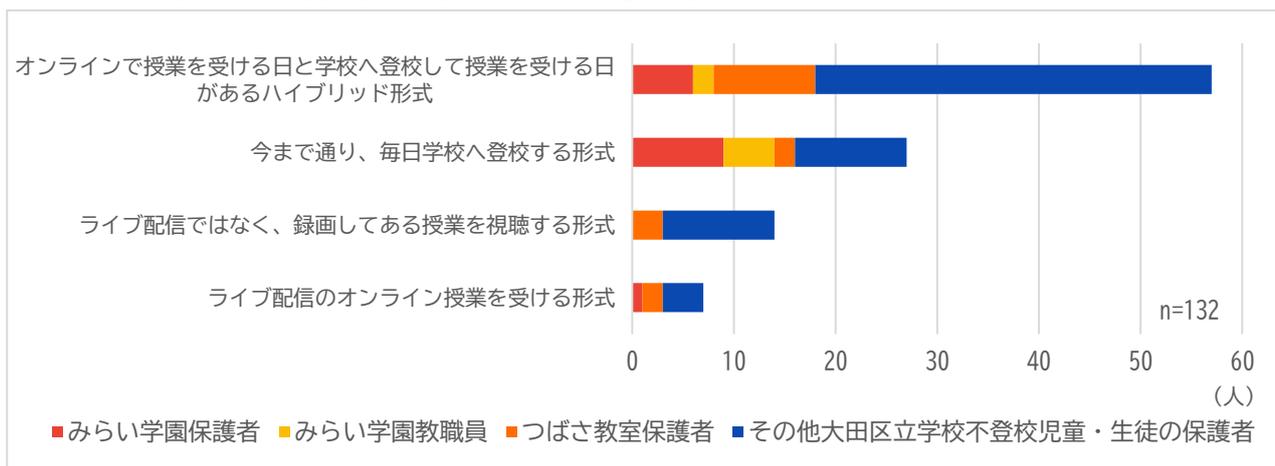
保護者からの回答



③ 保護者や教職員が学びの多様化学校で必要と考える登校形式

「オンラインで授業を受ける日と学校へ登校して授業を受ける日があるハイブリッド形式」という回答が最も多くなりました。

図 2 - 5 保護者や教職員が学びの多様化学校で必要と考える登校形式

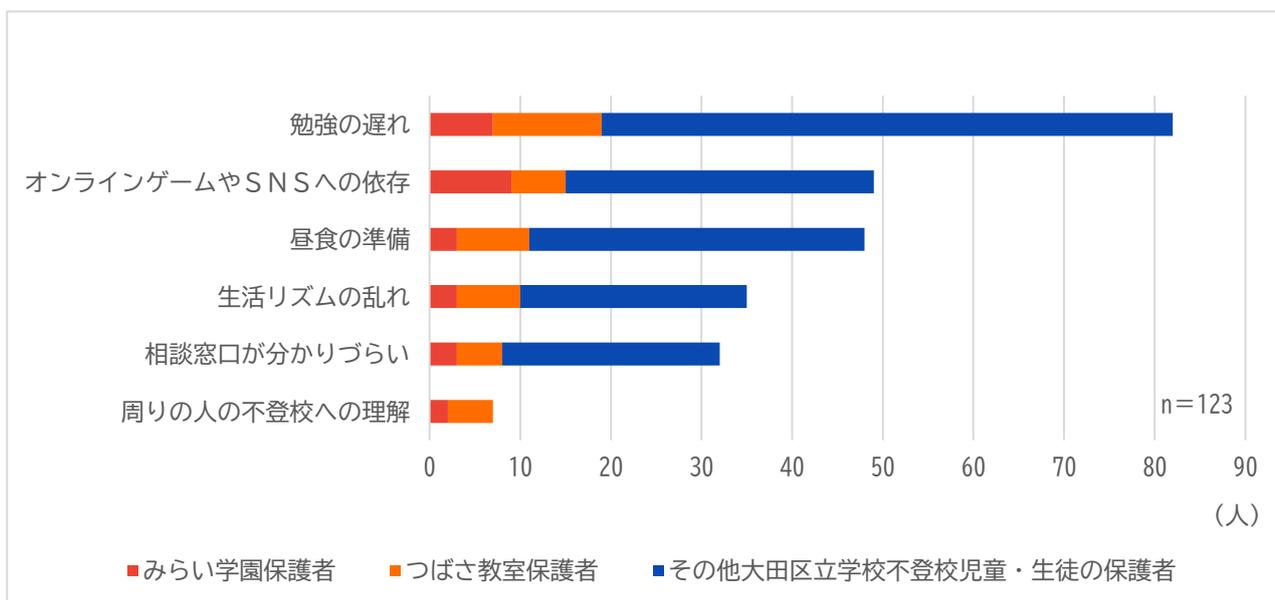


④ 保護者が現状困っていること

「勉強の遅れ」という回答が最も多く、次いで「オンラインゲームや SNS への依存」「昼食の準備」となりました。

また、「相談窓口が分かりづらい」という回答については、自由記述の中に「窓口がバラバラであったり、情報を仕入れる先が不明確で分かりにくいと感じる。周りの親と話していても、どこで情報を仕入れたら良いのか分からないという話になることが多い。」との記載がありました。

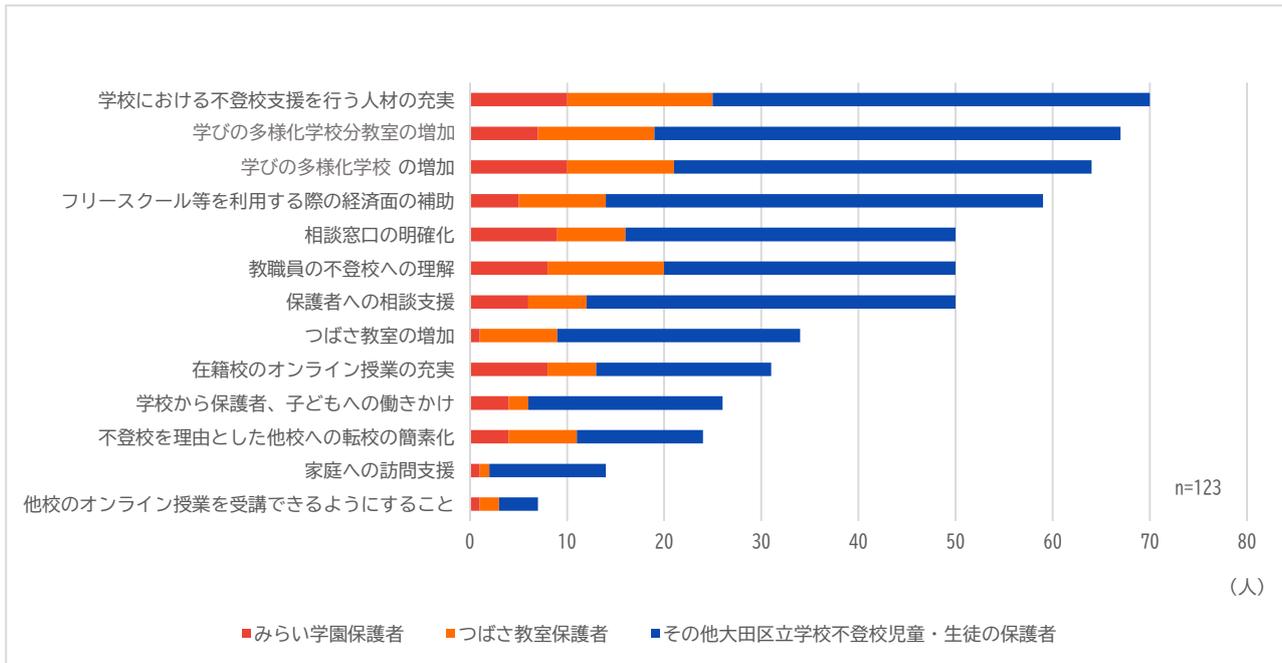
図 2 - 6 保護者が現状困っていること



⑤ 保護者が不登校対策として充実を希望すること

「学校における不登校支援を行う人材の充実」という回答が最も多くなりました。

図 2-7 保護者が不登校対策として充実を希望すること



### (5) みらい学園中等部における不登校対策の現状

本計画に取り入れるため、みらい学園中等部における取組の成果や課題を抽出しました。

#### ① 対象生徒

大田区に住民登録があり、大田区立中学校に在籍する生徒のうち、心理的に不安の傾向があり、連続または継続して30日以上欠席した生徒を対象としています。

#### ② 具体的な取組内容

- ▶ 登校時刻の配慮
- ▶ スクールカウンセラーによるソーシャルスキルトレーニング
- ▶ 少人数指導
- ▶ 異学年での学び合い
- ▶ キャリア教育

#### ③ 成果

在籍している多くの生徒が不登校状態から改善し、出席率は8割以上、進学率も100%と、不登校対策として成果を上げています。令和4年度末時点では、24人が在籍していました。

生徒向けに実施したワークショップやアンケート調査などの結果から、「少人数指導が良い」「先生との距離が近い」「教員室がガラス張りで声がかかりやすい」「フリー

スペースでのグループワークが多いので、友達を作るタイミングが多い」ことに好評を得ていることが分かりました。

図2-8 みらい学園中等部の施設図

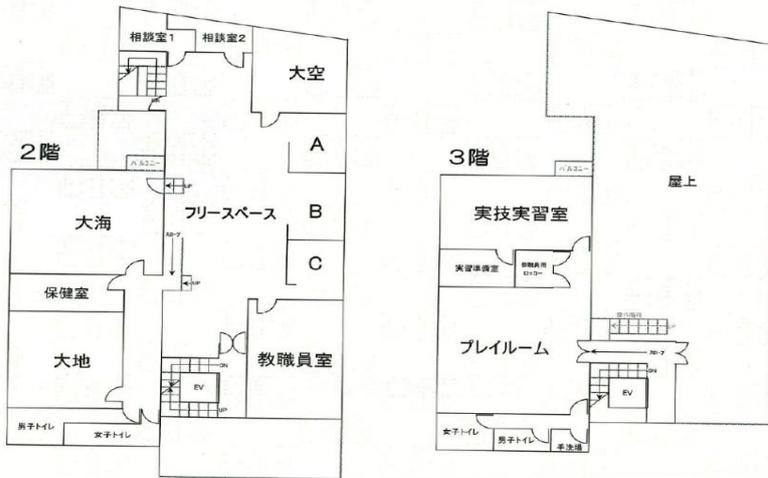
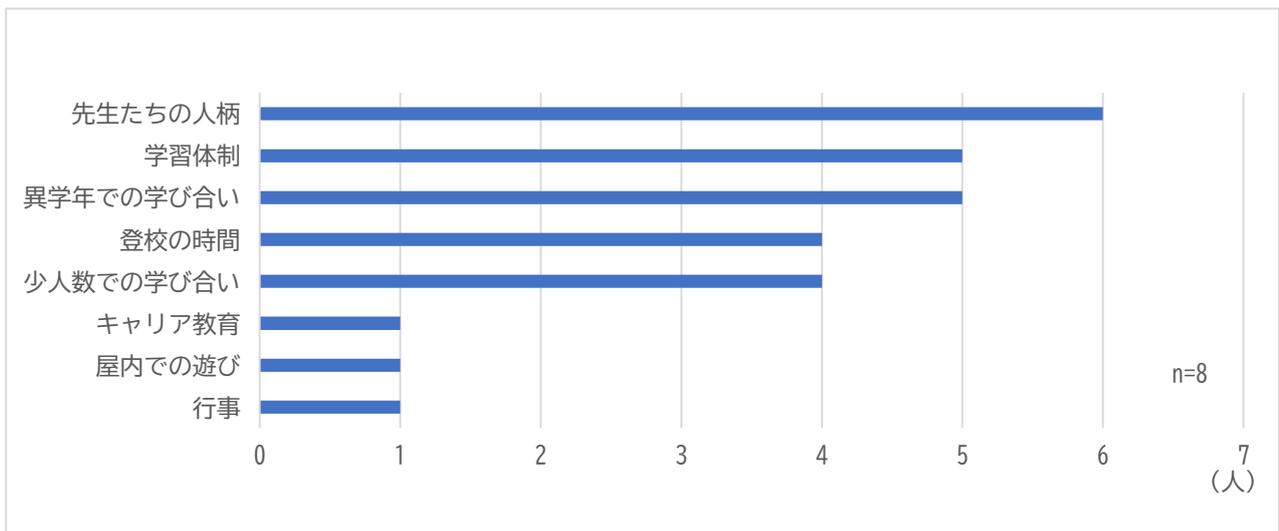


図2-9 フリースペースでのグループワークの様子 (写真の奥側にガラス張りの教職員室)

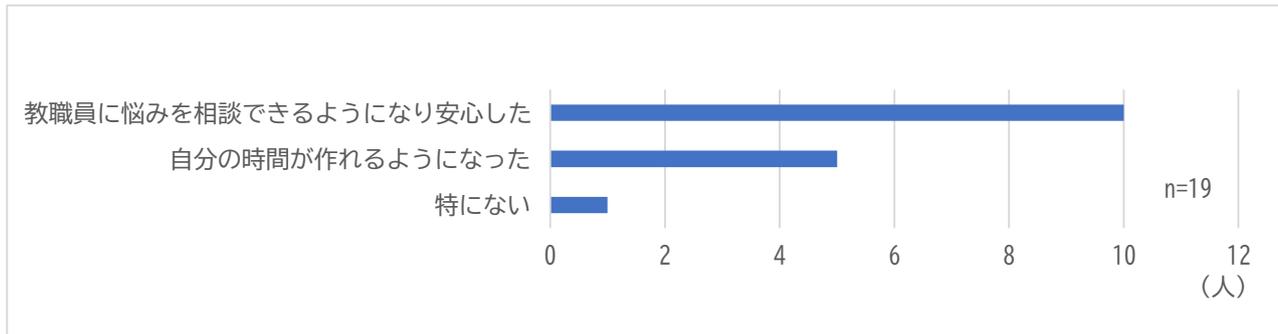


図2-10 みらい学園中等部 OB・OG への「みらい学園が自分に合っていたと思う部分は、どのようなところですか」という問いに対する回答



また、保護者向けのアンケート調査では、「教職員に悩みを相談できるようになり安心した」という回答を多くいただきました。自由記述の中には「仕事を急に休むことがなくなり気持ち楽になった」「少人数であるため他の保護者ともコミュニケーションが取れた」という記載もあり、保護者の安心感につながっていることが分かりました。

図2-11 みらい学園中等部保護者への「お子様がみらい学園に通学するようになってからの保護者様の変化を教えてください。」という問いに対する回答



#### ④ 要望

成果がある一方、「みらい学園中等部の建物内に昼食を買える場所があれば良かった」や「みらい学園中等部の建物内で体育の授業を受けたかった」との意見も多く、既存施設の改修対応による施設規模や機能的な課題も見えてきました。

なお、昼食に関しては、「一律のメニューを決められた時間内に食べきらなくてはいけないという意識から、抵抗感がある。」という意見も見受けられました。

また、教職員からは、「多様な生徒への対応」や「人手不足」が課題として挙げられました。

図2-12 みらい学園中等部 OB・OG への「みらい学園がこうだったら良かったと思う部分は、どのようなところですか。」という問いに対する回答

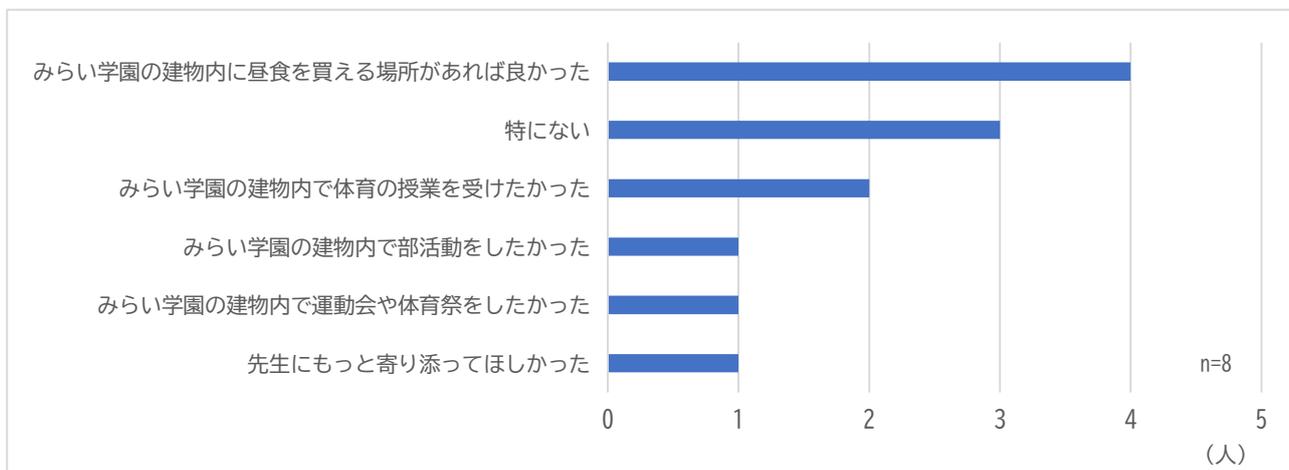
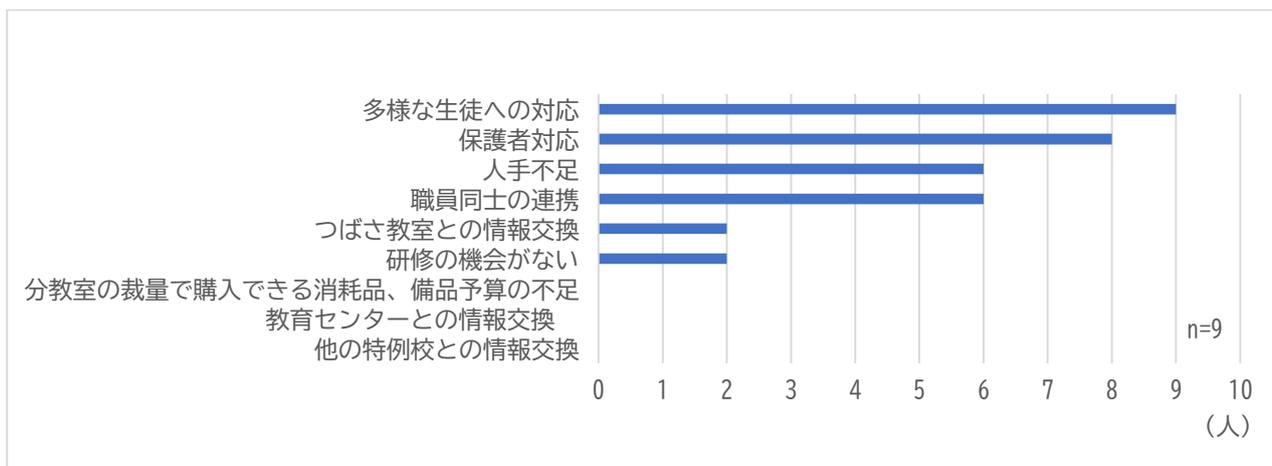


図2-13 みらい学園中等部教職員への「学校運営を行う中で、課題と感じていることを教えてください。」という問いに対する回答



### (6) 教育センターにおける不登校対策の現状

本計画に取り入れるため、教育センターにおける不登校対策の現状や課題を抽出しました。

#### ① 教育相談の状況

令和4年度の教育相談の対応件数は9,218件で、令和3年度より228件(2.8%)減少しています。この減少の主な要因は新型コロナウイルス感染症と考えられ、令和5年度の4月から9月まででは4,700件程度となっており、令和4年度の同時期(4,200件程度)をはるかに上回っています。

令和4年度の相談種別については、921件のうち452件(49.1%)が不登校に関する相談となっています。

図2-14 年間教育相談状況(令和4年度版)

#### ① 児童・生徒の相談状況

| 種別<br>学年<br>性別 | 小学校   |     |     |     |     |     | 中学校   |     |     | 合計      |
|----------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|---------|
|                | 1年    | 2年  | 3年  | 4年  | 5年  | 6年  | 1年    | 2年  | 3年  |         |
| 男子             | 260   | 449 | 273 | 271 | 255 | 291 | 210   | 239 | 164 | 2,412   |
| 女子             | 93    | 173 | 218 | 204 | 164 | 213 | 150   | 329 | 198 | 1,742   |
| 小計             | 353   | 622 | 491 | 475 | 419 | 504 | 360   | 568 | 362 | A 4,154 |
| 合計             | 2,864 |     |     |     |     |     | 1,290 |     |     |         |

#### ② 保護者、その他の相談状況

| 保護者   |     |    | 学校・教育機関  |            |    |     |     |      | 関係機関 |       |       |         |     | 合計      |
|-------|-----|----|----------|------------|----|-----|-----|------|------|-------|-------|---------|-----|---------|
| 母     | 父   | 他  | メンタルフレンド | スクールカウンセラー | 医師 | つばさ | みらい | 区立学校 | 福祉等  | 保健・医療 | 警察・司法 | 地域・人材団体 | その他 |         |
| 3,831 | 387 | 76 | 9        | 117        | 0  | 180 | 0   | 286  | 142  | 4     | 1     | 1       | 30  | B 5,064 |
| 4,294 |     |    | 592      |            |    |     |     |      | 178  |       |       |         |     |         |

- ・「来室相談」と「電話相談」の合計になっている。
- ・「保護者」欄の「他」は、祖父母・叔父叔母など親以外の相談件数になっている。
- ・「関係機関」の「その他」については、区教育委員会指導課・私立小中学校等を含む。

#### ③ 相談合計件数(A+B)

9,218 件 ・「相談合計件数」は昨年度より、228件(2.5%)減少した。

## ② 具体的な取組内容

- ▶教育相談
- ▶つばさ教室
- ▶スクールカウンセラーの配置
- ▶メンタルフレンド

## ③ 成果や課題

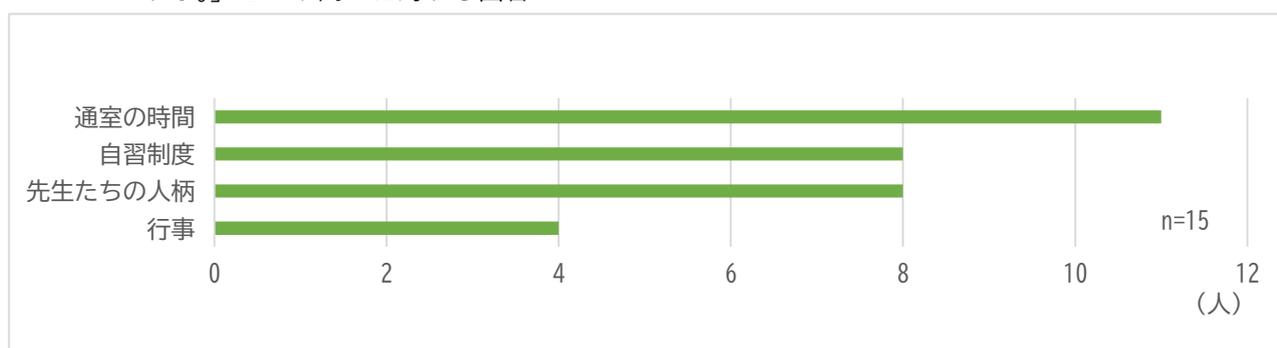
教育相談員へのヒアリングより、現在実施しているペアレントトレーニングは、保護者同士のネットワークの構築により、悩みが共有できる場所として有用な取組であることが分かりました。

一方で、在籍校との連携開始までに時間を要していることや、大田区内における相談結果の共有などに課題があることが判明しました。

つばさ教室については、令和4年度において、池上・蒲田・羽田・大森の4教室合わせて、児童55人、生徒217人、計272人の通室がありました。

アンケート調査によると、児童・生徒からは、「通室の時間」「自習制度」が好評を得ていることが分かりました。また、職員からは、児童・生徒が入室する際に必ずスタッフルームを通るようにすることで、児童・生徒とスタッフとのやり取りが生まれ、子どもたちの状況把握に効果的であるという意見もありました。

図2-15 つばさ教室児童・生徒への「つばさ教室が自分に合っていたと思う部分は、どのようなところですか。」という問いに対する回答



### 3 他自治体などの事例

他自治体などの取組のうち、新たな学びの場に活かせる好事例を抽出しました。

| 運営形態             | 施設名                    | 参考点                                                                                                                                                  |
|------------------|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学びの多様化学校         | 八王子市立高尾山学園             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科別教室による授業</li> <li>・魅力的な体験活動（登校日に BBQ 等）</li> <li>・登校支援チーム（教育、医療、福祉）との連携</li> </ul>                         |
|                  | 学校法人西濃学園               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・無理に登校させない（できる範囲で登校させる）</li> </ul>                                                                            |
|                  | 岐阜市立草潤中学校              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校らしくない学校（諸室名等）</li> <li>・学校内での過ごし方を自分で選べる（授業、担任、場所）</li> <li>・産学連携ブースでの地域企業・地域の大人との関わりによる登校意欲の喚起</li> </ul> |
| フリースクール等<br>民間施設 | 類学舎                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前中は外遊びをして、リフレッシュしてから活動</li> <li>・仕事により、役割を与える</li> </ul>                                                    |
|                  | 学校法人角川ドワンゴ<br>学園 N 中等部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・メンター制度</li> <li>・履修管理システム（学習履歴の ICT 化）</li> <li>・オンラインと対面学習の併用</li> </ul>                                    |
| その他              | 横浜インターナショナル<br>スクール    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科別教室による授業</li> <li>・食堂を含む校舎全体が学びの場</li> <li>・LGBTQ に配慮したトイレの設置</li> <li>・テーマ別図書コーナーの設置</li> </ul>           |
|                  | 追手門学院中・高等学校            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎全体が学びの場</li> <li>・オープンスペースを活用したグループ活動</li> <li>・テーマ別図書コーナーの設置</li> </ul>                                   |
|                  | 軽井沢風越学園                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームベース（朝と帰りの学級活動の場所）の設置</li> <li>・技術室、図工室と共用利用できる工房・土間空間</li> </ul>                                          |

#### 4 不登校対策に係る課題

前述の1、2を踏まえ、不登校対策における課題を整理しました。

- ①：不登校児童・生徒の出現率は年々増加し、その背景や要因も多様化しているため、新たな学びの場が求められている。
- ②：分教室型は、学校型と比べると施設整備などにかかる負担が比較的少ないが、学校管理職が常駐する本校との距離があるため、日常的な学校運営に関して経営者の視点が届きにくい。
- ③：分教室型は、学校型と比べると施設的な条件によっては受入可能人数や運動場所などの制限を受けるため、体を動かすことを必要とする児童・生徒にとっては魅力的な施設になっていない。
- ④：学ぶ意欲はあるものの、大人数による学習が苦手な不登校となっている児童・生徒への配慮が求められている。
- ⑤：不登校に関する対応窓口が複数あり、またそれぞれの役割が分かりにくいいため、窓口の一元化・明確化が求められている。
- ⑥：児童・生徒一人ひとりの気持ちや特性を把握した上で、個々に合った学びの内容、学びの場を自身で選択できるようにすることが求められている。

これらの課題が解決できるよう、基本構想を検討します。



## 2 機能

目指す姿を実現するため、3つの機能を備えることとします。

### (1) 児童・生徒が明日も来たくなる新たな学びの場（教育機能）

以下のような学びの場に応じた教育活動を行い、得られた成果を他の大田区立学校へ還元していきます。

- ① 登校へのハードルを下げ、安心できる学びの場
  - 授業内容の精選により年間の授業時数を削減し、登校時刻の配慮や、心が休まる時間の確保を行います。
  - 多様な登校スタイル（登校・半登校（午前のみ・午後のみ）・オンライン授業など）を採用し、児童・生徒の体調などに合わせた学習活動を行います。
  - スクールカウンセラーや養護教諭による児童・生徒の心理面への支援を行います。
  - プレみらい（転入学後の急激な環境変化への適応を支援する体験の場や一時的に休息できる場）を設け、児童・生徒の不安を和らげます。
- ② 個性と社会性を伸ばす多様な学びの場
  - 少人数指導による細やかな配慮の行き届いた教育を実践します。
  - 学習の遅れなど、一人ひとりの状況に応じて最適な学習支援を行います。
  - 行事や普段過ごす場の装飾などを自分たちで考える機会を積極的に設け、自主性を養います。
  - つながりを重視し、地域と交流する機会を積極的に設けます。
  - 異学年で学び合う機会を提供し、多世代での交流を図ります。
  - 充実した体験活動（農作業、飼育体験など）を用意します。
  - 体育館などで体を動かす機会を積極的に設けます。
  - 食を通じて児童・生徒同士が交流できる場を設けます。
- ③ 自立を目指す学びの場
  - コミュニケーションスキルを身に付けるトレーニングを実施します。
  - 様々な大人から学び、なりたい自分を考える機会を設け、キャリア発達を促す教育を実践します。
  - 社会的自立に向け、高等学校や高等専修学校への進学など、多様な進路を見据えた学びを提供します。

図3-2 実践する学びの考え方

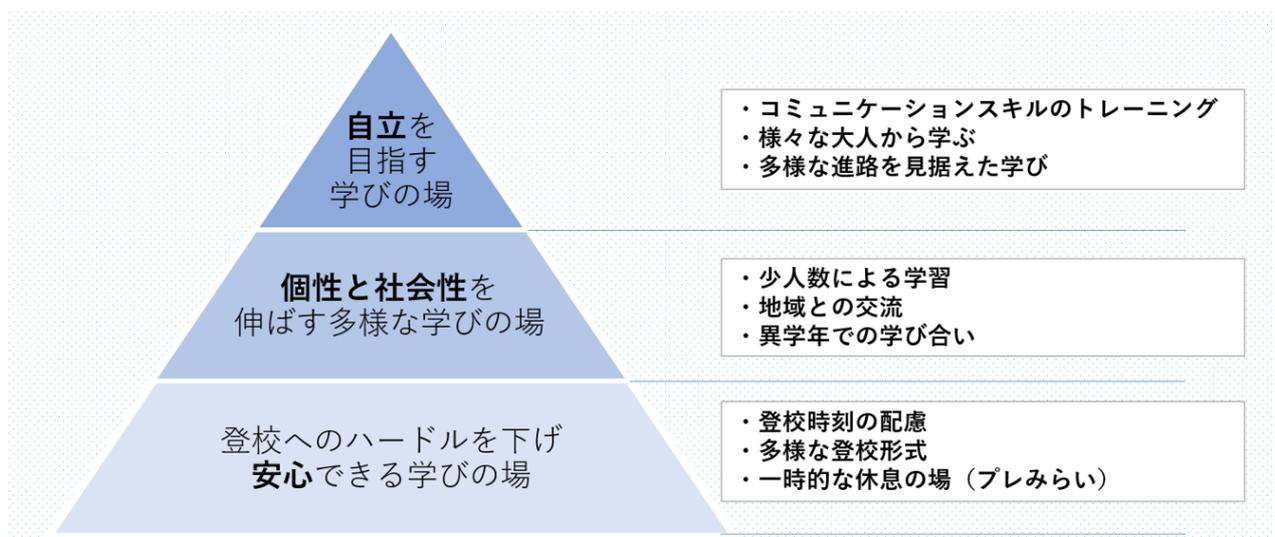
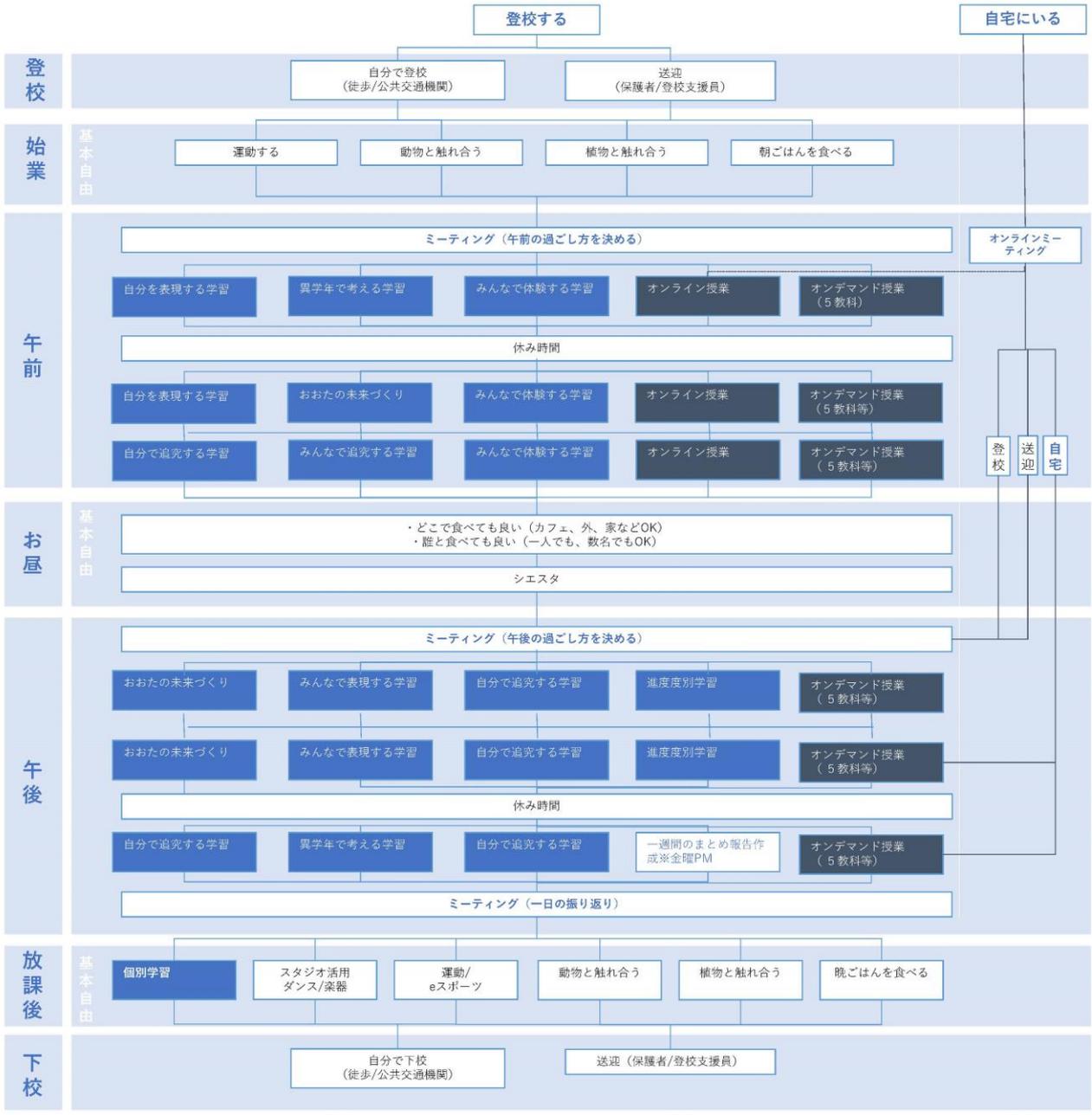


図3-3 学校での一日の流れ (例)

◆みらい学園での一日の流れ

学びのスタイルの基本的な考え方



## (2) 不登校児童・生徒一人ひとりにふさわしい学びの場を案内する施設（相談機能）

以下のとおり取り組むことで、相談窓口の明確化を図り、大田区内全ての児童・生徒・保護者が気軽に不登校に関する相談ができるようにします。

### ① 相談機能の強化

- 不登校に特化した相談窓口となるように教育センターとの教育相談の在り方を整理し、関係機関との連携を深めることで相談機能を強化します。
- 不登校対策で重要となるアセスメント力（情報を収集・分析することで解決すべき課題を把握し、対応を方針化すること）を高めます。その一貫として、学校の教員室と（仮称）不登校対策支援センターの執務室は配置などを工夫し、教職員とスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーとの連携強化を図ります。
- 全大田区立学校の卒業生及び当該家庭への支援を継続的に行います。

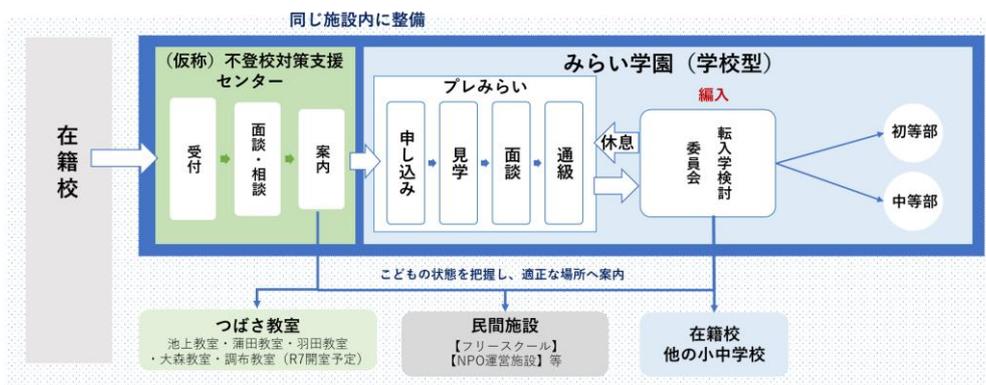
### ② 全大田区立学校の不登校施策支援

- 的確なアセスメントにより、不登校施策の立案及び実施、並びに進行管理を行い、全大田区立学校の不登校対策に還元し、支援します。
- 不登校対策及び登校支援に関する教員研修等を行い、各学校における不登校対策を支援します。

### ③ 案内フロー

- 在籍校及び児童・生徒・保護者からの相談に基づき、児童・生徒にふさわしい学びの場を一緒に考えます。
- みらい学園で学ぶことがふさわしい場合、転入学に向けた体験をプレみらいで行います。一定期間の体験を終え、転入学検討委員会が「みらい学園で学ぶことが望ましい」と判定し、教育委員会も認めた場合に転入学となります。

図3-4 案内フロー



※つばさ教室：集団生活への適応など、学校への復帰を支援する教室

※みらい学園：児童・生徒の実態に配慮した特別の教育課程を実施する学校

### (3) 地域とともにある施設（地域開放機能）

#### ① 地域開放

- 学校は、地域にとって最も身近な公共施設であり、地域活動や生涯学習の場としての役割を持っています。現状のふれあいはすぬまで行っている体育館等の地域開放を継続するとともに、特別教室等の地域開放も積極的に行っていきます。

#### ② 防災対策

- 学校は、災害時には地域の防災活動拠点となります。災害時に地域住民が利用することも想定し、安全かつ分かりやすく避難できる施設とします。

#### ③ 環境配慮

- カーボンニュートラルの国際的な取組を背景に、学校においても省エネルギー化が一層求められています。このため、省エネルギー性能の優れた設備の導入を推進するとともに、費用対効果などを考慮しながら太陽光等の自然エネルギーの導入を検討し、環境負荷の低減に配慮した施設を目指します。

## 第4章：与条件の整理

### 1 建設予定地

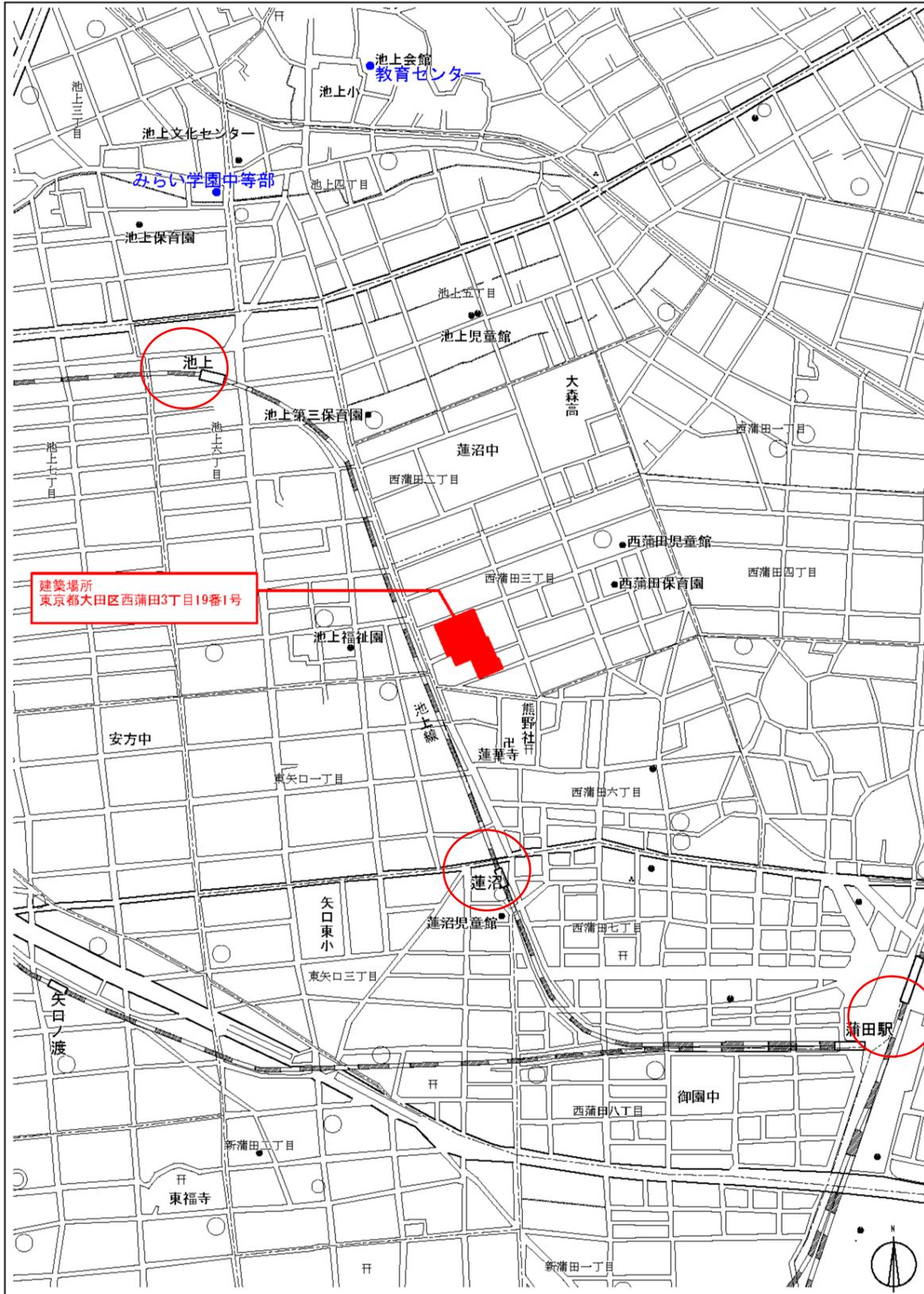
学校においては大田区全域からの通学を見込むため、利便性を考慮し、大田区の中心エリアにある「ふれあいはすぬま跡」に建設します。

図4-1 建設予定地



建設予定地は、東急池上線から少し離れた閑静な低層住宅街の一角にあります。児童・生徒は、最寄り駅の東急池上線蓮沼駅や池上駅、あるいはバス利用、近隣から徒歩にて通学することを想定しています。

図4-2 建設予定地及び周辺環境の概要



## 2 完成時期

建設予定地であるふれあいはすぬまは、平成 19 年度から暫定利用中です。建物の健全化調査を行った結果、「躯体の老朽化が進んでおり、建物の長寿命化には適さない」と判断されたため、「蒲田西地区施設整備」の完了後に取り壊すこととなっています。

そのため、施設の設計及び既存建物の解体、新築工事等に必要な期間を検討した結果、令和 12 年度の開校を目指すこととしました。

## 3 利用人数

### (1) 学校における対象学年

不登校者数全体の約 9 割を占める小学校第 4 学年から中学校第 3 学年までを対象とします。

なお、小学校低学年（第 1 学年から第 2 学年まで）は、学校生活自体に慣れる期間であり、不登校者数全体に占める割合もごく僅かとなっています。また、第 3 学年進級時にはクラス替えがあり、自分に合った集団が見つかる可能性も残されています。そのため、小学校第 3 学年までの児童については、専門機関と連携した上で、在籍校による支援を行うこととします。

新設する学校の制度上の位置付けは、義務教育学校となります。

図 4 - 3 学年別不登校児童・生徒人数比率（令和 4 年度）

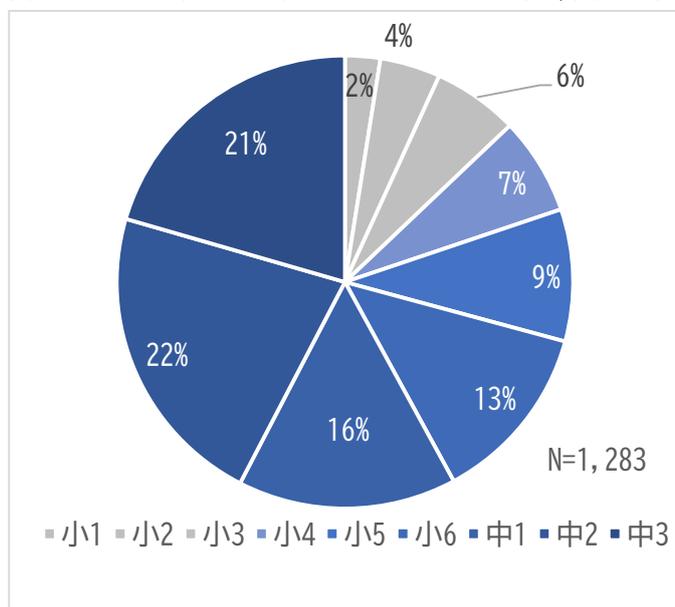
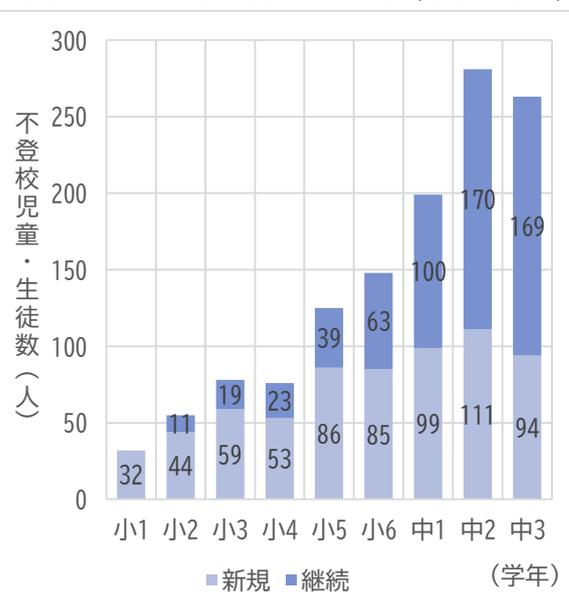


図 4 - 4 学年別新規・継続率（令和 4 年度）



### (2) 学校における受入児童・生徒数の想定

学校における受入人数は、敷地条件と教育条件（少人数指導と都の教職員定数配当基準）から、転入学の体験者を含め、200 人程度と想定します。

その他の不登校となった児童・生徒については、（仮称）不登校対策支援センターとの相談により、自らにふさわしい学びの場を選択します。

### (3) 職員数

想定児童・生徒数から、みらい学園中等部の実績、少人数指導及び都の教職員定数配当基準、対象学年が同じ八王子市立高尾山学園の実態を考慮し、施設における職員数を以下のとおり想定します。

なお、(仮称)不登校対策支援センターへ訪れる利用者は、少なくとも現在の教育センターと同程度の人数を想定します。

| 機能              | 職名                                       | 初等部   | 中等部 | 計          |
|-----------------|------------------------------------------|-------|-----|------------|
| 学校              | 校長                                       | 1人    |     | 常時43人程度が在籍 |
|                 | 副校長                                      | 1人    | 1人  |            |
|                 | 担任教員                                     | 3人    | 9人  |            |
|                 | 養護教諭                                     | 1人    | 1人  |            |
|                 | 非常勤教員または<br>みらいティーチャー、時間講師<br>(会計年度任用職員) | 最低16名 |     |            |
|                 | 副校長アシスタント<br>(会計年度任用職員)                  | 1人    | 1人  |            |
|                 | 事務職員                                     | 1人    | 1人  |            |
|                 | 事務補助員<br>(会計年度任用職員)                      | 1人    | 1人  |            |
|                 | 心理相談員<br>(会計年度任用職員)                      | 最低6人  |     |            |
|                 | プレみらいの運営員<br>(会計年度任用職員)                  | 最低4人  |     |            |
| (仮称)不登校対策支援センター | 事務職員                                     | 9人    |     | 常時33人程度が在籍 |
|                 | 教育相談員<br>(会計年度任用職員)                      | 10人   |     |            |
|                 | スクールカウンセラー<br>(会計年度任用職員)                 | 10人   |     |            |
|                 | スクールソーシャルワーカー<br>(会計年度任用職員)              | 10人   |     |            |
|                 | メンターなど<br>児童・生徒支援職員<br>※無償又は有償ボランティア     | —     |     |            |

## 今後の不登校児童・生徒数の想定

### (1) 今後の児童・生徒数の想定

令和6年4月の大田区人口推計から、大田区における0歳から14歳までの人口（年少人口）は、令和15年まで減少傾向にあると予測されています。

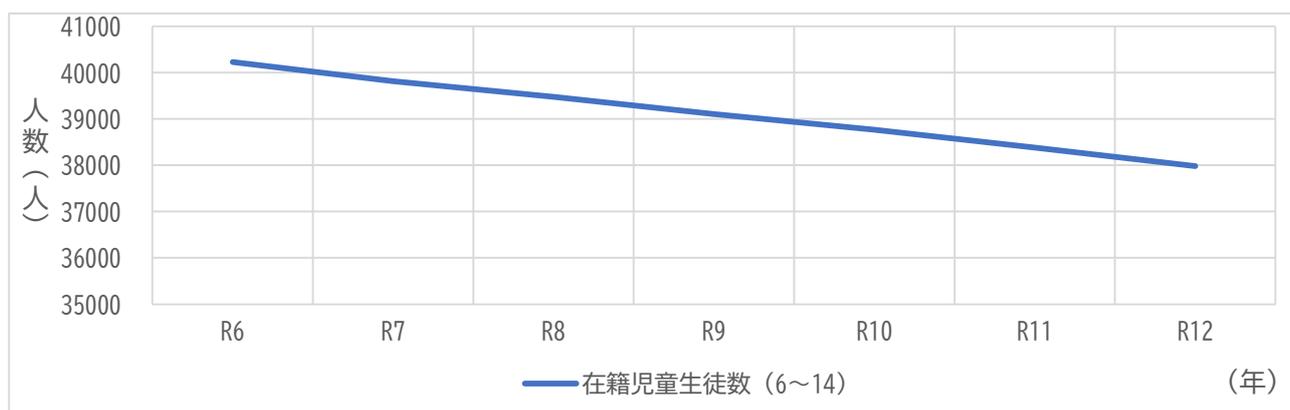
令和6年の年少人口に占める大田区立学校の児童・生徒数の割合（53.3%）が、今後も維持されていくと仮定すると、本計画における学校の開校前年度にあたる令和12年1月1日時点における大田区立学校の在籍児童・生徒数は、約37,000人（児童26,000人、生徒11,000人）になると想定されます。

図A 令和4年の年少人口に占める大田区立学校の児童・生徒数の割合

|      | 年少人口：a   | 大田区立学校の児童・生徒数：b | 児童・生徒数の割合：b/a |
|------|----------|-----------------|---------------|
| 令和6年 | 約75,000人 | 約40,000人        | 53.3%         |

※aは、1月1日時点の人数。bは、5月1日時点の人数。

図B 大田区立学校に在籍する児童・生徒数の推計（6歳から14歳までの人口）



※1月1日時点における想定人数。

### (2) 今後の不登校児童・生徒数の想定

上記（1）を踏まえ、以下2パターンにより、今後の「不登校児童・生徒数」を算出します。

なお、令和6年度以降、別室対応や登校支援員の充実などにより不登校の未然防止や復帰支援を強化し、出現率の上昇を抑えていくこととします。

#### Aパターン

令和4年度の出現率が継続していく想定（小：1.83% 中：6.89%）

#### Bパターン

大田区不登校対策基本方針を策定した令和2年度から令和4年度にかかる出現率の上昇が継続していく想定（上昇率 小：1.96倍 中：1.44倍）

図C 出現率の上昇率算定（Bパターン）

|        | 令和2年度：a | 令和4年度：b | 上昇率：b/a |
|--------|---------|---------|---------|
| 小学校出現率 | 0.93%   | 1.83%   | 1.96倍   |
| 中学校出現率 | 4.78%   | 6.89%   | 1.44倍   |

算出の結果、本計画における学校の開校年度（令和 12 年度）末において、A パターンは児童 487 人、生徒 785 人で、計 1,272 人の想定となりました。また、B パターンでは児童 953 人、生徒 1,131 人で、計 2,084 人の想定となりました。

図 D 不登校児童・生徒数の推計

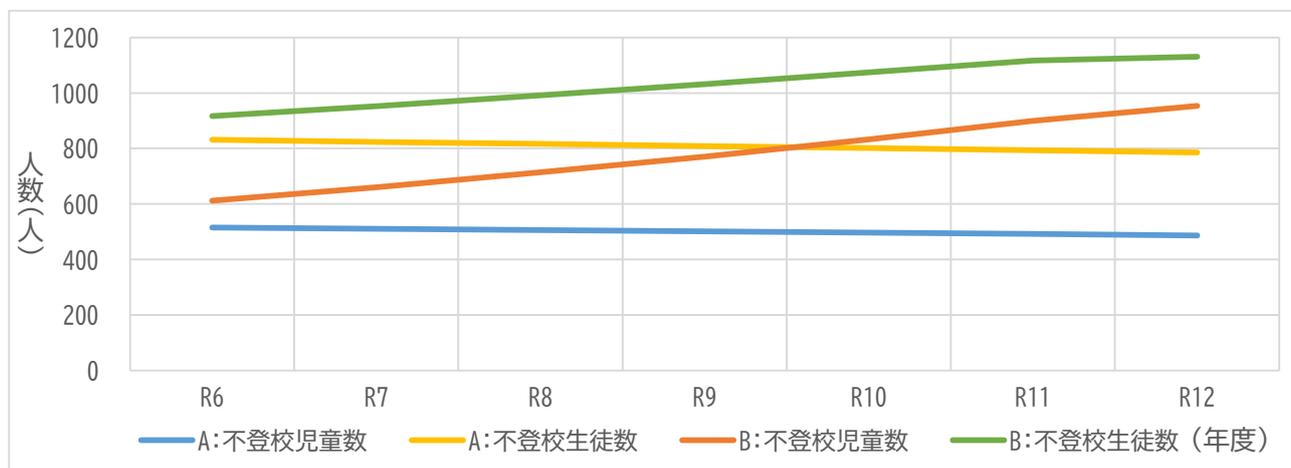
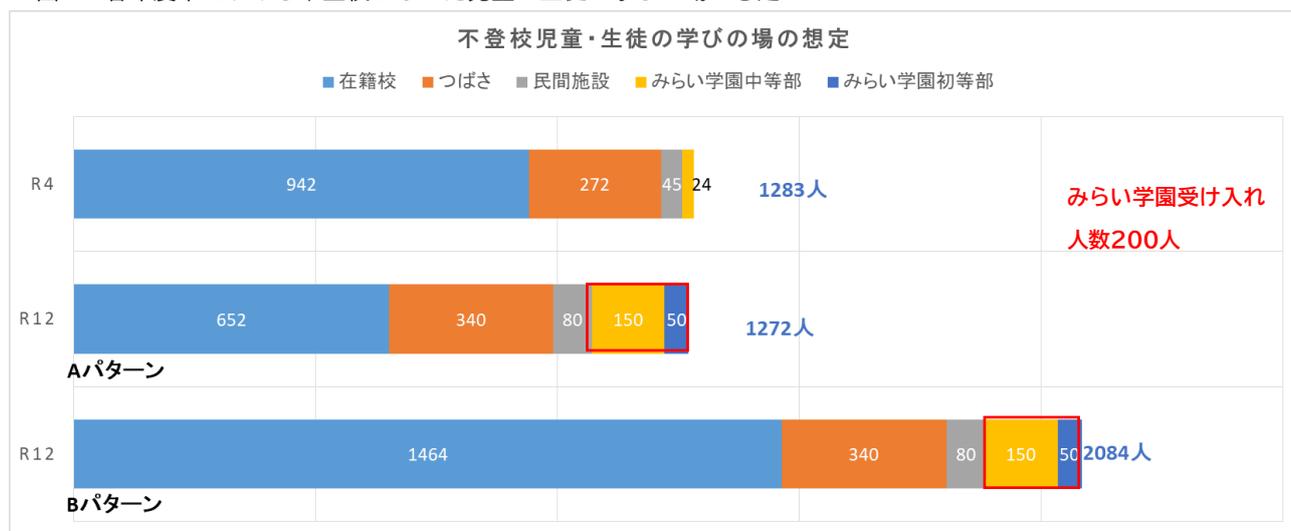


図 E 各年度末における不登校となった児童・生徒の学びの場の想定



※在籍校の数には、不登校から復帰した児童・生徒の数も含まれています。令和 12 年度末においては、左記に加え、みらい学園の授業をオンラインで受けている児童・生徒の数も含まれています。

※（再掲）令和 4 年度の小学校における復帰率：29.81%、中学校における復帰率：27.05%

## 第5章：基本計画

### 1 目指す建築像

基本構想で掲げた3つの機能（教育機能、相談機能、地域開放機能）を充たすため、共通の指針となる基本方針（目指す建築像）を次のとおり定めます。

## 目指す建築像 校舎全体が学び場となる、共創の杜

※『共創』は、学びの多様化学校と（仮称）不登校対策支援センターとが、地域や企業の方々と共に学び合う姿を、『杜』は、学校らしい外観を感じさせず、樹木や草花で潤いのある緑豊かな森のような姿を、建築で目指していくことを表しています。

機能ごとの計画の考え方は次のとおりとし、具体的な建築計画により、学びの多様化学校と（仮称）不登校対策支援センターとが、地域や企業の方々と共に学び合う「共創の杜」となることを目指します。

#### （1）児童・生徒が明日も来たくなる新たな学びの場（教育機能）

一般校の「普通教室」での学び方などに抵抗感を示す児童・生徒が多い傾向及び特徴的な学校運営を考慮し、共用部も含め校舎全体を多様な学びの場として、居場所を「選べる」よう計画します。

##### ① 安心感を育む

- ▶登校のハードルを最小化する圧迫感のない建築。森のような潤いのある場。
- ▶基本的な学習集団の単位は少人数（8名程度）とし、仲間と落ち着ける小空間を多数配置。全体を見通し、仲間を感じられる大きな空間など、多様な空間を用意。
- ▶心身の変化に応じて居場所を選べる、選択性の高い計画。
- ▶学習進度に合わせて、集団とは別に個人で集中して学習するなど、学ぶ場を柔軟に選択できる学習空間。
- ▶遅れてきても目立たない、複数のルートがある回遊性のある動線計画。
- ▶インテリアの木質化により、木のぬくもりを感じられる環境を創る環境共生技術の活用。

##### ② 個性と社会性を伸ばす

- ▶多方面の興味関心を高めるため、特別教室前をミュージアム化。ものづくり系のスペース（特別教室）は創作活動に没頭したくなるよう設えを工夫。
- ▶目につきやすい施設中央の吹き抜け周辺に制作物等を展示。仲間の追究に刺激を受けるとともに周りからのプラス評価で自己肯定感を育む設え。

- ▶各階共用部にはテーマ設定された書架や閲覧ソファのあるライブラリーを配置し、いつでも探究が可能。
- ▶少人数での生活・学びだけではなく、多様な集団との関わりを体験し、社会に適応する力を涵養する空間構成。
- ▶日常的に児童・生徒と地域とが交流するきっかけが生まれやすい空間。

### ③ 自立を促す

- ▶中央の劇場型空間では、地域や企業人と社会課題に関して協働し、仲間とのプレゼンテーションによる交流などを通じて活力を引き上げ、社会への関心と自立意識を醸成。

### ④ 状況の変化に対応できる建築

- ▶年間の中で児童・生徒数が大きく変化する特性を踏まえ、各室のレイアウト等の組み替えや、居場所の面積を可動間仕切りなどで簡易に変更できる建築計画。

## (2) 不登校児童・生徒一人ひとりにふさわしい学びの場を案内する施設（相談機能）

学びの多様化学校に併設する（仮称）不登校対策支援センターは、不登校に関連する情報を集約し、不登校施策の中心的な役割を果たす機能をもった施設です。1階に設置することで利用者のアクセスを容易にするとともに、アセスメント力の強化を目指し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等と教職員とが、円滑に連携できるように計画します。

- ▶来訪者がリラックスして気軽に相談できる雰囲気づくり。
- ▶学校の教職員と（仮称）不登校対策支援センターの職員との交流、児童・生徒との交流以外に、官民の不登校関連団体等とも連携できる場を用意して、アセスメントを向上。

## (3) 地域とともにある施設（地域開放機能）

児童・生徒の日々の活動を地域の方々が肯定的に見守り、親近感がもてるような、地域に開かれた施設を目指します。体育館や特別教室、交流・飲食スペースなどの地域開放に加え、災害時の避難所機能を考慮して計画します。

- ▶公園や森のような、潤いと憩いを街に提供する緑豊かな場の創出。
- ▶地域開放で来訪しやすい動線や予約・登録システム、セキュリティ計画の工夫。イベント等は積極的に地域に発信。

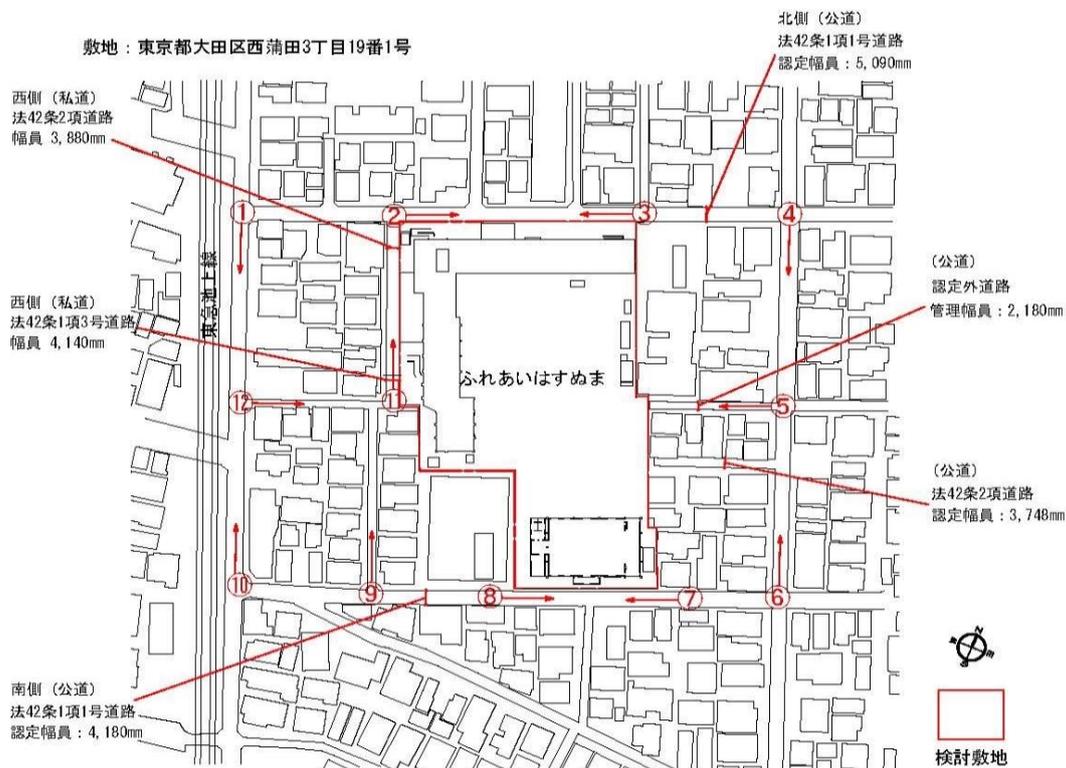
## 2 計画地の現況と法的条件

建築計画の検討を進めるにあたり、計画地の現況と建築計画に関わる法的条件を整理します。

### (1) 計画地の現況

計画地は、低層住宅街の一角に位置しています。北・南側は公道、西側の一部は私道に接道しています。南側には避難所となる体育館があります。

図5-1 計画地及び周辺環境の現況



(2) 建築計画に関わる法的条件

水害の想定及び地震における火災発生リスク、液状化の可能性を含めた法的な条件は、次の図表のとおりです。その他の関連法令も含め、法令に適合する計画を行います。

図5-2 法的条件

|                         |                                                                                              |                |                    |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------------------|
| 計画地                     | 〒144-0051 東京都大田区西蒲田3丁目14-2.6(地名地番)<br>東京都大田区西蒲田3丁目19-1(住居表示)                                 |                |                    |
| 敷地面積                    | 約6,610㎡(受領資料より机上算定)                                                                          |                |                    |
| 都市計画                    | 市街化区域                                                                                        |                |                    |
| 用途地域                    | 第一種住居地域                                                                                      |                |                    |
| 容積率                     | 300%(指定)/206%(前面道路幅員5.15mより)                                                                 |                |                    |
| 建蔽率                     | 60%                                                                                          |                |                    |
| 防火指定                    | 準防火地域(新たな防火制限指定あり)                                                                           |                |                    |
| 高度地区                    | 第三種高度地区                                                                                      |                |                    |
| 前面道路                    | 北側                                                                                           | 現況幅員5.04-5.15m | 法42条1項1号 区道8-105号線 |
|                         | 西側(北寄り)                                                                                      | 現況幅員3.89m      | 法第42条第2項(私道)       |
|                         | 西側(南寄り)                                                                                      | 現況幅員4.14m      | 法42条1項3号           |
|                         | 南側                                                                                           | 現況幅員4.18-4.37m | 法42条1項1号 区道8-108号線 |
| 日影規制                    | 5-3H、4m<br>・敷地境界線から5m~10mまでの範囲は5時間、10m超の範囲は3時間以内と、日影がかかってよい制限時間<br>・測定した地面からの高さ:4m           |                |                    |
| その他の地域地区                | 該当なし<br>(特別用途、特別工業地区、高度利用地区、風致地区、駐車場整備地区、臨港地区、特別緑地保全地区、流通業務地区、生産緑地地区、地区計画、市街地再開発事業、土地区画整理事業) |                |                    |
| 景観計画                    | 市街地類型 住環境向上市街地                                                                               |                |                    |
| 緑化計画<br>(少数点以下第3位を切り上げ) | 緑化基準面積:925.47㎡<br>接道緑化:116.81㎡<br>建築物上の緑化:屋上面積×0.25                                          |                |                    |

<東京都安全条例>

|                      |                                                                               |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 第4条<br>建築物の敷地と道路との関係 | 延べ面積3000㎡>、かつH15> →幅員6m以上の道路に10m以上接する必要あり<br>⇒接道幅員<6mのため、建築物の高さを15m以下に抑える必要あり |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------|

<大田区まちづくり条例>

|           |                                                                                               |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 壁面後退距離等   | 隣地境界から500mm後退                                                                                 |
| 公道等の拡幅整備  | 区道に接する場合、幅員2m以上の歩行者通路を整備                                                                      |
| 自動車駐車場の設置 | 敷地内に最低2台以上(幅2.3m×奥行5以上)                                                                       |
| 自転車駐車場の設置 | ・教室面積50㎡以上の授業目的施設:15㎡あたり1台以上<br>・保育室及び教室面積50㎡以上の保育所等並びに幼稚園、専修学校及び各種学校:50㎡あたり1台以上(幅0.5m×奥行2以上) |
| 福祉のまちづくり  | 駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に車椅子使用者用駐車施設を1以上設けなければならない。幅350cm以上とする。                                     |

<大田区ハザードマップ>

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 多摩川の氾濫 | 浸水深さ:0.5m~3.0m未満、50cm以上浸水する時間:12時間 |
|--------|------------------------------------|



### (3) 建築計画の条件

(1)、(2) を踏まえ、建築計画の条件を次のとおりとします。

- ▶既存体育館は避難所に指定されているため、施設完成後に解体することとし、避難所機能が途切れない計画とする。また、新設する体育館と受変電設備は、水害から逃れるために2階以上に配置する。
- ▶東京都安全条例第4条により、建築物の高さを15m以下に抑える必要があるため、施設の適正階高の確保を考慮し、建物は3階建てまたは一部4階建てとする。
- ▶計画地周辺は、低層住宅に取り囲まれているため、街並みに対する圧迫感や日影の影響を考慮する。また、北東側には4階建てマンションが隣接しており、一部のバルコニーと窓が計画地に向いているため、視線の交錯や、施設からの騒音や振動に配慮する。
- ▶大田区の緑化基準に準拠しながら、緑の潤いのある街並みとなる計画をする。

その他、建築計画を行う上で、諸室の仕様等（「3 諸室計画」に記載）については、大田区立学校改築標準設計仕様書（以下「標準仕様」という。）に準拠します。なお、標準仕様にある諸室の中で、一般校にはあり、学びの多様な学校には設置しない室があることに留意します。

## 3 諸室計画

本施設は、不登校児童・生徒の心情に同化し、多様な学びの在り方に応じた活動を想定した上で諸室計画を検討する必要があります。そのため、それぞれの活動ごとに空間イメージを固定するための考え方を整理します。また、これらの各種条件は、標準仕様に優先して計画するものとします。

ここでは、最も特徴的な「主たる生活・学びのエリア」をはじめ、「創造・領域別探究（特別教室）のエリア」「運動エリア」「(仮称)不登校対策支援センター」における活動や機能の特徴、対象とする人数、面積規模などを述べていきます。

### (1) 主たる生活・学びのエリア

「主たる生活・学びのエリア」は、児童・生徒一人ひとりにとって基本的な居場所となり、基底的な帰属集団や仲間関係が形成されることを考慮し、安心感が得られ、選択性が高く、多様な学びが展開できるような、適度な変化や落ち着きのある空間とします。

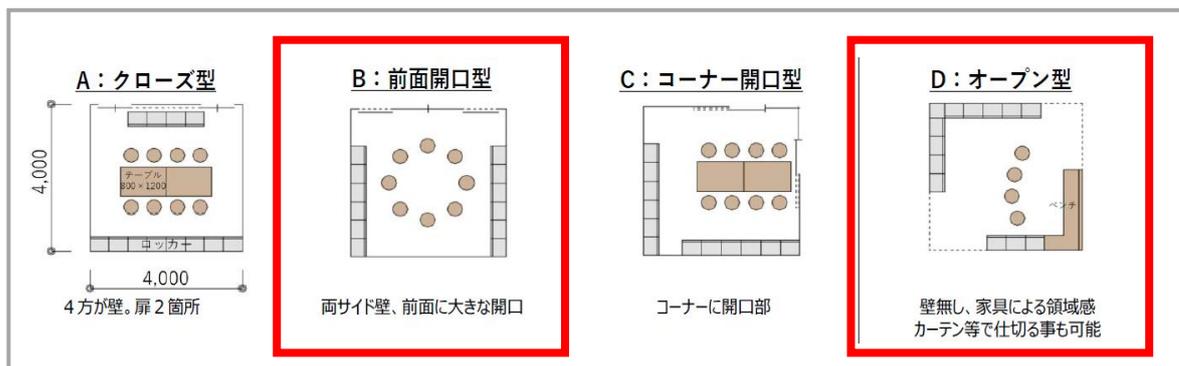
## ① 学習集団の人数とホームベースの考え方

不登校児童・生徒は、一般校における、大人数がいる空間や一斉一律の生活、行動規範、固定的な人間関係に馴染めないなどの傾向が報告されています。このような特徴を考慮し、仲間同士の親密感やまとまりが得られるとともに「つかず離れず」の微妙な距離感をとることもできるよう、2～8人程度の少人数グループを基本的な学習集団の単位として計画します。この人数での学習は、分教室型の学びの多様化学校「みらい学園初等部／中等部」でも実践しています。

この基本的な学習集団が帰属する場として、4m×4m程度のロッカールームのようなホームベース空間（以下「HB」という。）を用意し、登下校時の集合や学級活動、荷物置場として活用します。

HBは、日常的な学習スペースと隣接させ、空間同士のつながりや使い勝手を考慮し、次の図における「B：前面開口型」や「D：オープン型」を設置します。

図5-3 HBのイメージ



参照事例：軽井沢風越学園

ロッカーサイズ  
W500mm、D450mm、H1200mm

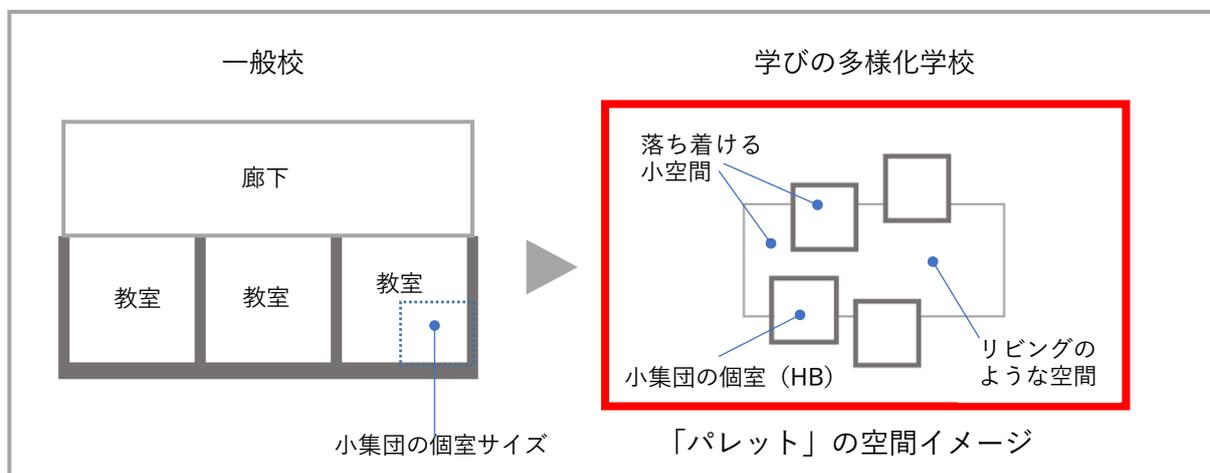
## ② HBとグループ学習スペースとの関係

HBは一般校における普通教室のロッカー機能を有し、少人数での学級活動などを行う場となります。個人専用の棚や小さな掲示板なども設け、作りかけの作品やお気に入りの小物などを設置できる自分だけの領域感が得られる仕掛けを工夫します。

一方、グループ学習スペースは一般校における普通教室と普通教室前のスペースとを合わせて行う学習と同じ場となります。

学校らしさを感じさせないよう、一般校における教室と廊下が直列して並ぶ形ではなく、HBとグループ学習スペースとが、家庭の個室とリビングとの関係のような使い勝手となる空間構成（以下「パレット」という。）を検討します。

図5-4 一般校と異なる、学びの多様化学校の空間構成



### ③ パレットにおける室の構成

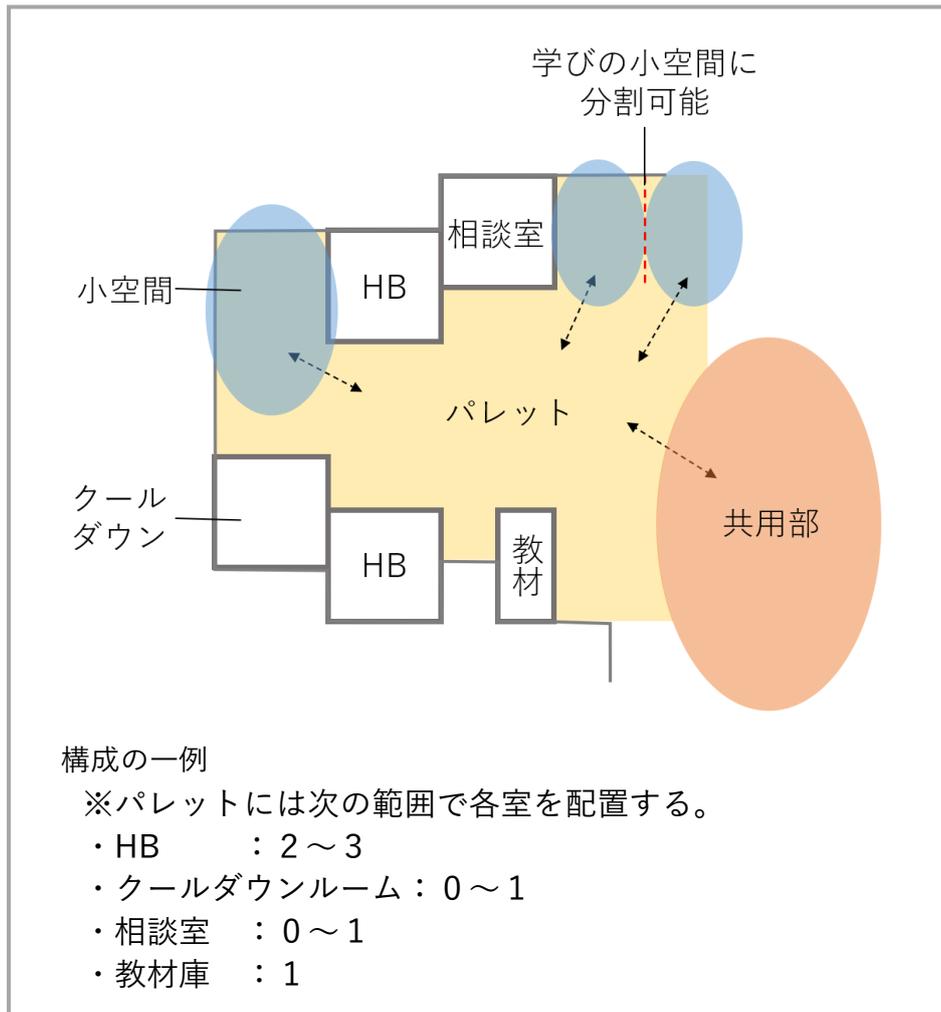
パレットは、多様な学びが展開されるグループ学習スペースとHB、心身を落ち着かせるクールダウンルーム、相談室、教材庫の組み合わせで構成します。また、室の構成は、一年の中でも変化する児童・生徒数に対応しやすい計画とします。

クールダウンルームは、収容人数が増えた場合、HBに転用することを想定しています。その場合、使用中ではない相談室やHBを一時的にクールダウン用として利用したり、パレットや共用部に家具を用いてクールダウン用の場所を設置したりするなど、柔軟に運用できる計画とします。

パレットには、次の特徴をもたせ、安心感や選択性、多様性を確保します。

- フロア全体の様子を見て、仲間を感じることができ、共用部とつながっている大きめの空間、窓際の明るい小空間等、広さや環境のバリエーションがあり、連続感や一体感が感じられる空間構成。一人でも没頭したり、安心して過ごせる居場所も設ける。
- グループ相互が近接して学習する場合の音の影響を考慮し、吸音性の高い壁材や天井材、カーテン等の設置を検討
- ワンルームの一体空間をフレキシブルに分割できる可動間仕切り等で、空間の広さを変更可能
- 少人数が落ち着ける心地よい居場所をつくりながら、完全な死角にならないような空間構成

図5-5 パレットにおける室の構成イメージ



④ パレットにおけるグループ数の考え方

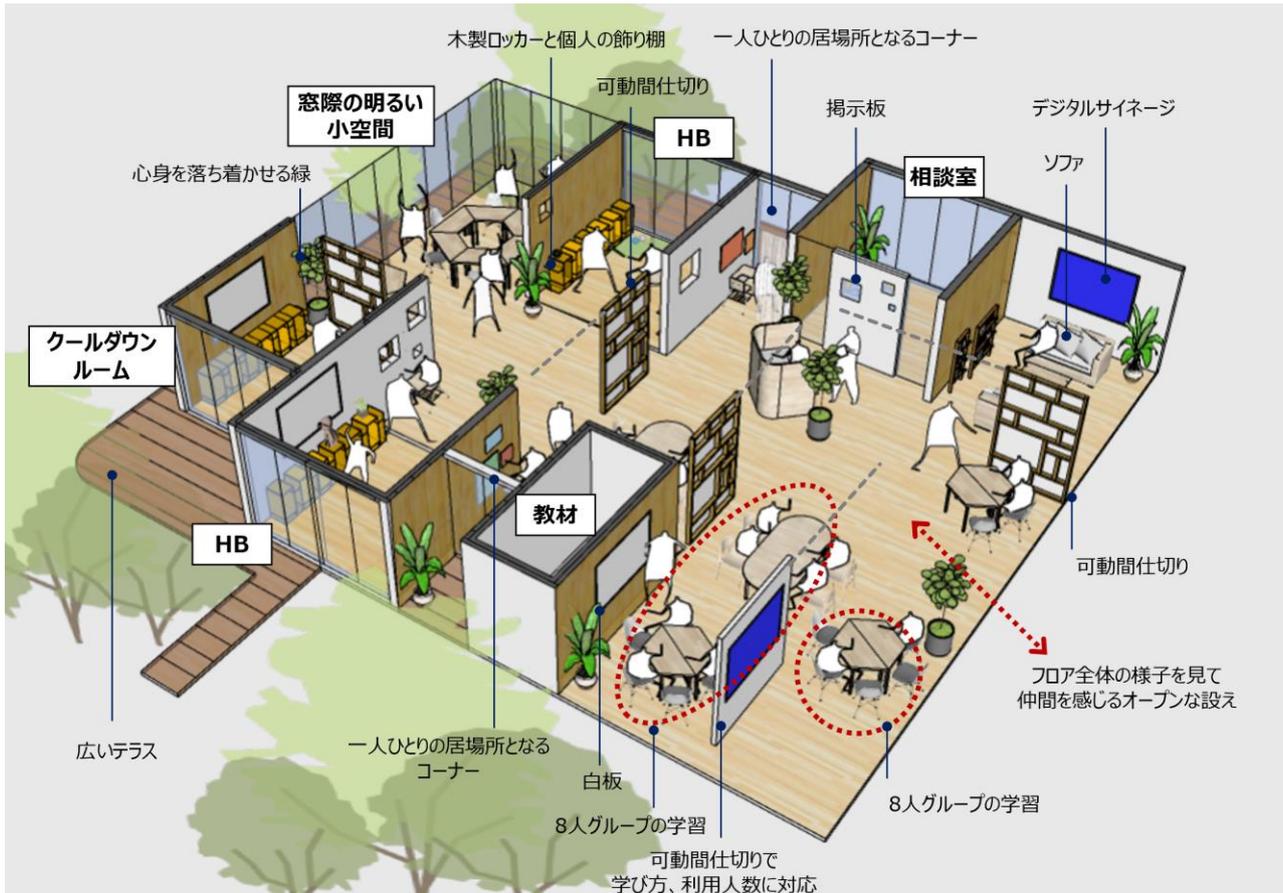
パレットは、HB で学級活動等を済ませた少人数の学習集団が、国語、社会、外国語、算数、数学などの一般教科についてグループ学習するだけでなく、集団同士が一時的に出会い交流する場ともなります。

年間を通じて児童・生徒数が増加する傾向や多様な登校スタイルを考慮し、変動する人数に柔軟に対応できる計画とします。

また、一般校における1学級当たりの人数を超えない規模とし、1パレットあたり、基本的な学習集団が一時的に2あるいは3グループ同居する計画とします。

学校全体での最大受け入れ人数は、200人程度と想定しているため、隣接する共用部との関係から中小の規模の違いを認め、パレットを6か所設置します。

図5-6 パレットの活動イメージ



⑤ チェアリングによる多様な居場所づくり

パレットの特徴を実現するため、児童・生徒が安心できる居場所を多種多様な家具を設置して印象付けます。これは、チェアリング（あらかじめ家具を設置して、多様な自分たちの居場所があること、安心感や選択できることを印象付ける設計手法）と言い、北欧の先端的学校建築で有効性が示されています。

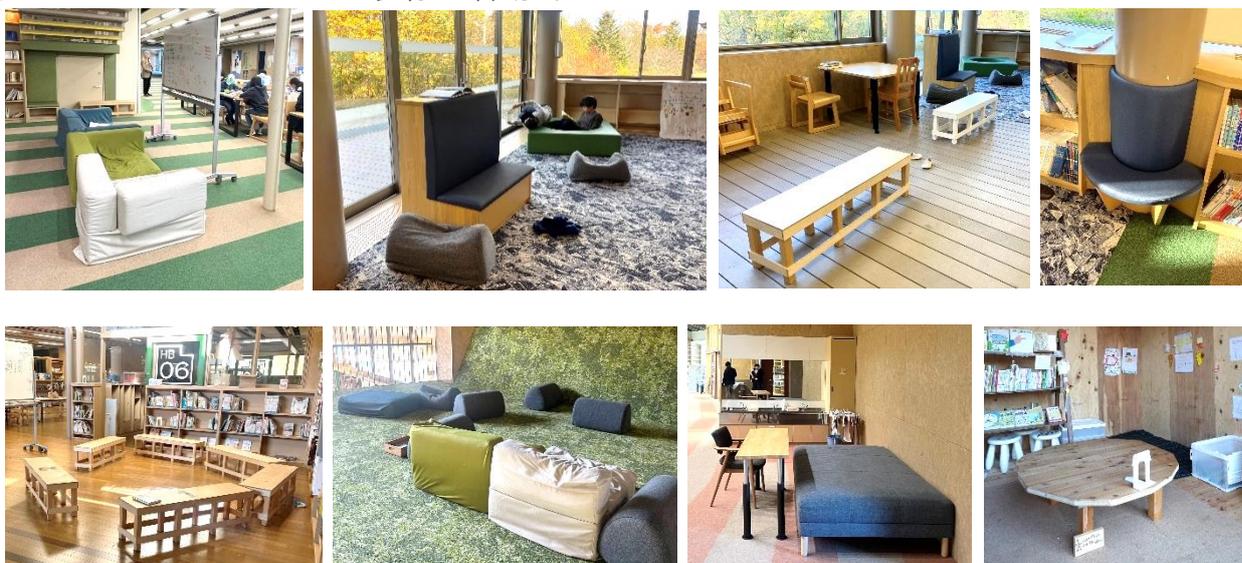
チェアリングに加え、多様な学びを展開できる空間とするため、可動式の簡易建具や衝立、カーテン、自立棚、白板、掲示板、サイネージ等を適宜組み合わせせて設えます。

図5-7 チェアリングと活動の参考イメージ：軽井沢風越学園

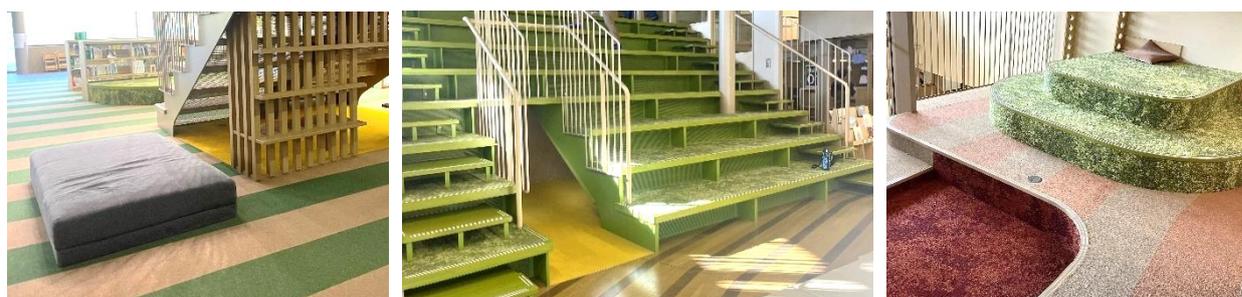
○多様な形のテーブルを使ったグループ学習



○ソファやベンチなどで多様な居場所づくり



○段差を利用した居場所づくり



⑥ パレットの面積と空間密度の検証

①～⑤の内容を加味してブロックプランを作成し、家具や人入りで運用状況をシミュレーションしました。その結果、パレットの面積は、最大受け入れ時に、基本的な学習集団が隣接して学ぶ場合の音の影響などを考慮し、約  $4.5 \text{ m}^2/\text{人}$  とします。

これは、一般校の普通教室における  $2.2 \text{ m}^2/\text{人}$  と、特別支援学校の  $9.3 \text{ m}^2/\text{人}$  の中間に位置することとなり、①の考え方をパレット内でも実現できる広さとなります。各パレットの面積は  $150 \text{ m}^2$  程度とし、学校全体では約  $900 \text{ m}^2$  と設定します。

図 5-8 パレットの空間密度イメージ

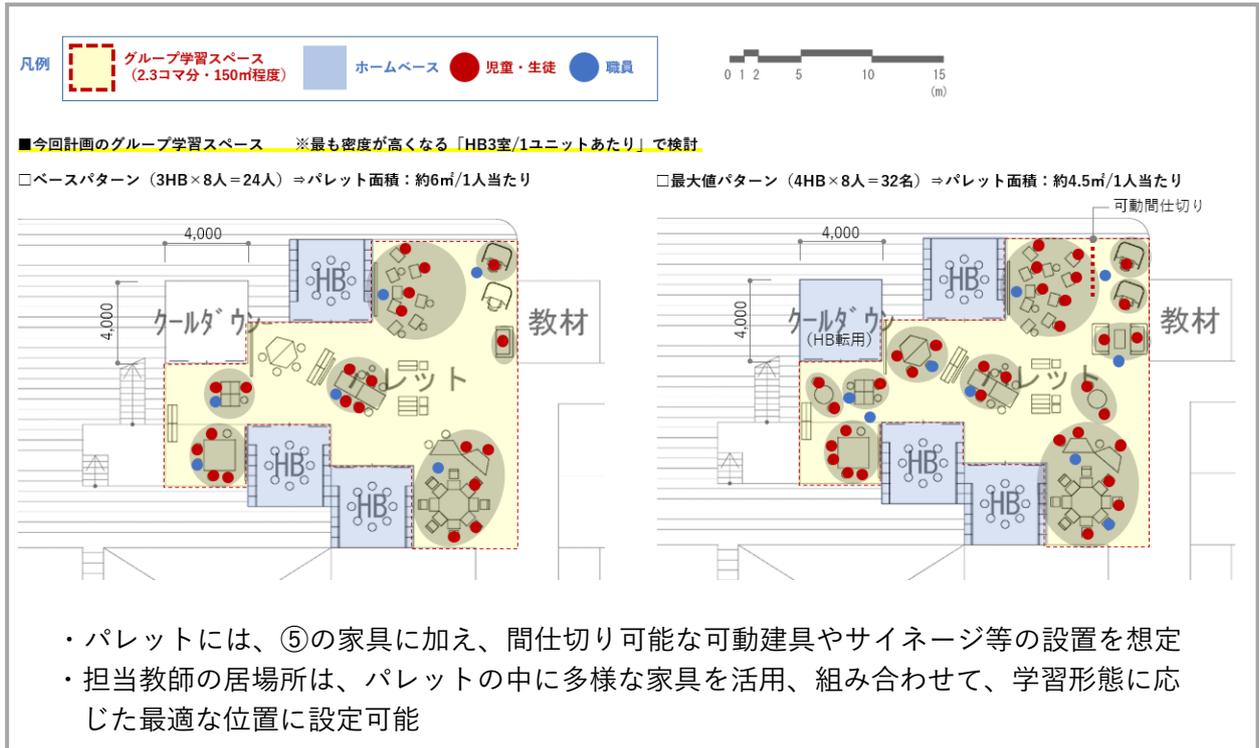
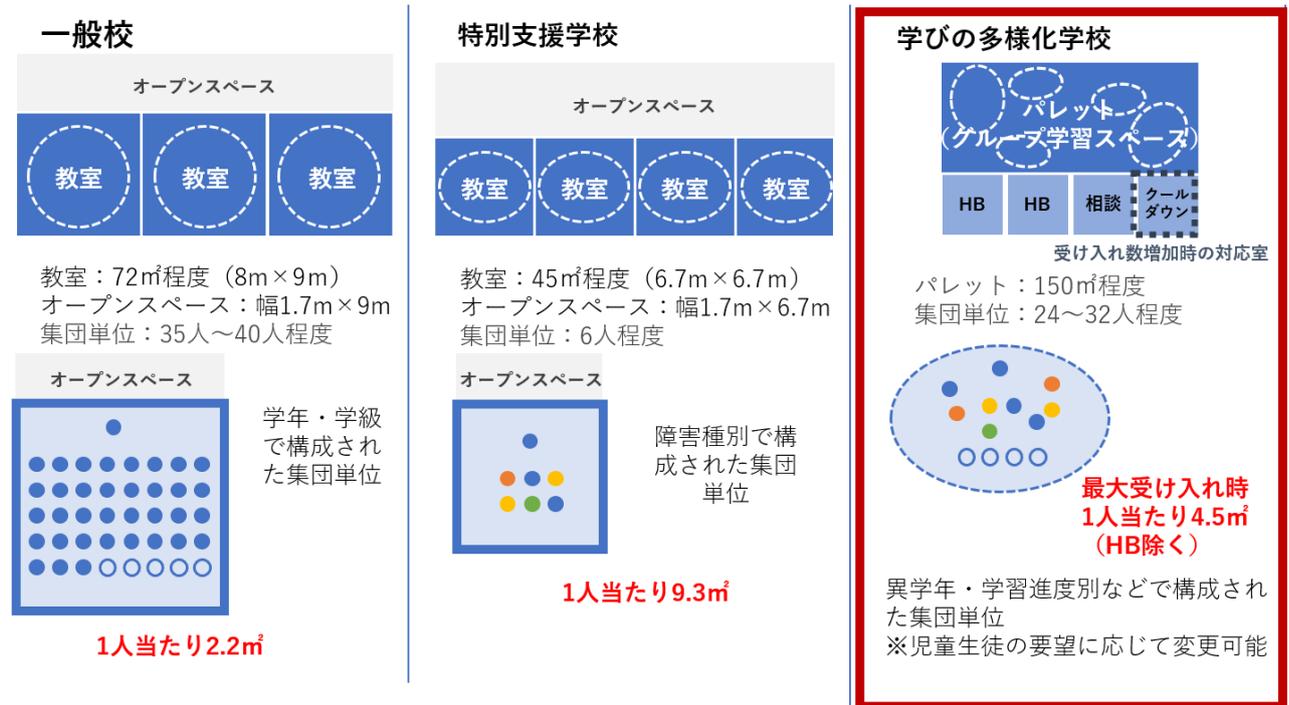


図 5-9 学習スペースの規模（一人当たり面積）の比較



## (2) 創造・領域別探究（特別教室）のエリア

創造・領域別探究のエリア（いわゆる特別教室）は、児童・生徒の情操教育として、興味・関心を惹きつけて主体的に行動する力を育てる重要な場です。一般校における特別教室のうち、関連性や親近性が高い複数の機能を一室にまとめるとともに、室前面に展示、交流コーナー等を設けます。

このエリアは、地域との連携・融合を目指し、外部からアクセスしやすい1階を中心に配置します。また、地域の方を講師に招き、児童・生徒自らがアーティストやデザイナーを志すなど、将来の可能性を広げる場となることを目指します。

各室の名称は、学校らしさを感じさせず、従来の枠組みを超えた活動を誘発し、自由な発想で取り組んでもらう意図から、「〇〇ひろば」「〇〇ラボ」等の一般校と異なる呼称を検討します。

主な創造・領域別探究のエリアは、「プロジェクトステージ」「ライブラリー」「交流・飲食ひろば」「生活ラボ」「ものづくりラボ」「音楽スタジオ」「サイエンスラボ」（これら全て仮称。以下同様。）となります。

合唱や合奏など一定の人数（2～3グループ程度）で行った方が効果の高い学習活動の内容などを考慮し、特別教室の面積規模は64㎡程度を基本とします。また、少人数での学びにも対応できるよう、室内を可動間仕切りで分けられる計画とします。付帯する準備室は、複数の機能を一室にまとめていることと、初等部と中等部とで利用する備品が異なることを踏まえ、標準仕様を目安にしながら、それぞれ吟味して設定します。

室数については、年間カリキュラムと児童・生徒・教員数を想定した上で、各教科等の必要履修時間を確保する検証を行い、サイエンスラボは2室、その他の特別教室は1室の設置とします。

初等部と中等部とで専用室は設けず、共用して使うため、こどもの体格差を考慮し、椅子やテーブルの高さは可動式の家具を導入します。水道蛇口の高さやシンクの高さなども、使いやすい高さ設定を行い、きめ細かい設計を行います。

### ① プロジェクトステージとライブラリー

実際の地域課題に大人とともに取り組む教科「おたの未来づくり」で長期間にわたり活用し、社会的な「自立」に向けた中核的な場として、施設中央に空間を設定します。

プロジェクトステージは、児童・生徒と地域や企業とが協働して社会課題を共に追究し、その成果を目に見えやすい場所に展示したり、成果を発表したりできる劇場型

空間とします。この空間にライブラリー機能を近接・融合させ、各学習領域にまたがる書籍等を立体的に設置し、探究を促します。ライブラリー機能は、このほか、各階の共用部にも設置し、テーマごとの書架や閲覧ソファを並べることで、いつでもどこでも学べる環境を創ります。なお、蔵書ストックや作業は近くの倉庫で行える計画とします。

図5-10 プロジェクトスペースとライブラリーのイメージ



図5-11 ライブラリーと壁面書架のイメージ：追手門学院中学校・高等学校



また、児童・生徒が少人数で楽しみ、共用部のクールダウンスペースとしても利用できる「ほっこりスペース」を1階のプロジェクトステージ下部に設けます。潜りこむ秘密基地のような、落ち着く居場所とします。

図5-12 ほっこりスペースのイメージ：軽井沢風越学園



- ② 交流・飲食ひろばと生活ラボ（交流・飲食ひろば：簡易調理スペース（約 40 m<sup>2</sup>）を含み 192 m<sup>2</sup>程度、生活ラボ：72 m<sup>2</sup>程度、準備室：32 m<sup>2</sup>程度）

一般校と異なり、児童・生徒の登校状況や時間が多様で、一律に給食を食べることに抵抗感を示す児童・生徒が多い傾向にあるため、毎朝、昼食を持参するか、交流・飲食ひろばで購入するかを選ぶことが出来るシステムを導入する予定です。

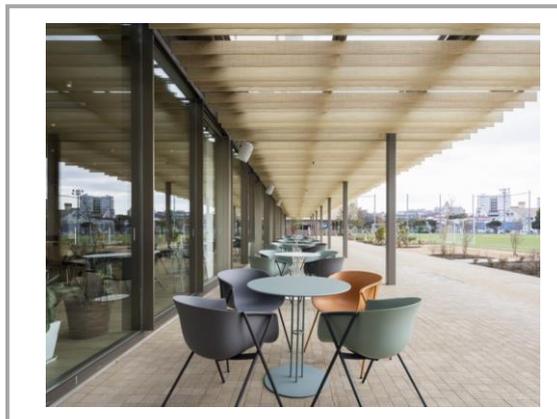
交流・飲食ひろばは、食事をとる機能だけではなく、地域住民の気軽なミーティングの場にも活用できるようにします。そのため、アクセスしやすい1階に設置します。森の中のカフェテリアのようにウッドデッキを設えるなど、誰もが利用したくなる雰囲気をつくります。また、児童・生徒が職員などの大人の見守りの下、ICTを活用したオンライン授業を受講したり、（仮称）不登校対策支援センター在籍の心理相談員やメンターとの相談の場として利用するなど、居場所としての機能を有する空間とします。集団での学習という環境に抵抗感のある児童・生徒も、当諸室の利用という形から段階的に学びの場への復帰を目指すことも可能とします。

交流・飲食ひろばでは、登校してすぐの喫食も可能とし、隣接する生活ラボと連携し、地域の方を講師として迎えた食育講座を開催するなど、食関連の学びも展開できる場とします。また、菜園で育てた食材を調理し、試食する事も可能とします。

- ▶食事はセントラルキッチン方式（外部調理の宅配形式）で、交流・飲食ひろばでは電子レンジによる温めや炊飯など簡易調理のみとするシステムを採用予定（希望者が購入するだけなので一般校の給食室には該当しない）。
- ▶収容人数は、在籍する児童・生徒と教職員数を想定した上で、120席程度とする。最大受け入れ時に児童・生徒と教職員との全てを同一時間で利用できない場合は、初等部と中等部とで時間帯を分けるなど柔軟な運営で対応する。

▶学校の昼食時間帯は、学校優先の利用とし、それ以外の時間帯は地域、（仮称）不登校対策支援センター職員との共用利用とする。

図5-13 交流・飲食のひろばのイメージ：横浜インターナショナルスクール



③ ものづくりラボ（金工・木工：64 m<sup>2</sup>程度、図工・美術：64 m<sup>2</sup>程度、準備室：32 m<sup>2</sup>程度×2室）

大田区の特徴である金属加工業の集積は区の貴重な財産です。ものづくりラボは、「金工・木工・図工・美術」の特別教室を連携させ、一体的な空間構成として活用できるようにします。工具類の壁面陳列など、独特な世界観をつくり児童・生徒の興味を掻き立てる空間デザインとします。地域のことを知り、将来、地域の担い手となることを目指せる場とします。

また、児童・生徒が自由につくり変えていくことを許容する空間の設えを工夫します。例えば地域の大工やものづくり系企業の講師を招き、児童・生徒が校舎の壁の一部を左官塗りしたり、間仕切り戸や格子戸、家具などを作成したりするなど、余白のある計画とします。

初等部における教科「おおたの未来づくり」や、中等部における教科等横断的な学びによるキャリア教育においては、図工・美術室にある資材を活用し、地域振興に係るイベントやサービスの周知資料（ポスター、チラシ等）の試作を行ったり、金工・木工室に設置した3Dプリンターなどを活用して企業へ提案する新製品の試作品を作成する場合にも活用します。

学校の授業とは別に、区内児童・生徒の受け入れを条件として地域の社会教育団体の活動に開放し、学校の教育活動に参加することが難しい児童・生徒が社会との繋がりをもつ機会とします。また、金工・木工室は、将来的に、授業に支障のない範囲で区内のものづくりに係る企業等へ開放し、児童・生徒にも本区のものづくりに携わる方たちの活動に触れ、自分の進路を考えられる機会の一つとします。

- ▶金工以外の木工、イラストや絵画、タブレットを用いたデジタル作品等の創作も可能とするため、それぞれ設えが異なる場を設けるなど工夫する。
- ▶準備室は危険性の高い一部の工具や備品を納める。また、初等部と中等部とで異なる備品や材料を見極めながら、面積を最小化する計画とする。それ以外の道具や材料類などは壁面に陳列するなど、雰囲気づくりの工夫に活用する。
- ▶セキュリティの担保や安全性を重視しながら、主体的なものづくり活動が展開できる場として設計する。

図5-14 ものづくりラボの空間イメージ：軽井沢風越学園



#### ④ 音楽スタジオ（64 m<sup>2</sup>程度、準備室：32 m<sup>2</sup>程度）

音楽発表会などが行えるように、プロジェクトステージや広い会議室に近接して配置します。また、共用部に向けて、楽器を見せる収納とし、音楽への関心を高める雰囲気をつくります。

一室の中で、初等部と中等部との使い分けや、声楽と器楽の授業形態の違いなども考慮し、室内の音響性能をきめ細かく設定して設計する必要があります。また、近隣に対する騒音や振動、共用部への音漏れに配慮して設計します。音響や防音性能を確保することで、児童・生徒が思いきり音楽を楽しめる環境を整えます。

初等部における教科「おおたの未来づくり」や、中等部における教科等横断的な学びによるキャリア教育においては、音楽スタジオにある資材を活用し、地域振興に係るイベントやサービスのBGMを作成する活動等にも活用します。

学校の授業とは別に、区内児童・生徒の受け入れを条件として地域の社会教育団体の活動に開放し、学校の教育活動に参加することが難しい児童・生徒が社会との繋がりをもつ機会とします。

- ▶地域のコーラス部など、クラブ活動団体の講師を招き、普段の授業だけでは体験することのできない発見や刺激が得られ、児童・生徒の興味・関心を育てていくような場を計画する。
- ▶楽器や演奏に関する専門的な知識を有している地域の方に協力いただき、お互いに学び合える場をつくる。

図5-15 見せる収納のイメージ



⑤ サイエンスラボ（64㎡程度×2室、準備室：32㎡程度×2室）

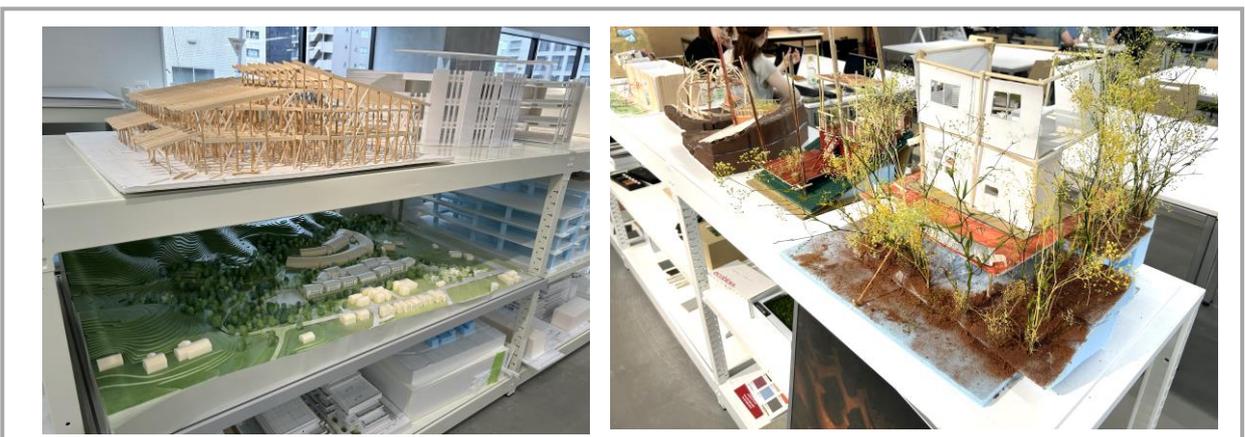
植物の観察や生き物との触れ合いは、生命の仕組みや同化力を高める重要な経験となります。また、理科での探究は、深く追究することの楽しさや論理性を磨く契機にもなるため、追究を楽しめる雰囲気と設備を備えます。

ラボの入口周辺は、博物館をイメージした展示を行いミュージアム化し、児童・生徒の興味・関心を引きつけます。

学校の授業とは別に、区内児童・生徒の受け入れを条件として地域の社会教育団体の活動に開放したり、また、本区の科学センターが主催する科学教室を定期的で開催したりすることで、学校の教育活動に参加することが難しい児童・生徒が社会との繋がりをもちます。

- ▶第一理科室（サイエンスラボ1）は物理・化学系の学習へ主に対応。第二理科室（サイエンスラボ2）は、生物・地学系の学習へ主に対応する。薬剤等の危険物の収納、取り扱いに注意し、床材は耐薬品性能があるものを採用する。
- ▶日当たりの良い南側の2，3階の屋上ひろばや屋上菜園に至る動線上に近接配置し、日常的に動植物の観察が可能なサイエンステラスを設置する。
- ▶地域の年配の方を講師に迎え土地の歴史などを教えていただき、土地の環境について学ぶことができるなど、地域の方とお互いに学び合える環境を整える。

図5-16 ラボ入口周辺のミュージアム化のイメージ



### ⑥ 個別学習スペース（64 ㎡程度）

学習進度を取り戻したり、試験勉強などを個人で集中してできるようパレットとは異なる位置に個別学習用のスペースを設けます。

▶16 人の同時使用を想定し、キャレルブース状に区分けして設置することを検討する。

図5-17 キャレルブースのイメージ



### (3) 運動エリア

体育館や校庭だけでなく、屋上も身体を動かす場とすることで校舎全体を学びの場とします。運動エリアとして計画する屋上ひろばは、身体を動かすことを好む児童・生徒だけではなく、運動不足の傾向が強い児童・生徒の心身を躍動させる場所にも位置付け、心のおもむくままに動きまわりたくなる設えを追求します。また、体育館は運動用のスペースとして利用するだけでなく、日常的な学習の場としても活用出来ることを想定して計画します。

なお、プールについては他の施設を利用することとし、設置しない方針とします。

- ① 躍動のひろば（体育館アリーナ：770 ㎡程度、軽運動スペース：110 ㎡、放送室（体育館）：10 ㎡、器具庫：64 ㎡程度、児童・生徒用更衣室：64 ㎡程度、地域開放用更衣室：64 ㎡程度）

体育館アリーナには、ステージ状の軽運動スペースや応援ギャラリーを付帯し、個人単位から多人数まで多様な運動を行えるようにします。また、広い学習スペースとして活用することも想定します。

体育館は、災害時の避難所としても活用するため、水害時の浸水を避け2階に設置します。地域開放にも対応するため、地域開放用の更衣室やトイレの配置、バリアフリー動線等、セキュリティに配慮して計画します。

▶壁面にはダンス用のミラーを設置する。ボルダリングの利用を検討する。

▶初等部と中等部とで分かれた運動や運動以外で広い学習スペースが必要な時に、布製の可動間仕切り等により、2分割利用を可能とする。

- ▶近隣に対しては、活動によって生じる振動や騒音の影響が出ないように配慮する。
- ▶地域開放では、バレーボールやバドミントン競技も行うことを想定し、可能な限り高い天井高を確保する。
- ▶入口付近に下駄箱を設置し、体育館履きに履き替える計画とする。

軽運動スペース（110 m<sup>2</sup>程度）は、一般校の体育館ステージと同様に、床下に椅子を収納できるようにします。また、高低差を利用した発表などの活動でも利用する想定をします。

応援ギャラリー（キャットウォーク部分も含め 250 m<sup>2</sup>程度）は、児童・生徒や保護者、地域の方がスポーツを「見る」楽しさや、運動会などのイベントで「応援」して一体感を享受できる場として設置します。

図5-18 応援ギャラリー・空間分割のイメージ



## ② 校庭（屋外運動場：1,200 m<sup>2</sup>程度）

不登校児童・生徒の傾向を踏まえ、体育の授業は、主に体育館アリーナで行うこととします。そのため、校庭は児童・生徒が日常的な軽運動で利用することを想定します。校庭（屋外運動場）の広さは、児童・生徒の体力測定用に50メートル走ができるコース長を確保し、一般校よりも小さい面積設定を可能とします。

一方、ふれあいはすぬまにおける利用頻度から、地域開放で、フットサルやグラウンドゴルフの利用を想定しており、これらの競技が可能な広さは確保します。

校庭周囲には、動物の飼育スペースや農園、花壇、屋外器具庫のほかトイレ、水飲み場を配置します。

地域とともにある施設として、将来的には、地域の方も気軽に利用できる憩いの場と位置付け、常時開放（夜間は閉鎖）できる計画とします。

- ▶校庭での球技を想定し、防球ネットを設置する。
- ▶校庭の舗装は近隣に飛散しにくい土を使用する。

▶校庭周囲には、豊かな樹木や草花、ベンチ等を配置して、街並みの景観への配慮や近隣に対する騒音を抑制する計画とする。

③ 屋上ひろば（約 700 m<sup>2</sup>・活動可能スペースは約 600 m<sup>2</sup>）

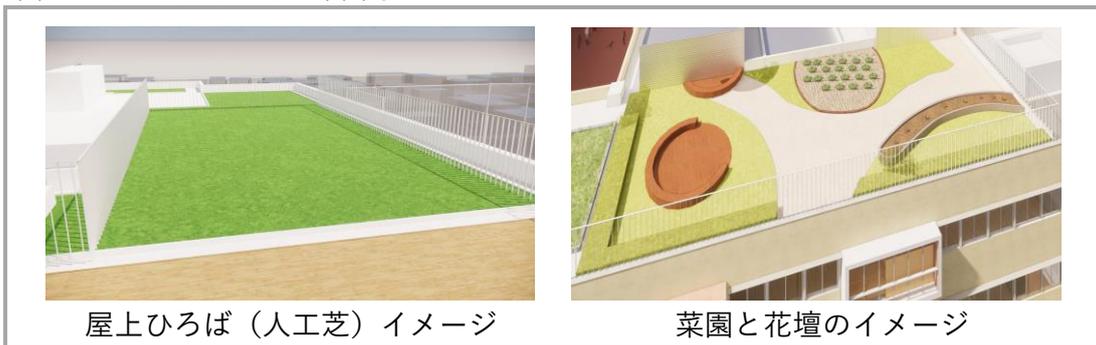
開放的な屋上ひろばを設け、児童・生徒が登校して最初に目指す楽しみの場及び一日の始まりに身体を思いきり動かす場と位置付け、南北の両方向から楽しく登れる屋外階段を設置します。動植物や展示物に触れられる場、遊び場、休憩ベンチ等を設け、登ってみたいくなる工夫をこらします。

屋上ひろばも将来的に、地域を見渡すことが出来る心地よい広場として常時開放（夜間は閉鎖）出来る計画とします。

生活ラボ横の屋外階段及び校庭側の屋外階段を登り、テラスを介して屋上ひろばまで直接アクセスできる動線を計画します。テラスでの活動と絡めた楽しい動線とします。

▶床面は、メンテナンスのしやすさを考慮して人工芝を想定し、その周囲には菜園や花壇、可能な限り豊かな中高木等を設置し、緑豊かで魅力的な場として設える。

図5-19 屋上ひろば・菜園等のイメージ



屋上ひろば（人工芝）イメージ

菜園と花壇のイメージ

(4) 学びの多様化学校における管理諸室

学びの多様化学校における管理諸室は、次のとおりです。

① 校長室（64 m<sup>2</sup>程度）

▶職員室との連携が取りやすく、児童・生徒と交流しやすい位置に配置し、応接スペースも室内に設置する。

② 教員室（160 m<sup>2</sup>程度）

▶初等部と中等部の教員が同居する室を一体で設える。各 HB の担当教員は、授業時間帯はパレットや特別教室に滞在することを想定して計画する。

▶（仮称）不登校対策支援センターの執務室と隣接配置し、連携を取りやすくする。

▶教員室面積の 1/3 程度のエリアはラウンジ席のような設えで共用部と繋がる開放的な空間とし、児童・生徒が立ち寄り易い雰囲気とする。その他のエリアは機密情報の漏洩を防ぐ区画が可能なガラス壁で囲む計画とする。

▶建物出入口を見通せる配置を検討する。

図5-20 共用部と繋がる教員室のイメージ：軽井沢風越学園



③ 教員更衣室兼休憩室（64 m<sup>2</sup>程度）

▶教員用の更衣室及び休憩室を男女別に設け、リフレッシュの場を確保する。

④ 事務室（32 m<sup>2</sup>程度）

▶建物出入口を見通し、窓口対応が可能な配置とする。

⑤ 用務室（32 m<sup>2</sup>程度）

▶管理諸室との連携に配慮し、建物出入口を見通せる配置を検討する。

⑥ オンライン配信室（2室・計64 m<sup>2</sup>程度）

▶オンライン授業を行う場及びオンライン授業の教材を作成する場として設置する。

▶高い防音性能を確保し、必要なデジタル器材を備える。

⑦ 放送室（32 m<sup>2</sup>程度）

▶校内向けの放送室。放送卓等の設備、PC操作が可能な室とする。

⑧ 保健室（64 m<sup>2</sup>程度）

▶初等部と中等部兼用の保健室とする。2人の養護教諭の利用を想定し、ベッドをはじめとした必要器材を備える。

▶救急対応として校庭への見通し及び出入口を確保する。

▶体育の授業は基本的に体育館で行う想定のため、連携に配慮した配置とする。

⑨ 倉庫（32 m<sup>2</sup>程度）

▶運営上必要な備品や道具を収納し、収納物品に応じて、分散して配置する。

⑩ 図書準備室（32 m<sup>2</sup>程度）

▶納入本の補完や修理など、図書関連作業を行う空間とする。

⑪ エントランスホール

▶児童・生徒が入りやすい設えに配慮する。出入口には、小動物や花壇を配置する。  
▶下駄箱がある一般校の印象を払拭するために、上下足を履き替えない「一足制」とする。

▶見通しが良く、学校の管理諸室を隣接させて、セキュリティに配慮する。

▶地域利用時の待合いとして、各種情報が入手できるスペースを想定する。

⑫ エレベーター（1基・13人乗り、車椅子対応）

- ▶学びの多様化学校関係者（児童・生徒、教職員）及び地域開放利用者が使いやすく、セキュリティ管理し易い位置に配置する。児童・生徒の主な上下移動手段は階段の利用を想定している。
- ▶バリアフリーに対応する仕様とする。

（5）（仮称）不登校対策支援センター

（仮称）不登校対策支援センターは、不登校関連の情報を集約することで、不登校施策の中心的な役割を果たし、不登校児童・生徒やその保護者の相談を受ける機能を備えます。そのため、誰もがアクセスしやすい1階に設置するとともに、学校の教職員や関係者との連携、情報共有を促進し、アセスメント機能が向上する計画とします。

諸室の機能や規模については、教育センターの現況を調査、分析した上で、今後の不登校者数の増加予測を加味して相談件数を考慮し、方針化しています。

① 待合スペース（45㎡程度）

来訪者（児童・生徒及び保護者）が気軽に相談できる雰囲気をつくり、待合用のソファと不登校に関連する各種情報が入手できるコーナーを設置します。

外部から施設の存在が分かる場所に配置し、執務室から受付できる窓口カウンターを設けます。

② 面談室（10室・計150㎡程度）

来訪者（児童・生徒及び保護者）が個別に相談を行う場所として設える。ナイーブな相談が多いため、利用者の心情に配慮し、落ち着きのある小さめの個室とします。相談時の不安感や圧迫感を軽減するために、採光や通風を確保し、落ち着いてリラックスできるインテリアとし、外部から覗かれない配慮も行います。

過去の相談件数と今後の相談件数の増加予測、ならびにオンライン相談での利用も考慮し、10室設置します。また、多人数での相談や少人数の打合せ等の会議室としても活用できるよう、10室のうち3室は、十分な遮音性能のある可動間仕切り壁で区切った設えとします。

③ プレイルーム（96㎡程度）

プレイセラピーやIQ検査など児童・生徒の行動などから心を理解するため、ある程度の広さを確保し、落ち着いた場所に配置します。多目的に利用できる設えとし、おもちゃなどの行動を促す道具も設置します。

④ 執務室（160㎡程度）

職員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが執務を行うための空間です。職員相互の情報交換がしやすい家具レイアウト等を考慮しつつ、電話での相談対応や相談者の個人情報管理にも配慮した設えとします。

- ▶常時 33 名、最大 39 名が在籍できる執務室とする。
- ▶執務室にいる職員が相談の受付を兼用できるように、（仮称）不登校対策支援センターの個別出入口と待合スペースに接し、見通しがきく配置とする。
- ▶各種資料の日々の利用と適切な保管を考慮した収納を確保する。
- ▶学びの多様化学校の教員室と隣接させて、相互に連携が行えるようにする。印刷機等、学校と兼用可能な機材は極力兼用するが、プライバシーには十分配慮する。

⑤ その他の諸室

○ロッカー室（64 m<sup>2</sup>程度）

- ▶職員用のロッカーを男女別に確保する。
- ▶休憩については、交流・飲食ひろばを活用する。

○書庫（32 m<sup>2</sup>程度）

- ▶利用者（児童・生徒）の資料等の書類を保管し、収納品毎に適宜配置する。

○倉庫（32 m<sup>2</sup>程度）

- ▶運営に必要な備品を収納する。

(6) 学びの多様化学校と（仮称）不登校対策支援センターとで共用する諸室

学びの多様化学校と（仮称）不登校対策支援センターとで共用する諸室は、次のとおりです。

① 会議室（192 m<sup>2</sup>程度）

- ▶学びの多様化学校（初等部・中等部）及び（仮称）不登校対策支援センターで各 1 室ずつを確保し、お互いに兼用可能とする。そのうち 1 室を地域集会室・PTA 室と同様の位置付けとし、学校で使用していない場合は貸し出し可能とする。
- ▶会議室同士は隣接して配置し、3 室一体で視察対応等の大人数利用にも対応できる設えとする。

② 印刷室（32 m<sup>2</sup>程度）

- ▶学びの多様化学校及び（仮称）不登校対策支援センターで共用する。
- ▶個人情報などが混ざり合わないよう配慮する。

③ 防災備蓄倉庫（96 m<sup>2</sup>程度）

- ▶2 階の躍動のひろば（体育館）に設置する。
- ▶備蓄品等の搬入経路を考慮した位置に設置する。

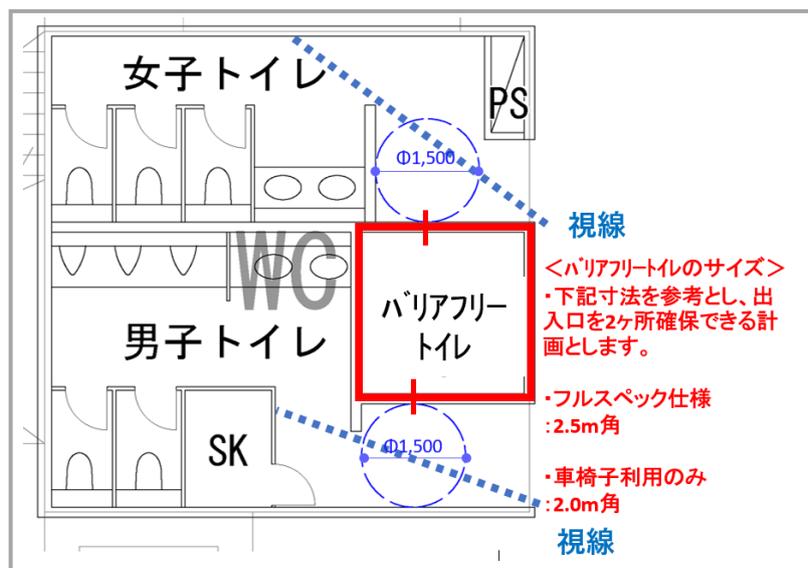
④ 廊下・階段

- ▶校舎全体が学び場となるよう配慮し、ゆったりした幅員や溜まれる場を設ける。
- ▶建物中央の吹き抜けまわりには低い書架や閲覧ソファ等を分散させて設置し、ライブラリー機能と一体的な廊下・階段とする。

## ⑤ トイレ

- ▶明るく、暖かみのあるトイレ環境とする。
- ▶LGBTQ+の方にも配慮し、バリアフリートイレを各階に1か所配置する。利用時の他者からの視線に配慮し、男子トイレ側及び女子トイレ側のどちらからでも利用できる動線を確保する。また、フィッティングボードを用意し更衣でも利用可能な設えとする。
- ▶災害時の利用を考慮し、2階躍動のひろば（体育館）近くのバリアフリートイレは、標準仕様に準じるものとする。

図5-21 LGBTQ+対応トイレ計画イメージ（例）



## ⑥ サーバー室（20 m<sup>2</sup>程度）

- ▶オンライン授業をはじめ、タブレット端末による学習や地域開放の予約システム及びセキュリティシステムなど、デジタル利用が加速される状況を踏まえ、余力ある電源対応とサーバー室を確保する。
- ▶水害時の浸水を逃れるため、2階以上に設置する。

## ⑦ 廃棄物保管庫（32 m<sup>2</sup>程度）

- ▶施設全体の廃棄物置場を設置する。廃棄物置場への裏動線を確保する。
- ▶分別などのリサイクル教育でも利用することに配慮する。

## (7) 目標とする延べ面積

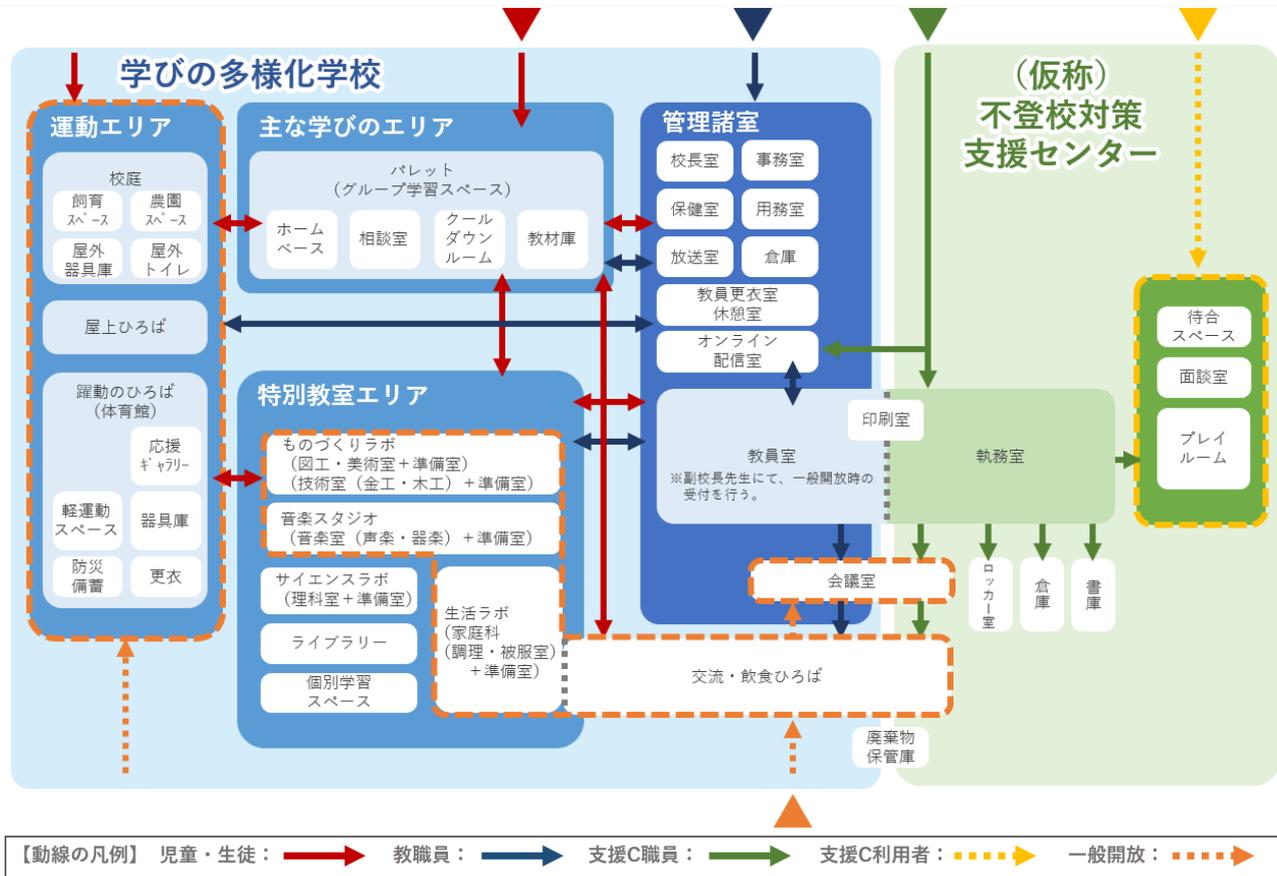
(1) から (6) をまでを踏まえ、学びの多様化学校の共用部を含んだ延べ面積は、6,690 m<sup>2</sup>程度を目標とし、(仮称) 不登校対策支援センターの共用部を含んだ延べ面積は、810 m<sup>2</sup>程度を目標とします。

二つの施設を合わせた延べ面積の目標は「7,500 m<sup>2</sup>程度」として計画します。

#### 4 諸室ごとの機能連関

「1 目指す建築像」「2 計画地の現況と法的条件」「3 諸室計画」を踏まえ、各エリア相互の機能的な関連性や動線を以下の図のように整理します。

図5-22 諸室ごとの機能連関図



## 5 ゾーニング計画

ここまでの考え方に基づき、平面及び断面構成のゾーニング計画を行う上で、特に重視する考え方を改めて整理し、次のとおりとします。

- ▶児童・生徒の居場所となる「主たる生活・学びのエリア」は、2・3階の2フロアに設置する。
- ▶建築の中央に、効果的に吹き抜け空間を設けることで、児童・生徒が仲間を見て、感じて、安心感が得られる空間構成を追求する。吹き抜け空間は、管理する側も見通しが良く安心できるが、落下対策等も含め安全性に十分配慮した計画とする。
- ▶児童・生徒同士で「つかず離れず」の微妙な距離感を保つことを好む子もいるため、家具や可動間仕切り等の建具で、小さな落ち着いた空間を設ける等の配慮をする。
- ▶地域開放する交流・飲食ひろばや会議室、特別教室等は、地域の方がアクセスしやすい1階に設置する。
- ▶災害時の避難所となる体育館は2階に配置し、地域開放時の動線計画を工夫する。
- ▶プロジェクトステージは「おおたの未来づくり」が実施できるよう、活動が展開しやすい計画とする。ライブラリーは、調べものなどを通じて課題解決を推進する機能にもなるため、プロジェクトステージに近接して配置する。
- ▶近隣に対して、騒音や視線の交錯、建物相互の距離感等に配慮する。壁、窓、テラス等の配置に留意する。特に、隣接する東側隣地との視線交錯の解消に効果的な体育館は敷地東側に配置することが望ましい。

## 6 配置計画

「2 計画地の現況と法的条件」に示した「建築計画の条件」を踏まえて土地利用及び施設配置の比較を行い、施設は次の図のとおり、北側配置とします。

図5-23 土地利用・配置比較表

| 既存の施設配置<br>延床:約8000㎡ |          | 南側配置 (延床7,500㎡)  | 北側配置 (延床7,500㎡)   |
|----------------------|----------|------------------|-------------------|
|                      |          |                  |                   |
| 教育環境                 | 近隣への圧迫感  | (緩衝スペース)         | ○北側のゆとり/▼東側は近隣に近い |
|                      | 屋外運動スペース | 一体性              | ▼校庭が狭く、分断される      |
|                      |          | 陽あたり             | ▼校庭1に校舎の影が落ちる     |
| 総合評価                 |          | × 土地利用上のメリットが少ない | ○ 土地利用上のバランスが良い   |

## 7 ブロックプラン (案)

ここまでの各方針を踏まえたブロックプラン (案) は下図のとおりです。なお、今後の検討 (設計業務) により諸室の位置などは変更することがあります。



図5-24 1階平面図 (案)





## 8 セキュリティ計画

地域との連携・融合を目指し、児童・生徒と地域や地元企業とが協働し合う関係を築いていけるような、地域に開かれた新しい公共の場を目指します。開校後の運営実態を踏まえながら、地域に根つき親しまれるよう、利用可能な場所を段階的に拡げていきます。将来的には理想イメージ図（図5-28）のように1階と校庭を公園のように地域に開放していきます。この姿を実現するために、諸室の開放時間帯や利用対象者等を整理するとともにデジタル技術の活用を見据えて検討します。

セキュリティ計画にあたり重視する考え方は、次のとおりです。なお、授業中は児童・生徒及び教職員の利用を最優先します。

### ① 児童・生徒の心情に寄り添う計画

- ▶児童・生徒は、学校の門や扉をくぐることに抵抗を感じる傾向があるため、セキュリティの壁が威圧感や不安感を与えることのないように配慮しながら安全を確保する。
- ▶計画地北側の外構空間（みんなのひろば）は、緑豊かな公園的な設え（森のような広場空間）として、地域の方も憩い、休憩できる場所として常時解放する。これにより、児童・生徒が登校しやすい雰囲気づくりを行う。
- ▶1階の共用部は、将来的に誰でも自由に入出りでき、日常的に児童・生徒と親しむことができる場と位置付け、地域の人も入りやすい雰囲気をつくる。

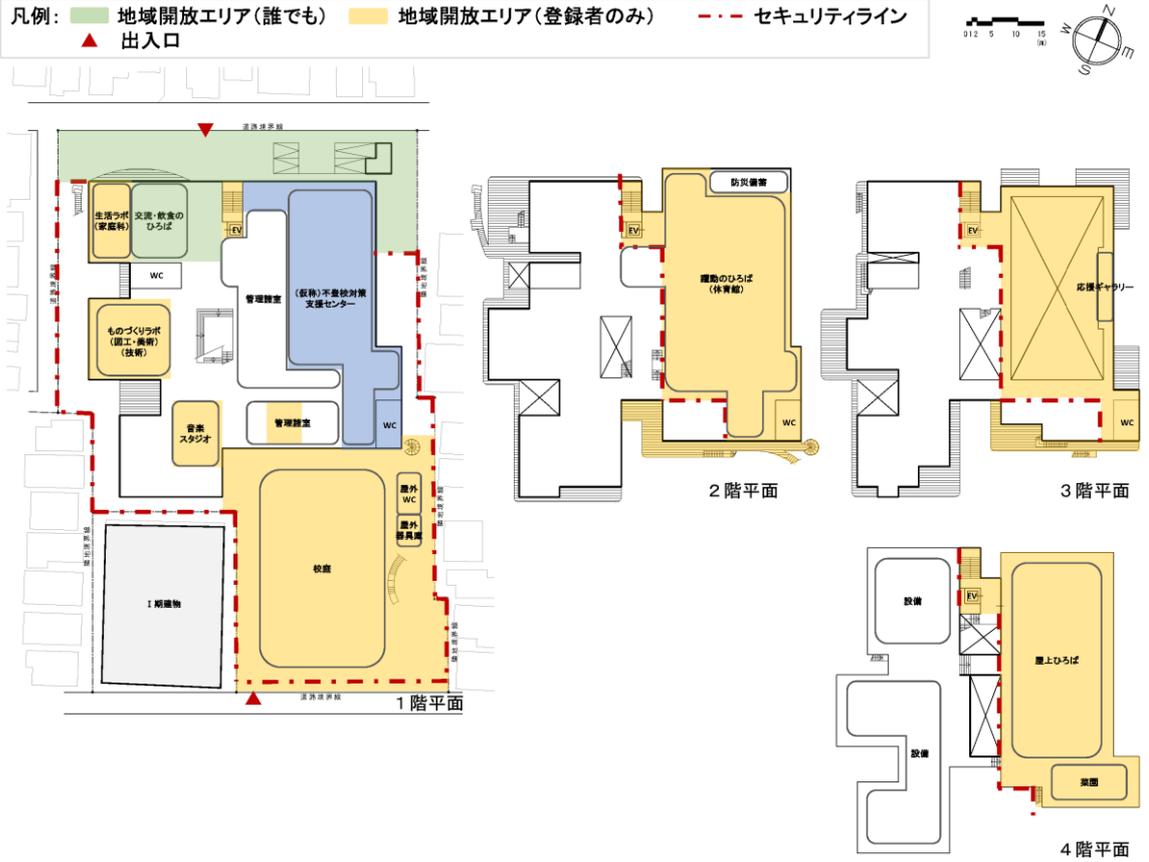
### ② 地域利用を想定する施設と利用対象者

- ▶1階の共用部は将来的に誰でも通り抜け可能とすることを目指すが、特別教室や体育館等の諸室の利用は、登録制を原則とする。
- ▶地域利用は、校庭や屋上ひろば、体育館、交流・飲食のひろば、会議室、1階の特別教室（ものづくりラボ、生活ラボ、音楽スタジオ）、1階のプロジェクトステージ周辺の共用部を想定する。未登録者は利用できないため、地域の方には積極的に登録を働きかけていく。

### ③ 具体的なセキュリティ区画の想定とデジタル活用

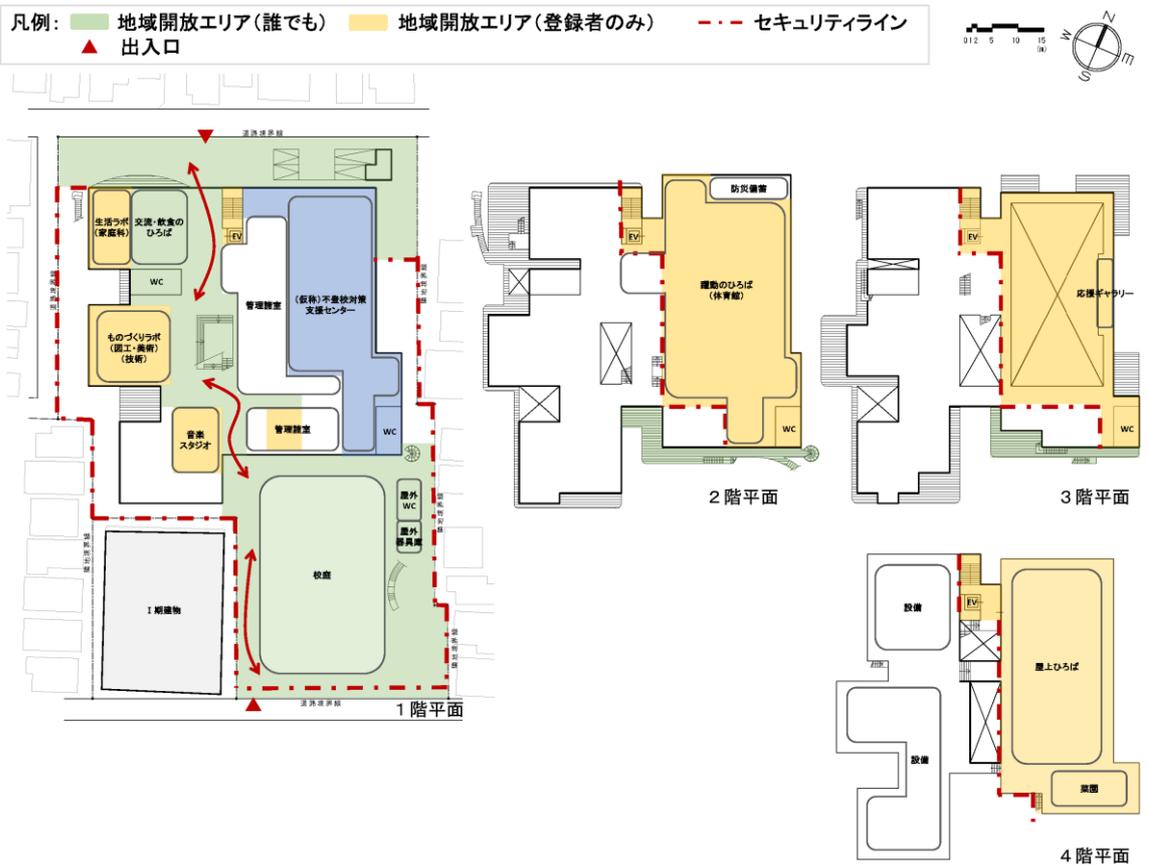
- ▶北側のセキュリティは、建物外壁ラインで区画し、南側は、校庭の防球ネットと合わせて外周にフェンスを設置する。南側道路沿いには門扉を設け、夜間は閉鎖する。東西にはメッシュフェンスを設け、圧迫感が生じないよう植栽と絡めるなどの工夫をする。
- ▶施設利用の登録と連動する予約システムや任意の暗証番号利用など、最新のデジタル技術を活用し、地域の方も利用しやすいシステムを検討する。

図5-27 最低限抑えておくべきセキュリティ計画のイメージ



※今後の検討により諸室の位置などは変更する場合があります。

図5-28 将来的なセキュリティ計画の理想イメージ



※今後の検討により諸室の位置などは変更する場合があります。

## 9 景観・デザイン計画

不登校児童・生徒にとって、一般校に対する苦手意識を払拭し、毎日通いたくなる動機づけとなる景観づくり、デザインがとても重要です。一般校にある画一性や巨大な建物の規模感、圧迫感、変化が乏しい外観ファサード等のイメージを刷新し、好感が得られる景観を追求する必要があります。

「学校らしくない」ことが、デザインの大きな方向性となりますが、計画地の特性や、ここまで記述した特徴を反映して、景観やデザインを検討します。

- ▶低層の住宅街のスケール感となじむよう建物を分節化し、圧迫感を軽減するデザイン。
- ▶自然の潤いが乏しい地域に、樹木や草花を豊かに配置し、緑豊かな「森」のような景観、生命感があり動植物とのふれあいや地域とともに育てる環境を生み出す。
- ▶パレットが重なり合うような、多様な場が外観にもあらわれるようにする。
- ▶地域の景観が計画地にも流れ込むような、開放的なデザインとする。

図5-29 景観・デザイン計画



## 10 環境計画

パリ協定をはじめとした世界動向の他「2050年カーボンニュートラル社会の実現」や法改正を重ねている国の動向を踏まえ、大田区環境アクションプランに準拠して計画します。

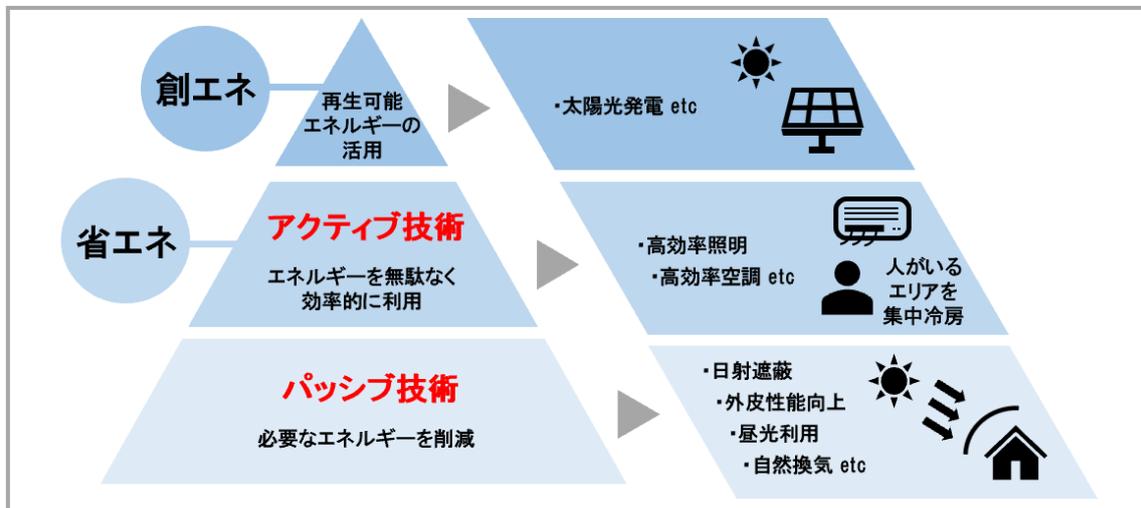
なお、本事業は脱炭素社会を実現する上で影響の大きい、解体・新設の建設工事を伴う事業であり、令和5年に策定された「大田区脱炭素戦略」（省エネ、再エネ、畜エネ等）の具体的な採用を検討します。

環境面での実現目標として「ZEB Ready」は達成し、これに太陽光発電等の創エネ技術の採用を検討し「Nearly ZEB」の達成を目指します。あわせて「循環型社会の実現」に向けた「再生可能エネルギーの活用」「緑化によるヒートアイランド抑制」等の採用・検討を行います。

### (1) Nearly ZEB の達成を目指す

Nearly ZEB の達成を目指し、必要なエネルギーを減らすパッシブ技術（日射遮蔽、外皮性能向上、昼光利用、自然換気など）、アクティブ技術として高効率機器（照明、空調）の採用を検討します。

図5-30 ZEB 達成のための方策



建築ハード面の環境計画は、「標準仕様」における一般的な環境技術に加え、児童・生徒の心身の特徴を踏まえるとともに、低層住宅街の中に立地する敷地特性を捉えた環境共生技術を活用します。また、最新の太陽光発電や蓄電池など、先端技術の採用を積極的に検討します。

## (2) 児童・生徒の心身面や学び方の特徴を踏まえた環境計画

運動不足による体力低下、温度や明るさなどの環境変化に対する耐性の弱さ、あるいは感覚過敏といった心身面の特徴を踏まえた環境計画が必要となります。例えば、空気中のウイルスや埃を攪拌しない放射型の空調と一方向の換気計画や、臭いやウイルスを吸着する珪藻土等の建築素材の活用、心を落ち着かせる木質化などを検討します。

多様な学びの展開に合わせて「集中と弛緩」の双方にふさわしい環境づくりも重要となります。例えば、ものづくりに没入するスペースは、手元の明るさを確保し、長時間居続けても疲れない環境を計画します。心を落ち着かせリラックスするための小空間は木材を多用し、心地よい風がとおりやすい通風計画や、穏やかな色彩・照明計画を行うなど、細やかな配慮が必要です。

## (3) 敷地特性を踏まえた環境計画

パッシブ技術を活用するためには、計画地に関わる自然の状況を把握する必要があります。光、風、水などの自然状況の調査と分析を踏まえ、本計画地ならではの環境特性を、特徴的な事業特性と重ね合わせて、最適な環境を形成します。

自然エネルギーを活用するにあたり、重視する考え方は次のとおりです。

### ① 光

▶直達日射は、熱負荷の高い東西側は最小化する計画とする。東側は体育館の壁で遮断し、西面と南面は張り出したテラスの床や深い庇などで日射制御する。また、建物中央付近は暗くなりがちのため、トップライトなどで効果的に室内に自然光を導く計画とする。

### ② 風

▶計画地は低層住宅街にあり、計画地の地面レベルでは風が行きわたらない特徴がある。この状況を踏まえ、自然通風を確保する計画として、重力換気や施設上部に流れる風を利用して室内空気を誘引する工夫を行う（中央の吹き抜け部を「風の道」として活用することが効果的）。空調する期間を極力短縮化して、省エネに寄与する計画とする。

▶建物の周囲に樹木等の豊かな植栽を配置することで、室内に取り入れられる空気は清浄化され、夏場は2～3度程度、温度を下げる蒸散効果が期待できるため、自然通風を促進する仕組みを検討する。

### ③ 水

▶雨水は、植栽への散水等で利用するとともに、トイレの洗浄水等の中水利用も行う。

▶地下水位の高さを活用した環境技術の採用を検討する（地中熱利用、水蓄熱など）。

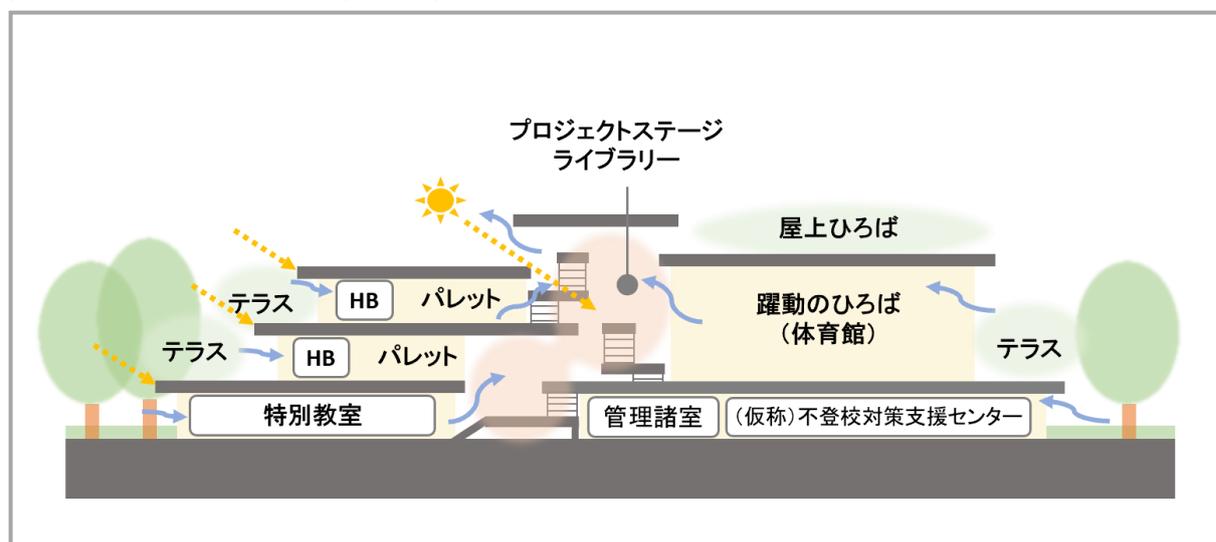
#### ④ 緑

▶計画地周辺は緑被率がやや低いため潤いが乏しい街並みとなっている。森のようなイメージとなるよう植栽を豊かに配置し、地域のクールスポットになることを目指す。

▶地植えの植栽だけでなく、テラスや屋上への緑化等を積極的に行う。

▶屋上に設置予定の室外機の日射対策として、機械上部をイモやキウイ、藤棚などで覆うなど検討する。

図5-31 自然エネルギー活用の断面イメージ



## 11 防災計画

大田区地域防災計画を踏まえ、児童・生徒、教職員、そして地域を守る安全・安心な機能を確保します。

### (1) ハザードマップによる水害リスクの確認

計画敷地は、外水・内水氾濫による浸水の恐れ、地震時の焼失危険度の高い地域、液状化の可能性がある地域となっています。（※「2 計画地の現況と法的条件」参照）

### (2) 防災上の本施設の位置づけ

現状の「ふれあいはすぬま」は、「学校防災活動拠点」として位置付けられています。新設する学びの多様化学校についても、引き続き同様に位置付けて整備します。

### (3) 防災機能の確保

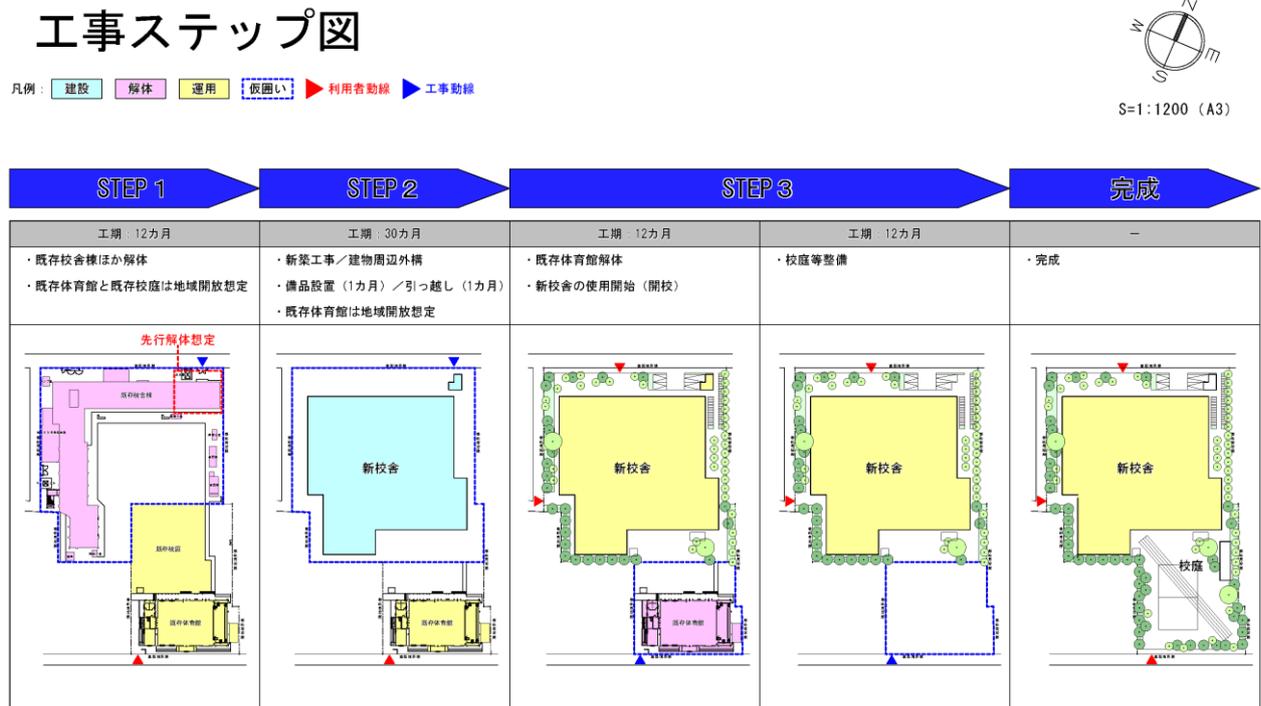
(1)、(2) の条件を基に今回施設で確保する防災機能は以下のとおりです。

| 項目     | 概要                                                                                                                                                                                                          |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 耐震性    | ・最新の耐震設計として、構造耐力は 1.25 倍に設定                                                                                                                                                                                 |
| 風水害対策  | ・避難スペースと防災備蓄倉庫及び受変電施設は、風水害に備え、2 階以上に設置<br>・GL + 50 cm 程度の浸水に対して施設の運営を再開できるよう防潮板を設置。1 階の床レベルのかさ上げ                                                                                                            |
| 設備     | ① 体育館に空調設備を設置（電源供給がされた場合に使用可能）<br>② 防火水槽を設置<br>③ 受水槽の設置もしくはペットボトル飲料水の備蓄<br>④ 応急給水栓を設置（既存同様）<br>⑤ 雨水貯留槽を設置<br>⑥ 災害時に利用可能な施設内トイレを確保 + マンホールトイレ<br>・地震等の災害によって下水道が破断した場合には、備蓄品の携帯トイレにて対応<br>⑦ 太陽光発電・非常用発電機・蓄電器 |
| 防災備蓄倉庫 | 96 m <sup>3</sup> 程度を確保                                                                                                                                                                                     |

## 12 工事工程

工事工程については、下図のような5段階の「転がし計画」を想定しています。

図5-32 工事ステップ



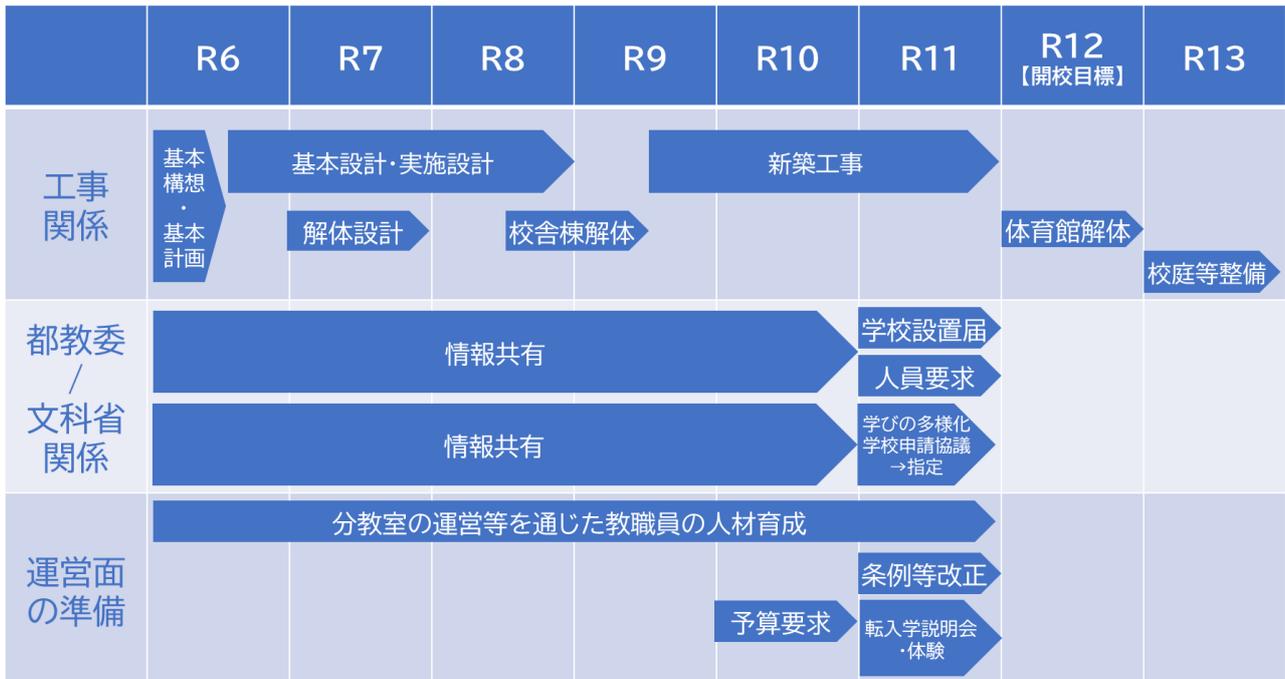
## 第6章：今後のスケジュール

新たに整備する施設は、令和12年度の開校を目標としています。

学校の開設にあたり、施設の工事と並行して学校設置届を提出する東京都教育委員会及び学びの多様化学校として指定を受けるための申請を行う文部科学省と情報共有を行いつつ、分教室型のみらい学園中等部及び初等部の運営等を通じて教職員の人材育成を行っていきます。

また、施設の開設に向けて、地域説明やワークショップなど、地域と協働するプロセスを踏んで「地域とともにある施設」になることを目指し、設計や建設工事と並行して進めていきます。

図6-1 今後のスケジュール



※スケジュールは、業者選定期間等も含めた現時点の予定です。  
社会情勢等により今後変更となることもあります。

# ふれあいはずぬま跡 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）及び関連施設整備基本構想及び基本計画（案） < 概要版 >

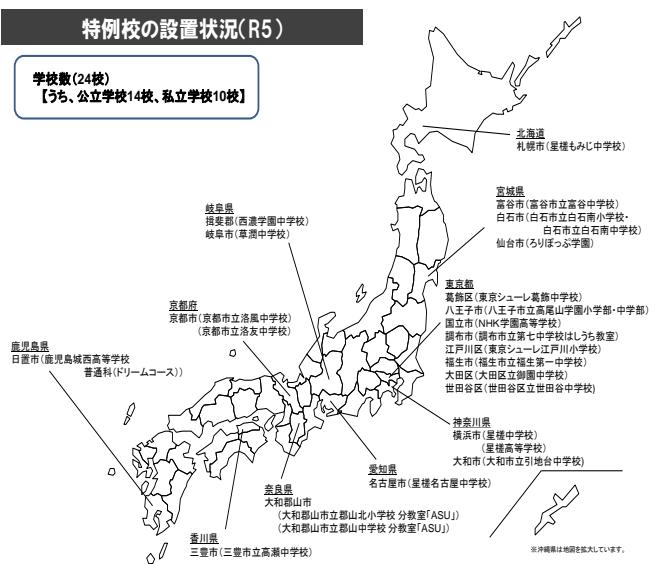
## 1 計画の背景・目的

全国における不登校児童・生徒数は年々増加し、令和4年度には29万9千人を超えました。大田区においても小・中学校ともに不登校児童・生徒数が増加しており、喫緊の課題と捉えています。

国は「学びの多様化学校」の設置を促進しており、将来的には分教室型も含め、全国に300校設置することを目指しています。

大田区教育委員会では、学校型の学びの多様化学校に不登校施策の中心かつ先導的役割を求め、不登校状態にある児童・生徒が社会とつながり、自立を目指していく新たな学びの場にするこことしました。大田区全域からの通学となるため、大田区を中心部近くに位置する「ふれあいはずぬま」の暫定活用期間終了後に、学びの多様化学校と関連施設を設置することについて、検討を重ねてきました。

本計画の策定にあたっては、ソフト的な条件（不登校対策に効果的な教育活動や相談体制の在り方など）とハード的な条件（諸室等の在り方など施設整備に関するもの）を整理し、不登校対策のセンター的・パイロット的役割を担う施設としての整備を目指します。

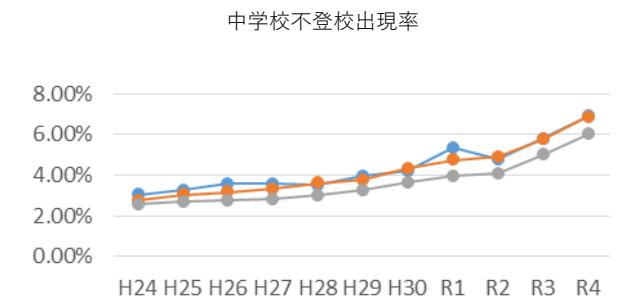
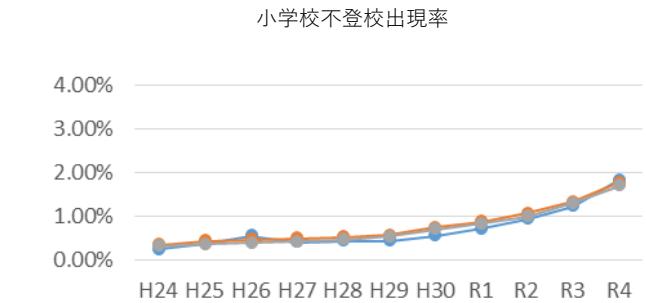


## 2 大田区における不登校対策に係る現状と課題

大田区における不登校対策に係る現状と課題を整理するため、アンケートやワークショップ、ヒアリングなどの調査を行いました。その結果、以下のような課題が挙げられ、これらが解決できるよう成果が上がっている取組は踏襲しつつ、基本構想を検討します。

- 不登校児童・生徒の出現率は年々増加し、その背景や要因も多様化しているため、新たな学びの場が求められている。
- 分教室型は、学校型と比べると施設整備などにかかる負担が比較的少ないが、学校管理職が常駐する本校との距離があるため、日常的な学校運営に関して経営者の視点が届きにくい。
- 分教室型は、学校型と比べると施設的な条件によっては受入可能人数や運動場所などの制限を受けるため、体を動かすことを必要とする児童・生徒にとっては魅力的な施設になっていない。
- 学ぶ意欲はあるものの、大人数による学習が苦手な不登校となっている児童・生徒への配慮が求められている。
- 不登校に関する対応窓口が複数あり、またそれぞれの役割が分かりにくいいため、窓口の一元化・明確化が求められている。
- 児童・生徒一人ひとりの気持ちや特性を把握した上で、個々に合った学びの内容、学びの場を自身で選択できるようにすることが求められている。

不登校出現率の経年変化



● 大田区出現率 ● 東京都出現率 ● 全国出現率

## 3 基本構想

不登校対策に係る現状と課題及び大田区の関連計画を踏まえ、新設する施設の目指す学校像を次のとおり定めます。

**目指す学校像**  
**社会とのつながりを大切にしながら多様な学びを通して**  
**不登校状態にある児童・生徒の社会的自立を目指す学校**

現在の学びの場になじめず不登校（不登校傾向を含む）状態にある児童・生徒が、自らの生き方を主体的・肯定的に捉え、社会とつながり、自立するための資質・能力を身に付けることができる新たな学びの場となることを目指します。

併せて、不登校施策のセンター的・パイロット的機能の役割を果たすため、「**教育機能（学校）**」に加え「**相談機能（仮称）不登校対策支援センター**」を備えた複合施設として整備します。

- ※センター的機能：大田区における不登校児童・生徒の情報を集約し、不登校施策の中心的な役割を果たしていく機能
- ※パイロット的機能：学びの多様化学校として先進的な取組を行い、効果的なものを他の大田区立学校へ還元していく機能

### ～機能～

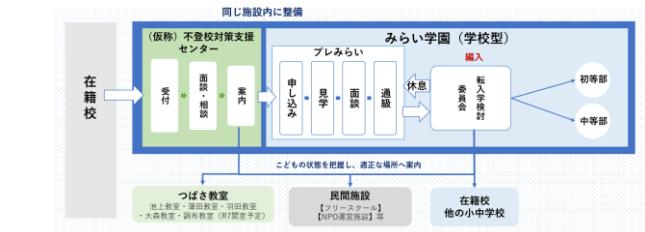
#### (1) 児童・生徒が明日も来なくなる新たな学びの場（教育機能） < 課題①②③④に対応 >

- 学びの場に応じた教育活動を行い、その成果を他の大田区立学校へ還元していきます。
- 登校へのハードルを下げ、安心できる学びの場
- 個性と社会性を伸ばす多様な学びの場
- 自立を目指す学びの場



#### (2) 不登校児童・生徒一人ひとりにふさわしい学びの場を案内する施設（相談機能） < 課題⑤⑥に対応 >

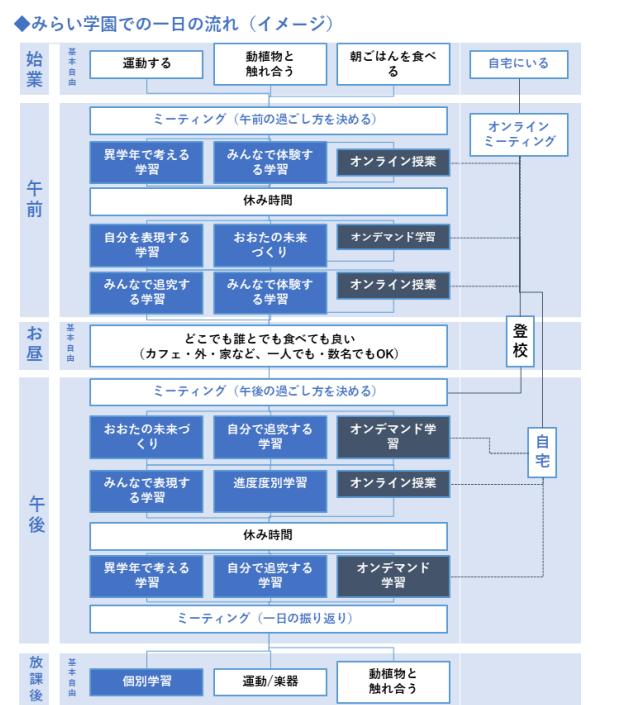
- 不登校に特化した相談窓口となるように教育センターとの教育相談の在り方を整理し、関係機関との連携を深めることで相談機能を強化します。
- 的確なアセスメントにより不登校施策の立案等を行い、全大田区立学校を支援します。
- 在籍校及び児童・生徒・保護者からの相談に基づき、児童・生徒にふさわしい学びの場を一緒に考えます。



※つばさ教室：集団生活への適応など、学校への復帰を支援する教室  
 ※みらい学園：児童・生徒の実態に配慮した特別的教育課程を実施する学校

#### (3) 地域とともにある施設（地域開放機能）

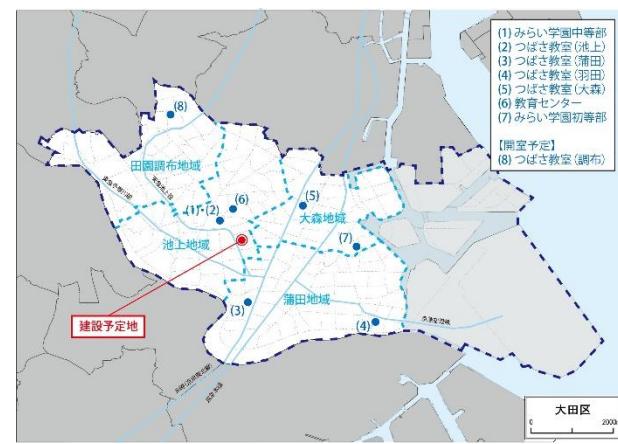
- 現状のふれあいはずぬままで行っている体育館等の地域開放を継続するとともに、特別教室等の地域開放も積極的に行っていきます。
- 災害時に地域住民が利用することも想定し、安全かつ分かりやすく避難できる施設とします。



4 与条件の整理

○建設予定地

学校においては大田区全域からの通学を見込むため、利便性を考慮し、大田区を中心エリアにあるふれあいはすぬま跡へ建設します。



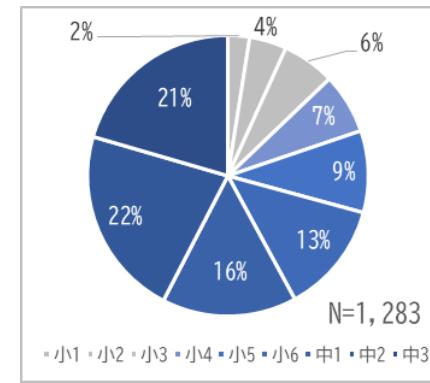
○完成時期

施設の設計及び既存建物の解体、新築工事等に必要の期間を検討した結果、令和12年度の開設を目指すこととします。

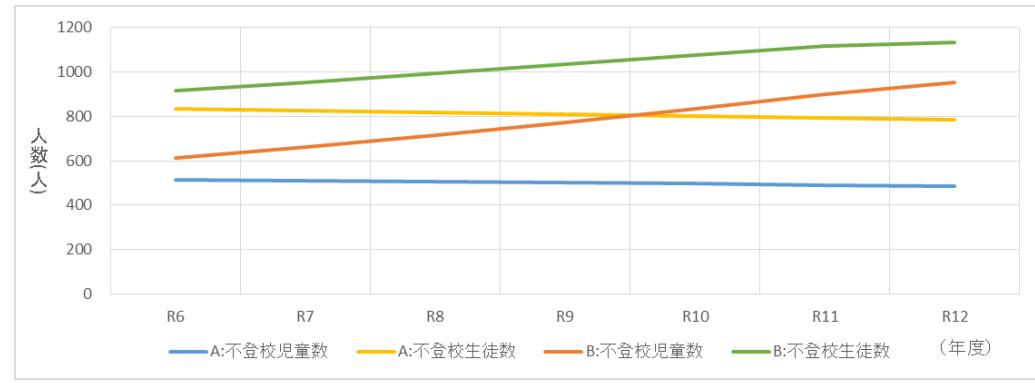
○利用人数

- (1) 学校における対象学年  
不登校者数全体のうち約9割を占める小学校第4学年から中学校第3学年までを対象とします。
- (2) 受入人数  
学校における受入人数は、敷地条件と教育条件（少人数指導・教職員定数配当基準）から、転入学の体験者を含め、200人程度と想定します。また、（仮称）不登校対策支援センターへ訪れる利用者は、少なくとも現在の教育センターと同程度の人数を想定します。

学年別不登校児童・生徒人数比率（令和4年度）

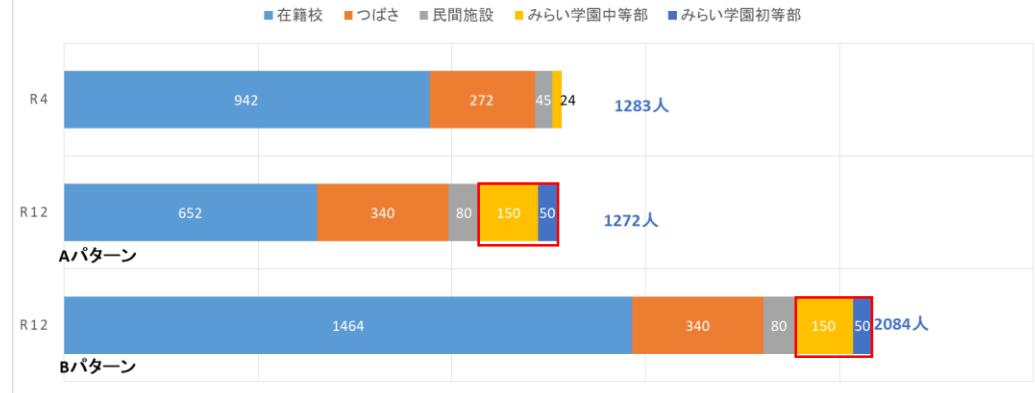


今後の不登校児童・生徒数の推計



(Aパターン) 令和4年度の出現率が継続していく想定の不登校児童・生徒数  
(Bパターン) 令和2年度から令和4年度における出現率の上昇が継続していく想定の不登校児童・生徒数

不登校児童・生徒の学びの場の想定



(3) 教職員数

みらい学園中等部の実績、少人数指導及び都の教職員定数配当基準、対象学年が同じ八王子市立高尾山学園の実態を考慮し、学校における職員数は常時43人程度、（仮称）不登校対策支援センターにおける職員数は常時33人程度と想定します。

5 基本計画

○基本方針

基本構想と与条件の整理を踏まえ、建築計画の基本方針（目指す建築像）を次のとおり定めます。

**目指す建築像**  
**校舎全体が学び場となる、共創の杜**

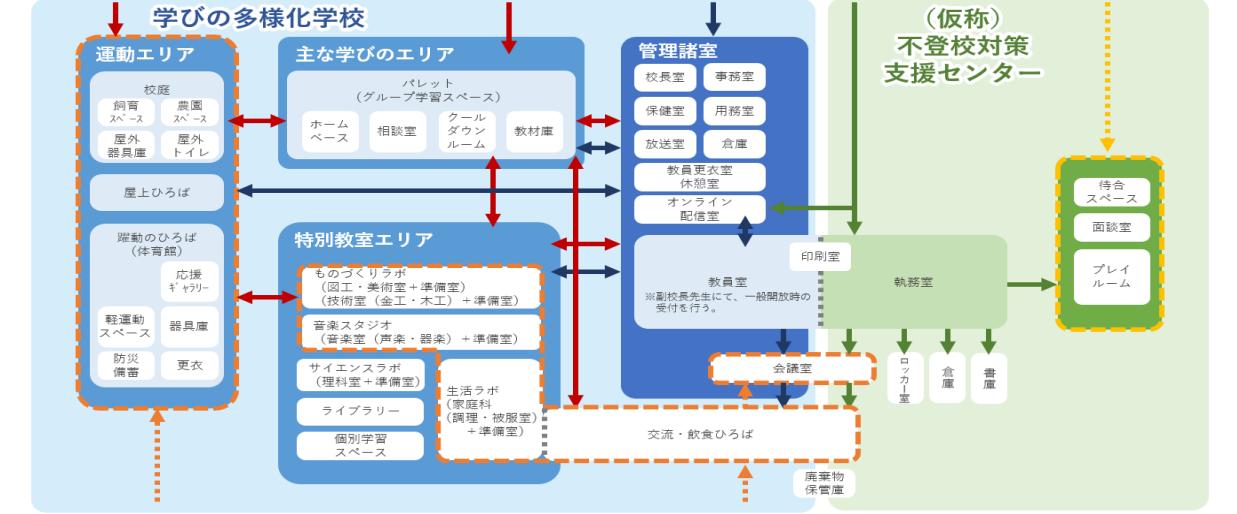
※『共創』は、学びの多様化学校と（仮称）不登校対策支援センターとが、地域や企業の方々と共に学び合う姿を、『杜』は、学校らしい外観を感じさせず、樹木や草花で潤いのある緑豊かな森のような姿を、建築で目指していくことを表しています。

～各機能における基本方針～

- (1) 児童・生徒が明日も来なくなる新たな学びの場（教育機能）  
一般校の「普通教室」での学び方などに抵抗感を示す児童・生徒が多い傾向及び特徴的な学校運営を考慮し、共用部も含め校舎全体を多様な学びの場として、居場所を「選べる」よう計画します。
- (2) 不登校児童・生徒一人ひとりにふさわしい学びの場を案内する施設（相談機能）  
1階に設置することで利用者のアクセスを容易にするとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等と教職員とが、円滑に連携できるよう計画します。
- (3) 地域とともにある施設（地域開放機能）  
児童・生徒の日々の活動を地域の方が肯定的に見守り、親近感もてるような、地域に開かれた施設を目指します。  
体育館や特別教室などの地域開放に加え、災害時の避難所機能を考慮して計画します。

○諸室ごとの機能連関

基本方針などを踏まえ、各エリア（諸室）相互の機能的な関連性や動線を以下のとおり整理します。



【動線の凡例】 児童・生徒：赤矢 教職員：青矢 支援C職員：緑矢 支援C利用者：黄点矢 一般開放：黄点矢

※『主な学びのエリア』は、児童・生徒の基本的な居場所となり、安心感が得られ、選択性が高く、多様な学びが展開できるような、適度な変化や落ち着きのある空間とします。  
※各室の名称は、学校らしさを感じさせない「〇〇ひろば」「〇〇ラボ」等の呼称を検討します。

○ブロックプラン（案） 別紙のとおり

6 今後のスケジュール

設計及び建設工事に必要な期間は、下図のとおり想定しています。



※スケジュールは、業者選定期間等も含めた現時点の予定で、社会情勢等により今後変更となることもあります。

